

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット規制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されている。</p> <p>また、東京都等の地方自治体が、青少年保護健全育成条例の改正により、各自治体の定める理由によってしか子供のフィルタリングの解除を認めず、違反した事業者に対する調査指導権限を自治体に与え、携帯フィルタリングの実質完全義務化を推し進めようとしている。</p> <p>しかし、そもそも、フィルタリングサービスであれ、ソフトであれ、今のところフィルタリングに関するコスト・メリット市場が失敗していない以上、かえって必要なことは、不当なフィルタリングソフト・サービスの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促すことだったはずである。一昨年から昨年にかけて大騒動になったあげく、ユーザーから、ネット企業から、メディア企業から、とにかくあらゆる者から大反対されながらも、有害無益なプライドと利権の確保を最優先する一部の議員と官庁の思惑のみから成立した今の青少年ネット規制法による規制は、一ユーザー・一消費者・一国民として全く評価できないものであり、速やかに法律の廃止が検討されるべきである。</p> <p>フィルタリングに関する規制については、フィルタリングの存在を知り、かつ、フィルタリングの導入が必要だと思っていて、なお未成年にフィルタリングをかけられないとする親に対して、その理由を聞くか、あるいはフィルタリングをかけている親に対して、そのフィルタリングの問題を聞くかして、きちんと本当の問題点を示してから検討してもらいたいとパブコメ等で再三意見を述べているが、今に至るもこのような本当の問題点を示す調査はなされていない。繰り返しになるが、フィルタリングについて、一部の者の一方的な思い込みによって安易に方針を示すことなく、本当の問題点を把握した上で検討を進めるべきである。</p> <p>また、東京都等の地方自治体の推し進める携帯フィルタリングの実質完全義務化について、このような青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制の推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、同じく不適切なその他の情報規制推進についても合わせ、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。</p> <p>なお、フィルタリングについては、その政策決定の迷走により、総務省は携帯電話サイト事業者に無意味かつ多大なダメージを与えた過去がある。携帯フィルタリングについて、ブラックリスト方式ならば、まずブラックリストに載せる基準の明確化から行うべきなので、不当なブラックリ</p>

	<p>スト指定については、携帯電話事業者がそれぞれの基準に照らし合わせて無料で解除する簡便な手続きを備えていればそれで良く、健全サイト認定第3者機関など必要ないはずである。ブラックリスト指定を不当に乱発し、認定機関で不当に審査料をせしめ取り、さらにこの不当にせしめた審査料と、正当な理由もなく流し込まれる税金で天下り役人を飼うのだとしたら、これは官民談合による大不正行為以外の何物でもない。このようなブラックリスト商法の正当化は許されない。今までのところ、フィルタリングサービスであれ、ソフトであれ、今のところフィルタリングに関するコスト・メリット市場が失敗しているとする根拠はなく、かえって必要なことは、不当なフィルタリングソフト・サービスの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促すことだったはずであり、廃止するまでにおいても、青少年ネット規制法の規制は、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売を助長することにつながる恐れが強く、このような不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用が検討されるべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>青少年ネット規制法（正式名称は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」） 各地方自治体の青少年健全育成条例の改正検討（東京都の条例の正式名称は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年ネット規制法を廃止する。 ・廃止するまでにおいても、規制を理由にしたフィルタリングに関する不当な便乗商法に対する監視を政府において強め、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用を検討する。 ・東京都等の地方自治体における青少年保護健全育成条例の改正の検討に対し、その不適切な情報規制推進について、地方自治体法第245条の5に基づき、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出す。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の児童ポルノ規制法により、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」という非常に曖昧な第2条第3項第3号の規定によって定義されるものも含め、児童ポルノの提供及び提供目的の所持まで規制されている。最近も、2009年4月に、アフィリエイト広告代理店社長が児童ポルノ規制法違反幫助容疑で送検され、2009年5月に、児童ポルノサイトへのリンクを張ることについて、児童ポルノ公然陳列幫助容疑で2名が送検され</p> <p>(http://www.j-cast.com/2007/05/09007471.html、http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/05/09/15641.html 参照)、2009年6月には、女子高生の水着を撮影したDVDを児童ポルノとして製造容疑でビデオ販売会社社長他が逮捕されるなど</p> <p>(http://www.47news.jp/CN/200907/CN2009071901000294.html 参照)、警察による法律の拡大解釈・恣意的運用は止まるところを知らず、現行法の運用においてすら、インターネット利用の全てが非常に危険な状態に置かれている。</p> <p>このような全く信用できない警察の動きをさらに危険極まりないものにして、与党である自民党と公明党は、児童ポルノ規制法の規制強化を企て、「自身の性的好奇心を満たす目的で」という主観的要件のみで児童ポルノの所持を禁止する、いわゆる単純所持規制を含む法改正案を第171回国会に提出し、民主党はやはり危険な反復取得罪を含む法改正案を提出し、国会で審議が行われた。第171回国会の解散によって、これらの改正法案は一旦廃案となったが、自民公明両党によって再提出され、今なお継続審議とされているのであり、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとする法改正の検討が今後も続けられかねないという危うい状態にあることに変わりはない。</p> <p>2009年6月には、警察庁、総務省などの規制官庁が絡む形で、検閲にしかなりようがないサイトブロッキングを検討する児童ポルノ流通防止協議会が発足し、この協議会で児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドラインが作られ、さらに、警察庁からアドレスリスト作成管理団体の公募が行われ、2010年7月には、内閣府の児童ポルノ排除対策ワーキングチームと犯罪対策閣僚会議によって、2010年度中にサイトブロッキングを自主規制として導入するという目標を含む児童ポルノ排除総合対策がとりまとめられている。</p> <p>1. 単純所持規制及び創作物規制について</p> <p>閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは</p>

意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、エスパーでもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではない。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得えない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことである。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くなならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ない。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。

児童ポルノ規制法に関しては、既に、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることは今の法律の地道なエンフォースであって有害無益な規制強化の検討ではない。児童ポルノ規制法に関して検討すべきことは、現行ですら過度に広汎であり、違憲のそしりを免れない児童ポルノの定義の厳密化のみである。

2. サイトブロッキングについて

警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明なリスト作成管理団体等を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、インターネット・サービス・プロバイダー、検索サービス事業者あるいはフィルタリング事業者がブロッキング等を行うことは、実質的な検閲に他ならず、決して行われてはならないことである。いくら中間に団体を介しようと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このことは、このようなリストに基づくブロッキング等が、自主的な民間の取組という名目でいくら取り繕おうとも、どうして憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や通信の秘密、検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないかということの根本的な理由であり、小手先の運用や方式の変更などでどうにかなる問題では断じて無い。現時点でこの問題の克服は完全に不可能であり、アドレスリスト作成管理団体のガイドライン、公募、これに対する血税の投入等を全て白紙に戻し、このような非人道的なブロッキング導入の検討を行っている各種検討会を全て即刻解散するべきである。

さらに言えば、このように自主規制と称しながら、内閣府の児童ポルノワーキングチームや犯罪閣僚会議といった官主導の会議で実質的な検閲に他ならないブロッキングの導入方針を決めるなど、異常極まりないことである。政府にあっては、速やかに自らの過ちを認め、閣議決定等により危険かつ有害無益な規制強化の方針決定の撤回を行うべきである。

政府において、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、前国会のような危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきである。

違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイト

ブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。

なお、ブロッキングに関する広報・啓発を行う必要があるとすれば、現時点では、権力側によるその濫用の防止が不可能であり、表現の自由や通信の秘密といった憲法に規定された国民の基本的な権利に照らして問題のない運用を行うことが不可能であるという問題の周知にのみ努めるべきである。

3. プロバイダーのセーフハーバーについて

警察の恣意的な運用によって、現行法においてすら児童ポルノ規制法違反幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあることを考え、今現在民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきである。

4. 国際動向について

児童ポルノの閲覧の犯罪化と創作物の規制まで求める「子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」の根拠のない狂った宣言を国際動向として一方的に取り上げ、児童ポルノ規制の強化を正当化することなどあってはならないことである。児童ポルノ規制に関しては、最近、ドイツのバンド「Scorpions」が32年前にリリースした「Virgin Killer」というアルバムのジャケットカバーが、アメリカでは児童ポルノと見なされないにもかかわらず、イギリスでは該当するとしてブロッキングの対象となり、プロバイダーによっては全Wikipediaにアクセス出来ない状態が生じたなど、欧米では、行き過ぎた規制の恣意的な運用によって弊害が生じていることも見逃されるべきではない。アメリカだけを取り上げても、FBIが偽リンクによる罅捜査を実行し、偽リンクをクリックした者が児童ポルノがダウンロードしようとしたということで逮捕、有罪にされるという恣意的運用の極みをやっている

(http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20080323_fbi_fake_hyperlink/参照)、単なる授乳写真が児童ポルノに当たるとして裁判になり、平和だった一家が完全に崩壊している

(<http://suzacu.blog42.fc2.com/blog-entry-52.html> 参照)、日本のアダルトコミックを所持していたとして、児童の性的虐待を何ら行ったことも無く、考えたことも無い単なる漫画のコレクターが司法取引で有罪とされている

(<http://wiredvision.jp/news/200905/2009052923.html> 参照)などの、極悪かつ非人道的な例が知られている。単純所持規制を導入している西洋キリスト教諸国で行われていることは、中世さながらの検閲と魔女狩りであって、このような極悪非道に倣わなければならない理由は全く無い。

しかし、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ており、アメリカにおい

ても、2009年1月に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2009年2月に連邦控訴裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていることや、2009年のドイツ国会への児童ポルノサイトブロッキング反対電子請願

(<https://epetitionen.bundestag.de/index.php?action=petition;sa=details;petition=3860>)に13万筆を超える数の署名が集まったこと、ドイツにおいても児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、既に憲法裁判が提起され

(<http://www.netzeitung.de/politik/deutschland/1393679.html> 参照)、去年与党に入ったドイツ自由民主党の働きかけで、法施行が見送られ、ドイツは政府としてブロッキング撤廃の方針を打ち出し、欧州レベルでのブロッキング導入にも反対していること

(<http://www.welt.de/die-welt/vermischtes/article6531961/Loeschung-von-Kinderpornografie-im-Netz.html>、

<http://www.zeit.de/newsticker/2010/3/29/iptc-bdt-20100328-736-243608-66xml> 参照)なども注目されるべきである。スイスにおいて最近発表された調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制の根拠は完全に否定されているのである

(<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract> 参照)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されるべきではない

(<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/491&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en> 参照)。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきであり、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならない。

かえって、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけるべきである。

5. 児童ポルノ排除対策ワーキングチームについて

上で書いた通り、政府の会議で自主規制と称して実質的な検閲の導入方針が決定されること自体異常極まりないことであるが、このような危険かつ有害無益な規制強化の方針を含む児童ポルノ排除対策ワーキングチームは、ホームページなどを参照する限り、2回しか開かれておらず、議事録も不十分であり、有識者として呼ばれたと分かるのは、児童ポルノ規制に

	<p>ついて根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える非人道的な日本ユニセフ協会のアグネス・チャン氏1名のみである。その下のワーキンググループに至っては議事概要すら公開していない。児童ポルノ排除総合対策案に対するパブコメの期間も実質10日程度とあまりにも短く、到底国民の意見を聞く気があるとは思えない形で意見募集が行われている。パブコメの結果についても、運用以前の問題としてブロッキング等に反対する意見が圧倒的多数だったと思われるにもかかわらず、「運用面での配慮を求める意見が相当数寄せられた」と国民から寄せられた意見を勝手に歪曲し、結果概要にパブコメとは無関係の新聞記事を付けて印象操作を行うなど、到底許されざる恣意的操作を内閣府はパブコメ結果に加えた。</p> <p>このワーキングチームあるいはグループは議事録、議事の進め方、対策のとりまとめ方等あらゆる点で不透明であり、このような問題だらけのワーキングチームで表現の自由を含む国民の基本的権利に関わる重大な検討が進められることなど論外である。このような検討しかなし得ない出来レースの密室政策談合ワーキングチーム・ワーキンググループは即刻解散するべきである。</p> <p>このワーキングチームは即刻解散するべきであるが、さらに今後児童ポルノ規制について何かしらの検討を行うのであれば、その検討会は下位グループまで含めて全て開催の度数日以内に速やかに議事録を公表する、一方的かつ身勝手に危険な規制強化を求める自称良識派団体代表だけで無く、表現の自由に関する問題に詳しい情報法・憲法の専門家、児童ポルノ法の実務に携わりその本当の問題点を熟知している法律家、規制強化に慎重あるいは反対の意見を有する弁護士等も呼ぶ、危険な規制強化の結論ありきで報告書をまとめる前にきちんとパブコメを少なくとも1月程度の募集期間を設けて取る、提出されたパブコメは概要のみではなく全文を公開するなど、児童ポルノ規制の本当の問題点を把握した上で検討が進められるようにするべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>児童ポルノ規制法（正式名称は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・違憲のそしりを免れない現行の児童ポルノ規制法について、速やかに児童ポルノの定義の厳格化のみの法改正を行う。 ・児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないことと閣議決定する。 ・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討

	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none">・プロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討する。・児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかける。・児童ポルノ流通防止協議会、内閣府の児童ポルノ対策ワーキングチーム等を解散し、サイトブロッキングの導入に関する検討を完全に停止する。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見提出者	個人
1. 項目	インターネット・ホットラインセンター・日本ガーディアン・エンジェルス・日本ユニセフ協会
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>単なる民間団体に過ぎないにもかかわらず、一般からの違法・有害情報の通知を受けて、直接削除要請を行っている、インターネット・ホットラインセンターという名の半官検閲センターが存在している。</p> <p>同じく民間団体に過ぎないにもかかわらず、日本ガーディアン・エンジェルスという団体が、犯罪に関する情報を匿名で受け付け、解決に結び付いた場合に情報料を支払うということを行っており、この7月からネットでの受理まで開始している。</p> <p>また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、2009年6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えるなど、寄付行為に書かれた財団法人の目的を大きく逸脱し、明白に公益を害する行為を繰り返し行い、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとしようとしている。</p> <p>サイト事業者が自主的に行うならまだしも、何の権限も有しないインターネット・ホットラインセンターなどの民間団体からの強圧的な指摘により、書き込みなどの削除が行われることなど本来あってはならないことである。このようなセンターは単なる一民間団体で、しかもこの団体に直接害が及んでいる訳でもないため、削除を要請できる訳がない。勝手に有害と思われる情報を収集して、直接削除要請などを行う民間団体があるということ自体おかしいと考えるべきであり、このような有害無益な半官検閲センターは即刻廃止が検討されて良い。このような無駄な半官検閲センターに国民の血税を流すことは到底許されないものであって、その分できちんとした取り締まりと削除要請ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保すべきである。</p> <p>日本ガーディアン・エンジェルスについても同断であり、直接害が及んでいる訳でもない単なる一民間団体が、直接一般からの通報を受け付け、刑事事件に関与して、解決に結び付いた場合に情報料を支払うということ自体異常である。インターネット・ホットライン・センターにせよ、この日本ガーディアン・エンジェルスにせよ、警察の本来業務を外部委託することがそもそもおかしいのであり、日本ガーディアン・エンジェルスに無駄に国民の血税を流すべきでは無く、その分できちんとした情報受け付けと事件の解決ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保すべきである。また、このようなことに手を染めている日本ガーディアン・エンジェルスは、特定非営利活動法人あるいは認定特定非営利活動法人の名に値するものでは無く、その取り消しが検討されるべきである。</p>

	<p>また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、この6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えているが、日本ユニセフの寄付行為</p> <p>(http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_kifu.html 参照)において、根拠無く焚書と表現弾圧を叫ぶことは、ユニセフの趣旨には入っていないと考えられ、このようなことが事業としてあげられている訳も無く、このような行為は寄付行為違反である。さらに、民主主義の基礎中の基礎である表現の自由等の精神的自由の重要性を考えると、寄付行為違反を超えて、このような行為は明白に公益を害するものである。「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第96条に基づいて、日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から改善命令を出すべきである。また、このような法人は、公益法人あるいは特定公益増進法人の名に値するものではなく、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定取り消しをするべきである。(なお、日本ユニセフ協会は、そのHP http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_tax.html において、募金の税法上の優遇について、特定公益増進法人への寄付が優遇措置を受けられると書いているが、公益法人改革の一環として、既に全ての公益法人に対する寄付に対して同等の優遇措置が認められているのであり(財務省HP http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htm の注参照)、これもかなり悪質なミスリードである。)</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>特定非営利活動促進法 租税特別措置法第66条の11の2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット・ホットラインセンターを廃止する。 ・日本ガーディアン・エンジェルスにおける警察の委託事業を停止する。 <p>また、同時に、日本ガーディアン・エンジェルスに対して、特定非営利活動促進法及び租税特別措置法第66条の11の2に基づく特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人の認定の取り消しを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から公益を害する活動を止めるよう改善命令を出す。また、日本ユニセフ協会に対して、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定を取り消す。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	情報公開法
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	政策決定に関わる重要文書・資料の保存義務とその義務違反に対する罰則が不明確である。さらに、曖昧な理由に基づいて行政機関等が文書の不開示を決めることが可能である上、その後の客観的な事後救済制度の整備も不十分である。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	情報公開法（正式名称は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」である。）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・他省庁、議員、審議会等委員、関係団体とのやり取りに使用された政策決定に関わる文書は全て作成者と使用者の個人名と役職を付して最低10年保存を義務化し（メール、FAX、電話、面談等全てのやり取りの記録と保存を義務化するべき）、5年でHP上に全て自動公開されるシステムを法制化するべきである。 ・全文書に適用される期限を法定し、それ以降は理由によらず必ず公開されるところとするべきである。 ・文書を廃棄する場合は、HP等による事前告知を義務化するべきである。 ・文書管理責任者を明確にし、故意又は過失による廃棄又は虚偽主張に処分を加えられるとするべきである。 ・開示の実施の方法は、原則として請求者の求める方法によらなければならないと法定し、オンライン開示、電子媒体による開示の促進を図るべきである。 ・不開示情報である「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報」かどうかの判断に、行政機関等の裁量を大きく認めるべきでない。 ・国等における審議・検討等に関する情報で、それを公にすることにより、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がある情報についても、行政機関の裁量が大きく入る余地があるため、原則開示とすべきである。 ・情報公開法6条1項から「容易に」とただし書きを削除し、可能な限り情報は切り分けて開示しなければならないと明確化するべきである。 ・情報公開法5条1号ハに公務員の氏名を加え、公務員の個人名も原則開示にし、5条5号・6号二を削除・修正し、省庁の検討情報と天下りも含め人事に関する情報も後に原則開示されるところとするべきである。 ・開示請求から開示決定等までの期限を短縮する。 ・特例としての開示の無期限延長を見直す。 ・実費と利用者の負担の両方のバランスを考慮し、手数料の減額を検討する。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・不服申立てがなされてから審査会への諮問を行うまでの法定期限を導入する。・情報公開訴訟を、原告の普通裁判籍所在地の地方裁判所にも提起できるようにする。・裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書の標目・要旨・不開示の理由等を記載した書面（いわゆるヴォーン・インデックス）の作成・提出を求める手続を導入する。・裁判所が対象文書を実際に見分し、不開示情報の有無等を直に検討できるインカメラ審理手続を導入する。・衆議院事務局は申し訳程度に規定を設けているようだが、それだけではなく、参議院事務局、会派又は議員の活動に関する情報を含め、各議員も含め国会全体におけるきちんとした文書保存制度と情報公開制度を整え、立法府についても保存年限に応じた文書の自動公開システムの法制化を行うべきである。 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	国際組織犯罪防止条約・サイバー犯罪条約及びこれらの締結に必要な法改正・ウィルス作成罪
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>国際組織犯罪防止条約の締結には、共謀罪の創設が必要とされているが、現状でも大規模テロなどについてはすでに殺人予備罪があるので共謀罪がなくとも対応でき、その他、個別の立法事実があればそれに沿った形で個別の犯罪についての予備罪の適否を論ずるべきであって、広範かつ一般的な共謀罪を創設する立法事実はない。実行行為に直接つながる行為によって、法益侵害の現実的危険性を引き起こしたからこそ処罰されるという我が国の刑法学の根幹を揺るがすものである共謀罪は、決して導入されるべきではない。組織要件の厳密化にしても、今現在国会に提出されている修正案のような、その目的や意思のみによる限定は客観性を全く欠き、やはり恣意的な運用しか招きようのない危険なものである。このような危険な法改正を必要とする国際組織犯罪防止条約は日本として締結するべきものではない。</p> <p>サイバー犯罪条約は、通信記録や通信内容等の情報の保全・捜索・押収・傍受等について広範かつ強力な手段を法執行機関に与えることを求めているが、このような要請は、我が国の憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くものであり、この条約も日本として締結するべきものではない。前国会に提出されていた法改正案中でも、差し押さえるべき物がコンピューターである場合には、このコンピューターと接続されているあらゆる記録媒体とそこに記録されている情報を差し押さえ可能であるとされていたが、昨今のインターネットの状況を考えると、差し押さえる範囲が過度に不明確になる懸念が強く、裁判所の許可無く捜査機関が通信履歴の電磁的記録の保全要請をすることが出来るとしていた点も、捜査機関による濫用の懸念が強く、このような刑事訴訟法の枠組みの変更は、通信の秘密やプライバシー、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がない限り、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利、といった我が国の憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くものと私は考える。</p> <p>また、ウィルス作成等に関する罪についても、以前の法改正案の「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える」電磁的記録という要件は、客観性のない人の意図を要件にしている点でやはり曖昧に過ぎ、このような客観性のない曖昧な要件でウィルス作成等に関する刑罰が導入されるべきではない。</p> <p>留保・解釈を最大限に活用しても、憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くことになるだろう、これらの条約は、日本として締結するべきものではないものである。前国会に提出されていた法案は廃案のままにするとともに、条約からの脱退を検討し、今後、ウ</p>

	<p>ウイルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期すべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>国際組織犯罪防止条約（正式名称は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」）</p> <p>サイバー犯罪条約（正式名称は、「サイバー犯罪に関する条約」）</p> <p>刑法の改正検討</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前国会に提出されていた、国際組織犯罪防止条約及びサイバー犯罪条約の締結のための法改正案は廃案のままにすると閣議決定を行う。同時に、条約からの脱退を検討する。 ・ウイルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期す。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	公職選挙法
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>公職選挙法によって、選挙運動期間中にネットを選挙運動に用いることが完全に禁止されている。2009年7月21日に閣議決定された答弁書 (http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/171/toup/t171234.pdf 参照) により、twitter の利用まで公職選挙法違反であるという政府見解が示されている。</p> <p>選挙運動期間中の選挙運動に関するネット上の掲示は全て、公職選挙法の第146条で規制の対象となっている文書図画の掲示とされ、完全に禁止されているが、これは、インターネットにおける正当な情報利用を阻害する一大規制となっている。</p> <p>第148条で、選挙の公正を害しない限りにおいて新聞・雑誌に対し報道・評論を掲載する自由を妨げるものではないと明文で規定しているが、新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、号を逐つて定期的に有償頒布するものであり、第三種郵便物の承認のあるものであり、当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日前一年以来そうであったもので、引き続き発行するものと、ブログ等は無論のこと、大手ネットメディアですら入らない、あまりにも狭い規定となっている。第151条の3で放送についても同様の規定があるが、放送法を参照しており、当然のことながら、動画サイトなどは入らないと考えられる。</p> <p>紙媒体であろうが、ネットだろうが、実名だろうが、匿名だろうが、報道・批評・表現の本質に変わりはない。表現の自由は、憲法に規定されている権利であり、民主主義を支える最も重要な自由として、その代表を選ぶ選挙において、その公平を害しない限りにおいて、あらゆる媒体に最大限認められなくてはならないものであることは言うまでもない。もし、公職選挙法が杓子定規に解釈され、各種ネットメディアに不当な規制の圧力がかけられるようなら、公職選挙法自体憲法違反とされなくてはならない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	公職選挙法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・第142条と第143条の認められる文書図画の頒布・掲示の中に、電子メール・ブログ・動画サイト等様々なネットサービスの利用類型を追加すること等により、公職選挙法第146条の規制を緩和し、ネット選挙を解禁する。 ・公職選挙法第148条の規制を緩和し、新聞等に加えてネットにおける報道及び評論の自由も明文で認め、民主主義を支える最も重要な自由として、その代表を選ぶ選挙において、その公平を害しない限りにおいて、ネ

	ットメディア、動画サイト、ブログ等における表現の自由を最大限確保する。
--	-------------------------------------

意見提出者	個人
1. 項目	天下り
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>2007年6月23日号の週刊ダイヤモンドの「天下り全データ」という特集で、天下りとして2万7882人という人数が示されている。中には他愛のない再就職も含まれているだろうが、2万5千人を超える元国家公務員が各省庁所管の各種独立行政法人や特殊法人、公益法人、企業などにうごめき、このような天下り利権が各省庁の政策を歪めているというのが、今の日本のおぞましい現状である。2010年8月に公表されたの内閣府の特例民法法人調査でも、このような特例民法法人だけで6千人を超える天下り理事がいるとしており、これで1割程度減っているというものの、以前の調査と合わせて考えると、様々な団体・企業になお数万人規模の天下り役人がいるのではないかと考えられる。</p> <p>しかし、法改正によって得られる利権・行政による恣意的な許認可権を盾に、役に立たない役人を民間に押しつけるなど、最低最悪の行為であり、一国民として到底許せるものではない。さらに、このような天下り役人が国の政策に影響を及ぼし、国が亡んでも自分たちの利権のみ伸ばせば良いとばかりに、国益を著しく損なう違憲規制を立法しようとするに至っては、単なる汚職の域を超え、もはや国家反逆罪を構成すると言っても過言ではない。</p> <p>知財・情報政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁から各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を決定するべきである。これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定するべきである。また、天下りの隠れ蓑に使われている特殊法人、公益法人、特定非営利活動法人、特定非営利活動法人等は全廃をベースとして検討を進めるべきであり、天下りを1人でも受け入れている団体・法人・企業は各種公共事業の受注・契約は一切できないという入札・契約ルールを全省庁において等しく導入するべきである。</p> <p>また、大臣の承認を受ければ良いとするような迂回天下りや、嘱託職員として再就職するような隠れ天下りや、人事院の「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」などにおいて提案されている、60歳を過ぎてから公務員の身分のまま公益法人などに出向するといった新たな天下りルートも許されるべきでない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	国家公務員法

4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案	・閣議決定により、国家公務員法で規定されている再就職等監視委員会を凍結し、大臣の承認を受ければ良いとするような迂回天下りや、嘱託職員として再就職するような隠れ天下りや、公務員の身分のまま公益法人などに出向するといった新たに提案されている天下りルートも含め、天下りを完全に禁止する。
-------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見提出者	個人
1. 項目	メール検閲・DPI技術を用いた広告
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言において、通常のメールと同様SNSサービス中の「ミニメール」の内容が通信の秘密に該当するのは当然のこととしても、メッセージ交換サービスにおけるメールの内容確認を送信者に対しデフォルトオンで認める余地があるかの如き整理がなされている。同じく、DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いた行動ターゲティング広告について、現状でも基準等の作成により導入が可能であるかの如き整理がなされている。</p> <p>しかし、メッセージ交換サービスにおけるメールの内容確認を送信者に対しデフォルトオンで認める余地があるとする事は、実質、送信者が受信者しか知り得ないだろうと思って送る情報の内容について、知らない内に事業者を検閲されているという状態をもたらす危険性が極めて高い。受信情報のフィルタリングに関する要件を一方的に拡大解釈し、送信者に対するデフォルトオンのメールの内容確認の余地を認めることは、実質的にメール・通信の検閲の余地を認めるに等しく、憲法にも規定されている通信の秘密をないがしろにすることにつながりかねない極めて危険なことである。これはデフォルトオンでメールの内容確認を行う場が限定的であるか否かという問題ではなく、総務省にあっては、実質的なメールの検閲を是とするかの如き通信の秘密に関する歪んだ整理を速やかに改めるべきである。</p> <p>この部分において、DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いた行動ターゲティング広告についても、利用者の同意がなければ通信の秘密を侵害するものとして許されないのは当然のこととして、DPI技術はネットワーク中のパケットに対して適用されるものであり、一旦導入されてしまうと、その存在と対象範囲について通常の利用者は全く意識・検証し得ないものである。DPI技術についても、利用者が知らない内に通信内容が事業者を検閲されているという状態をもたらす危険性が極めて高く、実質的な検閲をもたらしかねない危険なものとして安易な法的整理はされてはならない。契約書によったとしても、それだけでは、明確かつ個別の同意が十分に得られ、利用者からDPI技術の存在と対象範囲について十分に意識・検証可能となっているとすることはできない。DPI技術の利用については、通常の利用者の明確かつ個別の同意を得ることは現時点では不可能であり、この部分の記載は、現時点で、法的課題を克服することは困難であり、基準等の作成もされるべきではないとされなくてはならない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・	なし

規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	・総務省において、SNSサービスにおけるメール監視やDPI技術を用いた広告のような実質的な検閲を是とするか如き歪んだ法的整理を早急に改め、大臣レベルでその見解を公表する。

意見提出者	個人
1. 項目	携帯電話事業者による差別的なダウンロード容量制限
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言によると、一部の携帯電話事業者が、公式サイト以外のサイトからダウンロードできるファイルの容量制限を行っているとのことであるが、携帯電話事業者による、このような容量制限は、公平性の観点から、独禁法からも明らかに問題がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	なし
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	・携帯電話事業者による公式サイト以外のサイトからダウンロードできるファイルの容量制限を排除する。

意見提出者	(株) 日出ハイテック
-------	-------------

1. 項目	I C T利活用緊急通報端末事業への新規参入障壁
2. 既存の制度・規制等によってI C T利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在は停止となっている緊急通報端末の国、県の4分の3の補助事業で大手企業が一般電話機能の一部ボタンを単に拡大強調した端末が市町村にばら撒かれている。</p> <p>ある地場企業は利用者が一番の念でI C T弱者に低価格で使いやすく毎日の安否や火災検知なども統合した端末を開発し、利用者の安心安全を何よりも最優先する市町村に採用されている。しかし利用者が最も多い大分市、別府市においては参入を断念せざるを得ない仕組みとなっている。それは既存の某通信大手事業者との兼ね合いである。入札仕様で端末は極めて低価格で保守費が極めて高価格に設定されている。その条件下で端末だけの参入は許すが保守は継続性の建前から新規参入を拒否されるからくりとなっている。</p> <p>表面上は公平入札であるが、実質参入不可能な仕組みといえる。</p>
3. I C T利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. I C T利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>某大手通信事業者を国営に戻し、通信インフラ環境整備事業に特化させる。大手通信事業者労組と首長の相互扶助関係打破。</p> <p>(こういうこともできなくて地方分権など、おこがましい。逆効果となる。)</p>

意見提出者	楽天株式会社
1. 項目	一般用医薬品のインターネットを含む通信販売規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>2006年の改正薬事法に基づく改正薬事法施行規則(2009年6月1日施行)により、一部の経過措置を除き、今まで認められていたインターネット等を通じた一般用医薬品の通信販売が原則禁止されることとなり、以下のような影響が生じています。</p> <p>●2009年6月以降、一般用医薬品が通信販売で購入できなくなったことにより健康の維持や体調管理に不安を訴える切実な声が事業者に多数寄せられています。例えばインターネットで通信販売を行っていた薬局等のもとに、消費者から通信販売継続を求める声が多数届いています。また、販売継続を求める署名も150万を越えております。さらに「ハトミミ」に寄せられた第1回集中受付月間(本年1月18日～2月17日受付)の意見のうち約4割が、本件に関するものです。このように多くの消費者が通信販売を通じて自らの体質等にあった一般用医薬品の購入を求めているにも関わらず、通信販売規制によって国民の健康維持が阻害されています。</p> <p>●また、薬局等にとっても死活問題となっています。特に販売チャネルを失った中小の薬局等の中には、事実上経営が成り立たなくなるほどの影響が生じています。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	薬事法第36条の5及び第36条の6、薬事法施行規則第15条の4(第142条において準用する場合を含む。)、第159条の14、第159条の15及び第159条の16、薬事法施行規則等の一部を改正する省令 附則第23条から第28条、薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	第1類及び第2類の一般用医薬品の通信販売の実現に向け、一般用医薬品の安全な利用を確保するための方策の検討を開始するとともに、所要の法令整備を実施していただきたい。これによって、消費者に対する購入経路の選択肢を増やし、国民の健康維持を実現していただきたい。

意見提出者	個人
1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット規制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されています。</p> <p>また、東京都（京都府・大阪府）等の地方自治体が、青少年保護健全育成条例の改正により、各自治体の定める理由によってしか子供のフィルタリングの解除を認めず、違反した事業者に対する調査指導権限を自治体に与え、携帯フィルタリングの実質完全義務化を押し進めようとしています。</p> <p>不当なフィルタリングソフト・サービスの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促すことだったはずですが。一昨年から昨年にかけて大騒動になったあげく、ユーザー・ネット企業・メディア企業、あらゆる者から大反対されながらも、一部の議員と官庁の思惑のみから成立した今の青少年ネット規制法による規制は、日本国民として全く評価できないものであり、速やかに法律の廃止が検討されるべきであります。フィルタリングについて、一部の者の意見に安易に方針を示すことなく、本当の問題点を把握した上で検討を進めるべきです。</p> <p>また、東京都（京都府・大阪府）等の地方自治体の押し進める携帯フィルタリングの実質完全義務化について、このような青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制の推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、同じく不適切なその他の情報規制推進についても合わせ、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すことを強く願います。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>青少年ネット規制法（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）</p> <p>各地方自治体の青少年健全育成条例の改正検討（東京都青少年の健全な育成に関する条例）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>(1) 青少年ネット規制法を廃止すること。</p> <p>(2) 廃止するまでにおいて、規制を理由にしたフィルタリングに関する不当な便乗商法に対する監視を政府において強め、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用を検討すること。</p> <p>(3) 東京都等の地方自治体における青少年保護健全育成条例の改正の検討に対し、その不適切な情報規制推進について、地方自治体法第245条の5に基づき、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すこと。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	要件緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	事例) 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第3条第5項第2号ロ ((電子署名)) 状況) 法的要件が運用にミスマッチの為、電子化の阻害要因になっており、国税関連書類の電子化が促進されない。結果末端の会計、税務の仕組みのみは効率化が図れないことで分断される結果となり、全体の効率化につながらず、企業競争力の低下の一因となっていると考えられる。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	電子署名には有効期限 (最長5年) が定められており、この有効期限は、そもそも国税関係帳簿書類の法的保存年数 (最短7年) を下回るものである。これが法的要件に課せられていることで、利用者は、法的要件を満たすために、電子署名の有効性の延長措置を取る必要があり、運用上もコスト面からも負担が強いられ、電子化が遅々として進まず、ICT利活用の阻害要因となっている。上記事例で求められる電子署名の意義は、スキャン文書が紙と同様に正しくスキャンされたことを承認する意味と捉えられるが、そもそもの電子署名の意義の本質は、あくまでもその時点での本人確認であり、スキャン行為の正当性を証明する行為として用いられることは電子署名法でも想定の外である。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	スキャン行為の正当性の証明は電子帳簿との相互関連性の保持等を含む運用すべてで立証されるものであり、そこにスキャン監督者の電子署名が必ずしも施されている必要性は少ない。また、電子署名がもつもうひとつの効用であるスキャン後の非改ざん性の担保は、別の法的要件であるタイムスタンプが同様の効果を持つため、ここでも電子署名が必ずしも必要ではないと言える。電子署名は要件からはずすか任意項目とする等の要件緩和を実施願いたい。

意見提出者	個人
1. 項目	会社の設立・登記の完全 Internet 化
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	例えば、一番簡単な合同会社の設立・登記についても、電子証明書の取得が必要で、公証役場での電子署名が必要となっている。また、税金の申告に際しても、IC Card reader が必要である。Internet を広範に使うようにしていきたいなら、IC Card reader などの特別な device の購入を強いるのはおかしい。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	わざわざ公証役場へ行き、電子署名をしてもらうのでは、Internet の意義がない。すべて電子的に電子署名をし、登録することができないか、改善すべきだと思われる。自分でしようにも、専用 software を購入しなければならない。さらに、最初の収入印紙などの支払は仕方がないと思うが、維持するために、数年ごとに払い続けなければならない。しかも、安くはない。もっと、人件費などの見直しをするなら、cost を下げることが可能ではないのか。
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	—

意見提出者	個人
1. 項目	今年の1月1日より施行された著作権法改正（ダウンロード規制）
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	個人行為に対していつ、何をされたのかを調べられるような規制は即刻やめるべき。情報アクセスは自由でなければいけない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第30条第1項第3号
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	違法情報の運営・発信者への開示手続き簡素化（プロバイダ責任制限法の見直し）。審議会に慎重・反対意見の者と賛成している者の人数を公平にすること。公職任命コミッショナー制度を導入すること。

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノ単純所持。
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	所持の意思の無い者がウイルスで冤罪になったり、相手をおとしめようとして児童ポルノを所持されるなど単純所持が規制されている国で起きている。日本では取り調べが完全可視化で無いために、冤罪であるという反証・証明が極めて難しい。情報アクセスは通信の秘密、知る権利など国民の基本的な自由と権利であって侵してはいけない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	最近の審議会報告書にて、とってつけたように通信の秘密や表現の自由に配慮と記載されているが、全く配慮していない。 審議会に慎重・反対意見の者と賛成している者の人数を公平にすること。 公職任命コミッショナー制度を導入すること。

意見提出者	個人
1. 項目	法務省が検討中のウイルス作成罪。
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	明確にパソコンなどに感染させて破壊と混乱の目的意思があり作成した者以外は罪に問うべきではない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	サイバー犯罪に関する条約
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	企業・個人のプログラミングや意図せず感染した者への十分な配慮が必要。

意見提出者	グーグル株式会社
1. 項目	著作権に関する一般的権利制限規定（フェアユース規定）の不在
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	文化審議会著作権分科会法制問題小委員会では、平成22年4月に「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」をとりまとめ、現在、これに基づいた更なる審議が進められているところである。同報告書の提案中、ICT利活用に特に関連が深い「利用の類型 C： 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」については、表現の知覚の有無を基準としている点が制限的すぎると考える。コンテンツ産業の振興のためには、オリジナルコンテンツ市場における権利者の権利に影響を与えず、逆にコンテンツにアクセスを促進するようなICT利活用も可能とすべきである。このためには、著作物の概要や一部分の知覚や、そのような部分的な知覚を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる範囲でのコンテンツの利用（過程的な複製等）が可能となる必要がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	たとえ著作物の概要や一部などを知覚しても、当該著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らしてその本質的部分を享受するものとは言いえない利用、またそのような利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用については、当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作物の正当な利益を不当に害しないことを条件として、許容してよいと考える。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の児童ポルノ規制法により、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」という非常に曖昧な第2条第3項第3号の規定によって定義されるものも含め、児童ポルノの提供及び提供目的の所持まで規制されています。最近では、2009年4月に、アフィリエイト広告代理店社長が児童ポルノ規制法違反幫助容疑で送検され、2009年5月に、児童ポルノサイトへのリンクを張ることについて、児童ポルノ公然陳列幫助容疑で2名が送検され</p> <p>(http://www.j-cast.com/2007/05/09007471.html <http://www.j-cast.com/2007/05/09007471.html>、 http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/05/09/15641.html <http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/05/09/15641.html>)、2009年6月には、女子高生の水着を撮影したDVDを児童ポルノとして製造容疑でビデオ販売会社社長他が逮捕されるなど</p> <p>(http://www.47news.jp/CN/200907/CN2009071901000294.html <http://www.47news.jp/CN/200907/CN2009071901000294.html>)、警察による法律の拡大解釈・恣意的運用は止まるところを知らず、現行法の運用においてすら、インターネット利用の全てが極めて危険な状態に置かれています。</p> <p>さらに与党である自民党と公明党は、児童ポルノ規制法の規制強化を企て、「自身の性的好奇心を満たす目的で」という主観的要件のみで児童ポルノの所持を禁止する、いわゆる単純所持規制を含む法改正案を第171回国会に提出し、民主党はやはり危険な反復取得罪を含む法改正案を提出し、国会で審議が行われていました。第171回国会の解散によって、これらの改正法案は一旦廃案となったが、自民公明両党によって再提出され、今なお継続審議とされているのであり、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとする法改正の検討が今後も続けられかねないという危うい状態にあることに変わりはないでしょう。</p> <p>2009年6月には、警察庁、総務省などの規制官庁が絡む形で、検閲にしかなりようがないサイトブロッキングを検討する児童ポルノ流通防止協議会が発足し、この協議会で児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドラインが作られ、さらに、警察庁からアドレスリスト作成管理団体の公募が行われ、2010年7月には、内閣府の児童ポルノ排除対策ワーキングチームと犯罪対策閣僚会議によって、2010年度中にサイトブロッキングを自主規制として導入するという目標を含む児童ポルノ排除総合対策がとりまとめられています。</p> <p>①単純所持規制及び創作物規制について 閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいて、例えば児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益か</p>

つ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものです。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えるなど、他人の判断だけで犯罪者にする事ができ、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反するモノです。インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではないこととはご存知のはずです。実際にアメリカやイギリス等、規制をしている諸外国では冤罪被害者が出ているのが現状です。それと「単純所持を禁止していない」と日本が世界で非難されていると言いますが、単純所持規制国アメリカでは日本の18倍、カナダでは43倍、イギリスでは7倍と単純所持を規制している国では性犯罪が日本よりも遥かに多いことが調べると分かります。更にイギリスの例ですが「単純所持禁止」の1978年から強姦・誘拐件数が急増していると言うことです。

アニメ・漫画・ゲーム（創作物）などの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱することに他ならないことです。アニメ・漫画・ゲーム（創作物）などの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的・科学的な証拠は何一つありません（東京都では実在する人間の「声」を有害情報とする、「非実在青少年」等という造語で架空のキャラクターが青少年であるかのような印象操作をしていた）。実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ないものです。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されないことは言われずとも分かることでしょう。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つありません。そして「漫画アニメ等メディアが性犯罪を誘引する」という理論は、既に世界中の学会において誤りであるという結論がなされており、脳神経学会も犯罪誘引説を明確に否定しています。また、日本図書連盟や法務省も「犯罪を誘引するというデータは無い」と明確に否定しています。さらに「暴力的ビデオゲームはほとんどの子供には無害」と外国の研究者

(<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/1006/10/news050.html>) が発表しています。

②サイトブロッキングについて

関係ないサイトまで遮断されるという「オーバーブロッキング」の問題は、現在の技術力では防げません。警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明なリスト作成管理団体等を介し、

児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、インターネット・サービス・プロバイダー、検索サービス事業者あるいはフィルタリング事業者がブロック等を行うことは、実質的な検閲に他ならず、決して行われてはならないこととあります。国内の児童ポルノ画像に関しては、現行法でもアップロードを取り締まれば対処は可能のはずですが（遮断対象は国外アドレスのみにすべき）。また「児童ポルノ画像が国内に氾濫している」「日本が“児童ポルノ大国”と非難されている」といいますが、イタリアの調査団体によると日本の児ポサイト数は世界で12位、1位のドイツの2139数と比べて日本はたったの6数、しかも殆ど外国人がレンタルしてたそうです。この情報だけでも日本が「児童ポルノ大国」というのは嘘の報道だと言うことがわかります。さらにテレフォナルコバレーノの調査によれば「日本国内の児童ポルノサイト」は年々減少傾向にあるということです。

ポルノワーキングチームや犯罪閣僚会議といった官主導の会議で専門家の意見も聞かず、実質的な検閲に他ならないブロックの導入方針を決めるなど、異常極まりないこととあります。政府には閣議決定等により危険かつ有害無益な規制強化の方針決定の撤回を行うべきでしょう。

政府は、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロックは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととし、前国会のような危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきであります。

違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体（日本ユニセフ協会・ECPAT/ストップ子ども買春の会）の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識な方々ばかりであります。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきであります。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロックのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきです。

③国際動向について

児童ポルノの閲覧の犯罪化と創作物の規制まで求める「子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」の全く根拠のない異常宣言を国際動向として一方的に取り上げ、児童ポルノ規制の強化を正当化することなどあってはならないこととあります。児童ポルノ規制に関しては、外国ではすでにオーバーブロック（過剰な情報規制）が頻発していて、政治を批判

する書籍や HP が、ポルノだと指定されて閲覧禁止になり（その本にはポルノ表現はまったく入っていなかった）、ドイツでもオーバブロックや検閲の危険性から事実上の廃止になっています。フィンランドでも児童ポルノを含まない検閲批判サイトまでブロックすることは法を逸脱しているのではないかと問題になり、リストに含まれる 1047 のサイトを精査したところ、28 のサイトは違法か合法か判断が難しく、46 のサイトは創作性の認められる児童をモデルとした作品、残り 879 サイトは合法コンテンツのみでした。スウェーデンでも警察の恣意的運用が問題を引き起こしているようで、児童ポルノサイトの冤罪をきせてブロックしています。イギリスでは Wikipedia もアクセス禁止という情報遮断が始まったようです。アメリカでも 400 の児童ポルノサイトの為に 120 万の関係ないサイトが遮断され、州法で 2004 年に違憲判決が出ていることをご存知でしょうか。アメリカだけを取り上げても、F B I が偽リンクによる囮捜査を実行し、偽リンクをクリックした者が児童ポルノがダウンロードしようとしたということと逮捕、有罪にされるという恣意的運用の極みをやっていること

（ http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20080323_fbi_fake_hyperlink/

<http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20080323_fbi_fake_hyperlink/> ）、単なる授乳写真が児童ポルノに当たるとして裁判になり、平和だった一家が完全に崩壊していること

（<http://suzacu.blog42.fc2.com/blog-entry-52.html>

<<http://suzacu.blog42.fc2.com/blog-entry-52.html>> 参照）、日本のアダルトコミックを所持していたとして、児童の性的虐待を何ら行ったことも無く、考えたことも無い単なる漫画のコレクターが司法取引で有罪とされている

（<http://wiredvision.jp/news/200905/2009052923.html>

<<http://wiredvision.jp/news/200905/2009052923.html>> ）などの、極悪かつ非人道的な例が知られている。単純所持規制を導入している西洋キリスト教諸国で行われていることは、中世さながらの検閲と魔女狩りであって、このような極悪非道に倣わなければならない理由は全く無いことです。

しかし、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロックの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ており、アメリカにおいても、2009年1月に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2009年2月に連邦控訴裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていることや、2009年のドイツ国会への児童ポルノサイトブロック反対電子請願

（<https://epetitionen.bundestag.de/index.php?action=petition;sa=details;petition=3860>

<<https://epetitionen.bundestag.de/index.php?action=petition;sa=details;petition=3860>> ）に13万筆を超える数の署名が集まったこと、ドイツにおいても児童ポルノサイトブロック法は検閲法と批判され、既に憲法裁判が提起され

（<http://www.netzeitung.de/politik/deutschland/1393679.html>

<<http://www.netzeitung.de/politik/deutschland/1393679.html>>) 去年与党に入ったドイツ自由民主党の働きかけで、法施行が見送られ、ドイツは政府としてブロッキング撤廃の方針を打ち出し、欧州レベルでのブロッキング導入にも反対していること

(<http://www.welt.de/die-welt/vermischtes/article6531961/Loeschung-von-Kinderpornografie-im-Netz.html>

<<http://www.welt.de/die-welt/vermischtes/article6531961/Loeschung-von-Kinderpornografie-im-Netz.html>> 、

<http://www.zeit.de/newsticker/2010/3/29/iptc-bdt-20100328-736-24360866xml>

<<http://www.zeit.de/newsticker/2010/3/29/iptc-bdt-20100328-736-24360866xml>>) なども注目されるべきことです。スイスにおいて最近発表された調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制の根拠は完全に否定されているのであります

(<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract>

<<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract>>)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されるべき事ではないはずです

(<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/491&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

<<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/491&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>>)。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきであり、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならないことです。

かえって、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであるはずだと、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけるべきであります。

④児童ポルノ排除対策ワーキングチームについて

児童ポルノ排除対策ワーキングチームが「児童ポルノサイトブロッキング」に対する、第2回議事次第と配布資料・パブリックコメントが公開されました。しかし「児童ポルノサイトブロッキング」パブリックコメントの内容は、改竄と言っていい内容でした。「児童ポルノサイトブロッキング」パブリックコメントは3割賛成・7割反対でほぼ反対意見しかなかったのに対して、「資料3 意見募集結果概要」で、省庁が新聞記事を引用し、単純

	<p>所持禁止をアピールするという暴挙をやらかしたことです。日弁連と日本ユニセフでは、同じ「単純所持禁止」でもまったく違います。日弁連は所持規制に関する犯罪化に反対しただけでなく、「定義についても明確かつ限定的にすべき」と今年の2月にホームページで公開した声明文で言及しています。もう一度「中立性」だけでなく、1316件の意見のパブリックコメントを全て見直しそれを参考に再構築すべきです。</p> <p>このワーキングチームあるいはグループは議事録、議事の進め方、対策のとりまとめ方等あらゆる点で不透明であり、このような問題だらけのワーキングチームで表現の自由を含む国民の基本的権利に関わる重大な検討が進められることなど論外であります。このような検討しかなし得ない出来レースの密室政策談合ワーキングチーム・ワーキンググループは即刻解散することを強く望みます。</p> <p>このワーキングチームは即刻解散するべきであるが、さらに今後児童ポルノ規制について何かしらの検討を行うのであれば、その検討会は下位グループまで含めて全て開催の度数日以内に速やかに議事録を公表する、一方的かつ身勝手に危険な規制強化を求める自称良識派団体代表（日本ユニセフ協会・ECPAT/ストップ子ども買春の会等）だけで無く、表現の自由に関する問題に詳しい情報法・憲法の専門家、児童ポルノ法の実務に携わりその本当の問題点を熟知している法律家、規制強化に慎重あるいは反対の意見を有する弁護士等も呼ぶ、危険な規制強化の結論ありきで報告書をまとめる前にきちんとパブコメを少なくとも1月程度の募集期間を設けて取る、提出されたパブコメは概要のみではなく全文を公開するなど、児童ポルノ規制の本当の問題点を把握した上で検討が進められるようにすべきでしょう。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>児童ポルノ規制法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違憲のそしりを免れない現行の児童ポルノ規制法について、速やかに児童ポルノの定義の厳格化のみの法改正を行うこと。 ・ 児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないことと閣議決定すること。 ・ 憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討

	<p>すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、先進国でも最も犯罪（性犯罪を含む）日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけること。・児童ポルノ流通防止協議会、内閣府の児童ポルノ対策ワーキングチーム等を解散し、サイトブロッキングの導入に関する検討を完全に停止すること。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見提出者	個人
1. 項目	インターネット・ホットラインセンター・日本ガーディアン・エンジェルズ・日本ユニセフ協会
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>単なる民間団体に過ぎないにもかかわらず、一般からの違法・有害情報の通知を受け、直接削除要請を行っていること、インターネット・ホットラインセンターという名の半官検閲センターが存在しています。</p> <p>同じく民間団体に過ぎないにもかかわらず、日本ガーディアン・エンジェルズという団体が、犯罪に関する情報を匿名で受け付け、解決に結び付いた場合に情報料を支払うということを行っており、この7月からネットでの受理まで開始しています。</p> <p>また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、2009年6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えるなど、寄付行為に書かれた財団法人の目的を大きく逸脱し、明白に公益を害する行為を繰り返し行い、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとしようとしているのはご存知でしょうか。アメリカやイギリス等、規制をしている諸外国では冤罪被害者が出ているのが現状です。そして「漫画アニメ等メディアが性犯罪を誘引する」という理論は、既に世界中の学会において誤りであるという結論がなされており、脳神経学会も犯罪誘引説を明確に否定しています。また、日本図書連盟や法務省も「犯罪を誘引するというデータは無い」と明確に否定しています。さらに「暴力的ビデオゲームはほとんどの子供には無害」と外国の研究者 (http://www.itmedia.co.jp/news/articles/1006/10/news050.html) が発表しています。それと「単純所持を禁止していない」と日本が世界で非難されていると言いますが、単純所持規制国アメリカでは日本の18倍、カナダでは43倍、イギリスでは7倍と単純所持を規制している国では性犯罪が日本よりも遥かに多いことが調べると分かります。更にイギリスの例ですが「単純所持禁止」の1978年から強姦・誘拐件数が急増しているということです。</p> <p>日本が「児ポ大国」などと言われていますが、イタリアの調査団体によると日本の児ポサイト数は世界で12位、1位のドイツの2139数と比べて日本はたったの6数、しかも殆ど外国人がレンタルしてたそうです。この情報だけでも日本が「児童ポルノ大国」というのは嘘の報道だと言うことがわかります。さらにテレフォノアルコバレーノの調査によれば「日本国内の児童ポルノサイト」は年々減少傾向にあるということです。</p> <p>更に「単純所持を規制していない国」は日本とロシア以外にも、全世界で138カ国あり、単純所持規制をしたからといって犯罪が減るといふ科学的根拠もありません。</p>

サイト事業者が自主的に行うならまだしも、何の権限も有しないインターネット・ホットラインセンターなどの民間団体からの強圧的な指摘により、書き込みなどの削除が行われることなど本来あってはならないことであります。このようなセンターは単なる一民間団体で、しかもこの団体に直接害が及んでいる訳でもないため、削除を要請できる訳などありません。勝手に有害と思われる情報を収集し、直接削除要請などを行う民間団体があるということ自体おかしいと考えるべきであり、このような有害無益な半官検閲センターは即刻廃止が検討されて良いはずです。このような無駄な半官検閲センターに国民の血税を流すことは到底許されないことであり、その分できちんとした取り締まりと削除要請ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保するべきです。

日本ガーディアン・エンジェルスについても同断であり、直接害が及んでいる訳でもない単なる一民間団体が、直接一般からの通報を受け付け、刑事事件に関与して、解決に結び付いた場合に情報料を支払うということ自体異常なことです。インターネット・ホットライン・センターにせよ、この日本ガーディアン・エンジェルスにせよ、警察の本来業務を外部委託することがそもそもおかしいのであり、日本ガーディアン・エンジェルスに無駄に国民の血税を流すべきでは無く、その分できちんとした情報受け付けと事件の解決ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保するべきです。また、このようなことに手を染めている日本ガーディアン・エンジェルスは、特定非営利活動法人あるいは認定特定非営利活動法人の名に値するものでは無く、その取り消しが検討されるべきであるはずで

また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、この6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えているが、日本ユニセフの寄付行為

(http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_kifu.html
<http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_kifu.html>) において、根拠無く焚書と表現弾圧を叫ぶことは、ユニセフの趣旨には入っていないと考えられ、このようなことが事業としてあげられている訳も無く、このような行為は寄付行為違反であります。さらに、民主主義の基礎中の基礎である表現の自由等の精神的自由の重要性を考えると、寄付行為違反を超えて、このような行為は明白に公益を害するものであります。「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第96条に基づき、日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から改善命令を出すべきです。また、このような法人は、公益法人あるいは特定公益増進法人の名に値するものでは無く、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法

	<p>人の認定取り消しをするべきである。日本ユニセフ協会は、そのHP http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_tax.html http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_tax.html において、募金の税法上の優遇について、特定公益増進法人への寄付が優遇措置を受けられると書いているが、公益法人改革の一環として、既に全ての公益法人に対する寄付に対して同等の優遇措置が認められているのであり (財務省HP http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htm http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htm の注参照)、これもかなり悪質なミスリードであることは明確です。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>特定非営利活動促進法 租税特別措置法第66条の11の2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット・ホットラインセンターを廃止すること。 ・日本ガーディアン・エンジェルスにおける警察の委託事業を停止すること。同時に、日本ガーディアン・エンジェルスに対して、特定非営利活動促進法及び租税特別措置法第66条の11の2に基づく特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人の認定の取り消しを検討すること。 ・日本ユニセフ協会に対し、所管の外務省から公益を害する活動を止めるよう改善命令を出すこと。また、日本ユニセフ協会に対して、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定を取り消すこと。

意見提出者	特定非営利活動法人 OurPlanetTV
1. 項目	「情報通信利活用促進一括法」について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>*携帯電話の料金が非常に高く、しかも複雑な料金体系</p> <p>*東京でも無料のWIFIスポットがほとんどない</p> <p>*役所や学校の多くがセキュリティレベルを上げすぎており、動画などを見ることができない</p> <p>などなど、日本はインフラの整備が進んでいるわりには、市民／国民にとって、非常に利用しにくいICT環境にある。また、多くの市民／国民がICTへ対し、非常に「不安感」を持っており、ICT利用が促進されない面がある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p><利用しにくいICT利用></p> <p>日本における、既存の情報通信関連法は、すべて<u>産業界への規制や監督などのみを主眼においたビジネス法ばかりで、利用者の視点から策定されたもの</u>がほとんどない。また、<u>非常に厳しい電波監理体制</u>が敷かれている一方で、多くの制度や法律は、<u>放送・通信業界の一部の企業の要請に応える形で策定</u>されており、その結果、<u>ガラパゴスと呼ばれるような状況を生み出してしまった</u>。</p> <p>放送・通信ともに、<u>ハード・ソフトが厳格に分離されていないことも、この環境に拍車をかけている</u>。大きな企業が独自の規格を開発しては、自社に都合の良い制度を要求し、利用者を囲い込みながらサービスを展開するため、利用者にとって必ずしも利便性を生まれない現状にある。</p> <p><ICTへ対する不安感></p> <p>多くのマスメディアが、インターネットに対するマイナスイメージを煽っている現状にある。このため、市民がICTに対してプラスイメージを持ちにくく、<u>デジタルデバイドの拡大を引き起こしている</u>。また、これらマスメディアが、ICT情報通信政策分野で大きな発言力を持っていることも、ICT促進の足を引っ張る要因になっているのではないかと。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>煩雑な手続き業務を簡潔にするなどの規制緩和を進めること自体には異論はないものの、既存の制度・規制の個別的な問題より、制度の立案過程やICTを取り巻く環境にこそ、阻害要因があるように思う。</p> <p>まずは、利用者(国民／市民)の目線にたった、「コミュニケーション基本法」のようなものを策定しなければ、利用者にとってよりよいICT環境は確保できないと考える。</p> <p>その中で重要なのは、既存の大手情報通信企業中心で議論を進めず、様々な立場(障害者や高齢者、外国人、女性、子ども、学生、コミュニティメディア、NPOなど)の利用者の声をきちんと聞くことであろう。利用者本位で制度を作っていかなければ、光の道も十分なインフラとして機能しないだろうし、国際競争においても、他の国の利用者に喜ばれるようなアプリケーションはなかなか育たないはずである。</p>

意見提出者	日本ユニシス株式会社
1. 項目	自治体クラウドにおけるデータ保存先管理の規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	クラウドにおいてはデータの保存先を開示しないケースがあり、保存先の管理に保存場所の明示を含むと、規程には準拠できないケースが予想されます。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>財団法人地方自治情報センター 「自治体クラウド開発実証に係る標準仕様書（平成 21 年度版）」</p> <p>【P.11】 【章／項】 3.標準機能 3.1 必須要件 3.1.1 バックアップ連携 3.1.1.3 機能 (2) オフサイトバックアップ・リストア (B) データ連携に関する機能 (b) データの一元管理を行うための機能</p> <p>【ICT利活用を阻害する記載内容】 (ア) 連携用データの作成日時、保存先などの管理ができること。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ASP・SaaS 事業者により「保存先」の管理基準が明示されることを条件に、データの保存先の明示をしないケースが許容されるよう、ご検討をお願いいたします。

意見提出者	日本ユニシス株式会社
1. 項目	自治体クラウドにおける外部ネットワーク定義による規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	ASP・SaaS事業者は、自身が稼働状況の監視を行うセグメントを持つ必要があるが、これを「外部ネットワーク」と位置づけてしまうと、独立性確保の規定に接触するため、事業者からの監視が行えなくなります。結果として、ASP・SaaS事業者がサービス提供できないと判断することが懸念されます。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>財団法人地方自治情報センター 「自治体クラウド開発実証に係る標準仕様書（平成21年度版）」</p> <p>【P.19】 【章／項】 3.標準機能 3.1 必須要件 3.1.2 自治体クラウドコンピューティング（サーバ仮想化） 3.1.2.1 概要 (2) 適用範囲 (A) 制約事項</p> <p>【ICT利活用を阻害する記載内容】 都道府県域 DC 内のネットワークを、外部ネットワークとの IP リーチャビリティを遮断した独立性を確保するため表 3-2 に示すとおり、「LGWAN 公開セグメント」、「外部ネットワーク公開セグメント」、「ゲートウェイセグメント」及び「運用管理セグメント」の 4 つのセグメントをファイアウォール等により分割して実装する必要がある</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ASP・SaaS事業者は、自身が提供するサービスの稼働状況を監視するセグメントを持っております。ASP・SaaS事業者が IaaS/PaaS としてサービス提供をする場合は、このセグメントの管理・監査基準を明示することを条件に、ASP・SaaS事業者自身が稼働状況の監視を行うセグメントは「外部ネットワーク」と位置づけられないよう、ご検討をお願いいたします。

意見提出者	日本ユニシス株式会社
1. 項目	自治体クラウドにおける時刻同期の免除
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	ASP・SaaS事業者がサービスを提供するための(内部)管理サーバが存在しますが、このサーバについては、ASP・SaaS利用者が敷設するLGWANとの時刻同期は出来ないと想定されます。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>財団法人地方自治情報センター 「自治体クラウド開発実証に係る標準仕様書(平成21年度版)」</p> <p>【P.22】 【章/項】 3.標準機能 3.1 必須要件 3.1.2 自治体クラウドコンピューティング(サーバ仮想化) 3.1.2.3 機能 (1) 仮想化機能 (B) サーバの仮想化</p> <p>【ICT利活用を阻害する記載内容】 ・NTPサーバは仮想化しない 都道府県域DC内の機器はLGWANの時刻に合わせる必要があるため、NTPサーバは仮想化せずに別に設置し、運用する必要がある。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ASP・SaaS事業者がIaaS/PaaSとしてサービス提供をする場合は、時刻同期に対するサービスレベル(標準時との時間差等)を提示することを条件に、ASP・SaaS事業者が管理するサーバに関してはASP・SaaS利用者が敷設するLGWANとの時刻同期は免除されるよう、ご検討をお願いいたします。

意見提出者	日本ユニシス株式会社
1. 項目	自治体クラウドにおける物理 NIC に対する帯域幅指定の規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	ASP・SaaS 事業者では物理的な機器や設計方式を秘匿していることがあるため、機器情報や設計方式を明示しなければならない規程には準拠できないケースが予想されます。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>財団法人地方自治情報センター 「自治体クラウド開発実証に係る標準仕様書（平成 21 年度版）」</p> <p>【P.23】 【章／項】 3.標準機能 3.1 必須要件 3.1.2 自治体クラウドコンピューティング（サーバ仮想化） 3.1.2.3 機能 （1）仮想化機能 （C）I/O の仮想化 （a）ネットワークの仮想化</p> <p>【ICT 利活用を阻害する記載内容】 ネットワークの仮想化は、以下の要件を満たすことを推奨する。 ・物理 NIC は共有するため 1Gbps 以上の NIC を持つこと。</p>
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ASP・SaaS 事業者では物理 NIC の帯域幅を秘匿していることがあります。ASP・SaaS 事業者が IaaS/PaaS としてサービス提供をする場合は、サービスレベル（レスポンス時間等）を提示することを条件に、物理 NIC に対する帯域幅の指定は免除されるよう、ご検討をお願いいたします。

意見提出者	日本ユニシス株式会社
1. 項目	自治体クラウドにおける「サービス用 NIC と管理用 NIC を物理的に分けること」という規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	ASP・SaaS 事業者では物理的な機器や設計方式を秘匿していることがあるため、機器情報や設計方式を明示しなければならない規程には準拠できないケースが予想されます。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>財団法人地方自治情報センター 「自治体クラウド開発実証に係る標準仕様書（平成 21 年度版）」</p> <p>【P.23】 【章／項】 3.標準機能 3.1 必須要件 3.1.2 自治体クラウドコンピューティング（サーバ仮想化） 3.1.2.3 機能 （1）仮想化機能 （C）I/O の仮想化 （a）ネットワークの仮想化</p> <p>【ICT 利活用を阻害する記載内容】 ・サービス用 NIC と管理用 NIC を物理的に分けること サービス用 NIC と管理（運用）用 NIC は物理的に分け、サービス用 NIC 側からハイパーバイザーへのアクセスを低減させることを推奨する。</p>
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ASP・SaaS 事業者では NIC に関する情報を秘匿していることがあります。ASP・SaaS 事業者が IaaS/PaaS としてサービス提供をする場合は、サービスレベル（レスポンス時間等）を提示することを条件に、「NIC を物理的に分ける」ことは免除されるよう、ご検討をお願いいたします。

意見提出者	日本ユニシス株式会社
1. 項目	自治体クラウドにおける「セグメントごとに物理サーバを設置すること」という規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	ASP・SaaS 事業者では物理的な機器や設計方式を秘匿していることがあるため、機器情報や設計方式を明示しなければならない規程には準拠できないケースが予想されます。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>財団法人地方自治情報センター 「自治体クラウド開発実証に係る標準仕様書（平成 21 年度版）」</p> <p>【P.27】 【章／項】 3.標準機能 3.1 必須要件 3.1.2 自治体クラウドコンピューティング（サーバ仮想化） 3.1.2.3 機能 （2）セキュリティ （C）ネットワークのセキュリティ （a）物理サーバ間通信のセキュリティ</p> <p>【ICT利活用を阻害する記載内容】 各セグメント分離に合わせて物理サーバを配置し、物理サーバ間の通信をファイアウォールにより制御することで、LGWAN と外部ネットワークのアクセス制御を行う必要がある。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ASP・SaaS 事業者では物理サーバに関する情報を秘匿していることがあります。ASP・SaaS 事業者が IaaS/PaaS としてサービス提供をする場合は、ユーザ設定セグメント間の通信経路を提示することを条件に、「セグメントごとに物理サーバを設置する」ことは免除されるよう、ご検討をお願いいたします。

意見提出者	日本ユニシス株式会社
1. 項目	自治体クラウドにおけるサービス利用範囲の規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	ASP・SaaS事業者から提供するサーバで全ての業務APの構築をしたいケースも考えられるため、「一部の業務」という制限をすることがクラウドによるサービスを利活用する際の阻害要因となる可能性があります。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>財団法人地方自治情報センター 「自治体クラウド開発実証に係る標準仕様書（平成21年度版）」</p> <p>【P.40】 【章／項】 3.標準機能 3.2 オプション要件 3.2.3 業務データ連携 3.2.3.1 概要 (1) 目的</p> <p>【ICT利活用を阻害する記載内容】 自治体クラウド環境においては、これらの業務を実施するために利用する業務アプリケーション（業務AP）については、一部の業務について、都道府県域DC上に構築する。また、一部の業務はASP・SaaS事業者が提供する業務APを使用する。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ASP・SaaS事業者による、以下のようなサービスの提供を受けることも可能にすることのご検討をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IaaS/PaaSとして、全てのサーバ、ネットワーク、ストレージの提供を受ける ・全ての業務について、ASP・SaaS事業者が提供する業務APを使用する

意見提出者	日本ユニシス株式会社
1. 項目	自治体クラウドにおける LGWAN との接続に関する審査基準・セキュリティ基準の公開
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	ネットワーク接続の要件によっては、そのデータ量や回線の利用期間などにより、ASP・SaaS 事業者から提供するネットワークサービスが有効なケースも考えられます。「LGWAN の利用」を必須とすることがクラウドによるサービスを利活用する際の阻害要因となる可能性があります。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>財団法人地方自治情報センター 「自治体クラウド開発実証に係る標準仕様書（平成 21 年度版）」</p> <p>【P.40】 【章／項】 3.標準機能 3.2 オプション要件 3.2.3 業務データ連携 3.2.3.1 概要 (1) 目的</p> <p>【ICT 利活用を阻害する記載内容】 地方公共団体外に接続されるネットワークは、地方公共団体間のセキュアなネットワークである LGWAN の利用が求められる（図 3-36 参照）。</p>
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>LGWAN との接続に関する審査基準・セキュリティ基準を公開していただきたいと考えております。</p> <p>また、今後、ASP・SaaS 事業者のサービス提供形態は多種にわたると予想されます。LGWAN を介した連携以外に、ASP・SaaS 事業者が提供するネットワークを介した連携も可能にすることをご検討願います。ただし、公開していただいた審査基準・セキュリティ規準を ASP・SaaS 事業者が遵守することを条件といたします。</p>

意見提出者	日本ユニシス株式会社
1. 項目	自治体クラウドにおけるリアルタイム同期の範囲拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	バックアップ目的のデータベースのリアルタイム同期では、ASP・SaaS事業者から提供するサーバに構築したデータベースとの同期が有効なケースも考えられます。リアルタイム同期先を「都道府県域 DCー都道府県域 DC間」又は「都道府県域 DCー地方公共団体庁内間」と制限することがクラウドによるサービスを利用する際の阻害要因となる可能性があります。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>財団法人地方自治情報センター 「自治体クラウド開発実証に係る標準仕様書（平成 21 年度版）」</p> <p>【P.51】 【章／項】 4.拡張機能 4.1 バックアップ連携 4.1.1 データベースのレプリケーション機能によるリアルタイム同期 (2) 適用範囲</p> <p>【ICT利活用を阻害する記載内容】 リアルタイム同期は「都道府県域 DCー都道府県域 DC間」又は「都道府県域 DCー地方公共団体庁内間」を適用範囲とする。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	サービスレベル（レスポンス時間等）が提示されることを条件に、「ASP・SaaS事業者から提供するサーバー都道府県域 DC間」又は「ASP・SaaS事業者から提供するサーバー地方公共団体庁内間」の「リアルタイム同期」も適用範囲に含まれるよう、ご検討をお願いいたします。

意見提出者	日本ユニシス株式会社
1. 項目	自治体クラウドにおける「データ」や「設定情報」の出力対象の明確化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	ASP・SaaS事業者ではデータや設定情報に秘匿しているものがあります。「データ及び設定情報」という記載が、このような業者が秘匿したい情報を含むように解釈可能な記述であると、ASP・SaaS事業者は規程には準拠できないと判断する懸念があります。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>財団法人地方自治情報センター 「自治体クラウド開発実証に係る標準仕様書（平成21年度版）」</p> <p>【P.73】 【章／項】 5.今後の検討課題 （3）LGWAN （C）普及促進施策</p> <p>【ICT利活用を阻害する記載内容】 サービス事業者を容易に乗り換えできるようにして普及促進を図るため、サービス事業者に対して、データ及び設定情報を出力できる機能の提供や求めに応じて詳細設計レベルの資料提供及び解説をLGWAN-ASPとして義務化することの検討</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	「データ」や「設定情報」には、ユーザから預っている「データ」やユーザの指定した「設定情報」と、ASP・SaaS事業者自身の構築している稼働環境に関する「データ」や「設定情報」があり、後者は秘匿していることがあります。提供を義務化する「データ」や「設定情報」は、ユーザから預った「データ」やユーザの指定した「設定情報」であり、ASP・SaaS事業者自身が構築している稼働環境に関する「データ」や「設定情報」ではないことが明示されるよう、ご検討をお願いいたします。

意見提出者	個人
1. 項目	ダウンロード違法化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>文化庁の暴走と国会議員の無知によって、2009年の6月12日に、「著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であって、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知らずに行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、2010年1月1日に施行された。</p> <p>しかし、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知らず」なる要件は、超能力者でもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げて法律などを執行しようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。改正法は未施行であるが、既に、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、弊害は出始めている。</p> <p>そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html（文化庁HPの意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない）や知財本部へのパブコメ（知財本部のHP http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.htmlの個人からの意見参照）を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にながしにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除するべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第30条第1項第3号
4. ICT利	・著作権法第30条第1項第3号を削除する。

活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	
------------------------------	--

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	DRM回避規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現状、不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされている。</p> <p>DRM回避規制については、2010年4月に公開された海賊版対策条約（ACTA）案において、DRM回避規制の対象行為の拡大（製造及び回避サービスの提供）や対象の拡大（「のみ」要件の緩和）等が必要な条文案が選択肢を示さない形で提示されており、さらにこのような規制強化について知財計画2010においても具体的な制度改革案を2010年度中にまとめるとされている。</p> <p>しかし、2009年2月にDRM回避機器についてゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。</p> <p>かえって、著作権法において、私的領域におけるコピーコントロール回避まで違法とすることで、著作権法全体に関するモラルハザードとデジタル技術・情報の公正な利活用を阻む有害無益な萎縮効果が生じているのではないかと考えられる。</p> <p>デジタル技術・情報の公正な利活用を阻むものであり、そもそも、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第30条第1項第2号）は撤廃すべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。</p> <p>ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化は検討されるべきでないのは無論のこと、このような危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含めた形での条約交渉を、何ら国民的な合意を得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行うなどおよそ論外である。日本政府として、海賊版対策条約（ACTA）へのDRM回避規制関連条項の導入に反対し、同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で議論を提起するべきである。</p>

<p>3. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠</p>	<p>著作権法第30条第1項第2号 著作権法第120条の2 不正競争防止法第2条第1項第10号、第11号 海賊版対策条約（検討中）</p>
<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法第30条第1項第2号を削除する。 ・合わせ、DRM回避規制に関して、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上の規制強化をしないと閣議決定する。 ・海賊版対策条約（ACTA）条約交渉においてDRM回避規制関連条項を取り除くよう日本政府から強く働きかける。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	コピーワンス・ダビング10・B-CAS
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>無料の地上放送の全てに、2008年まではコピーワンスというコピーを1個しか認めない異常に厳しいコピー制限がかけられていた。2008年からわずかに緩和されたが、やはりダビング10という不当に厳しいコピー制限が今も維持されている。このようなコピー制限を維持するためとして、無料の地上放送の全てにB-CASによりスクランブル・暗号化が施されているという状態が今もなお続いている。</p> <p>2009年の総務省の情報通信審議会の中間答申で、ようやく無料の地上放送へB-CASシステムとコピーワンス運用の導入を可能とした2002年6月の省令改正についての記載が加えられた。このように以前、無料の地上放送へのスクランブル・暗号化を禁じる省令が存在していた理由についての記載はやはり無いが、これは、無料地上放送は本来あまねく見られるべきという理念があったことの証左であろう。過去の検討経緯についてよりきちんとした情報開示を行い、このような過去の省令に表れている無料の地上放送の理念についても念頭においた上で再検討が進められなくてはならない。</p> <p>本来あまねく見られることを目的としていた無料地上波本来の理念をねじ曲げ、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸したという総務省の過去の行為は見下げ果てたものである。コピーワンス問題、ダビング10問題、</p> <p>B-CAS問題の検討と続く、無料の地上放送のスクランブルとコピー制御に関する政策検討の迷走とそれにより浪費され続けている膨大な社会的コストのことを考えても、このような省令改正の政策的失敗は明らかであり、総務省はこの省令改正を失策と明確に認めるべきである。</p> <p>B-CASシステムは談合システムに他ならず、これは、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能している。</p> <p>以前は総務省令によって、無料の地上放送へのこのようなスクランブル・暗号化の導入は禁止されていたが、総務省は、平成14年6月にこの省令の改正を行い、本来あまねく見られることを目的とする無料の地上放送へB-CASシステムとコピーワンス運用の導入を可能として、無料地上波本来の理念をねじ曲げ、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸すと見下げ果てた行為を行っている。コピーワンス問題、ダビング10問題、B-CAS問題の検討と続く、無料の地上放送のスクランブルとコピー制</p>

御に関する政策検討の迷走とそれにより浪費され続けている膨大な社会的コストのことを考えても、このような省令改正の政策的失敗は明らかであり、この省令改正を失策と総務省に明確に認めさせるべきである。

昨年運用が開始されたダビング10に関しても、大きな利便性の向上なくして、より複雑かつ高価な機器を消費者が新たに買わされるだけの愚策としか言いようがなく、一消費者・一国民として納得できるものでは全くない。さらに、ダビング10機器に関しては、テレビ（チューナー）と録画機器の接続によって、全く異なる動作をする（接続次第で、コピーの回数が9回から突然1回になる）など、公平性の観点からも問題が大きい。

現在の地上無料放送各局の歪んだビジネスモデルによって、放送の本来あるべき姿までも歪められるべきではない。そもそもあまねく視聴されることを本来目的とする、無料の地上放送においてコピーを制限することは、視聴者から視聴の機会を奪うことに他ならず、このような規制を良しとする談合業界及び行政に未来はない。

コピー制限技術はクラッカーに対して不断の方式変更で対抗しなければならないが、その方式変更途方もないコストが発生する無料の地上放送では実質的に不可能である。インターネットにてユーザー間でコピー制限解除に関する情報がやりとりされる現在、もはや無料の地上放送にDRMをかけていること自体が社会的コストの無駄であるとはっきりと認識すべきである。無料の地上放送におけるDRMは本当に縛りたい悪意のユーザーは縛れず、一般ユーザーに不便を強いているだけである。さらに、B-CASカードのユーザー登録の廃止（地上デジタル放送専用の青カードについては既にユーザー登録が廃止されており、BS・CS・地上共用の赤カードについても来年3月に登録が廃止される予定である。

<http://www.b-cas.co.jp/www/whatsnew/100325.html>、

<http://www.b-cas.co.jp/www/whatsnew/100705.html> 参照)により、B-CASカードによるユーザーに対するコピー制御の技術的な実行（導入）は完全に不可能となっており、既に存在意義を完全に失っているB-CASカード・システムは速やかに完全に地上デジタル放送から排除されるべきである。

2009年の情報通信審議会の中間答申において、現行のB-CASシステムと併存させる形でチップやソフトウェア等の新方式を導入することが提言されており、今も恐らく企業レベル等で検討が進められているものと思うが、無意味な現行システムの維持コストに加えて新たなシステムの追加で発生するコストまでまとめて消費者に転嫁される可能性が高く、このようなお粗末な策は、一消費者として全く評価できないものである。さらに言うなら、これらの新方式は、不正機器対策には全くならない上、新たに作られるライセンス発行・管理機関が総務省なりの天下り先となり、新方式の技術開発・設備投資コストに加え、天下りコストまで今の機器に上乗せされかねないものである。この審議会において同じく検討課題とされていた、制度的法執行にしても、正規機器の認定機関が総務省なりの天

	<p>下り先となり、その天下りコストがさらに今の機器に上乗せされるだけで、しかも不正機器対策には全くなならないという最低の愚策である。</p> <p>無料の地上放送の理念を歪め、放送局・権利者・国内の大手メーカーの談話を助長している、無料の地上放送にかけられているスクランブル・暗号化こそ問題なのであって、B-CAS類似の無意味なシステムをいくら併存させたところで、積み上げられるムダなコストが全て消費者に転嫁されるだけで何の問題の解決にもならず、同じことが繰り返されるだけだろう。基幹放送である無料地上波については、B-CASシステムを排除し、ノンスクランブル・コピー制限なしを基本とすること以外で、この問題の本質的な解決がもたらされることはない。</p> <p>法的にもコスト的にも、どんな形であれ、全国民をユーザーとする無料地上放送に対するコピー制限は維持しきれものではない。このようなバカげたコピー制限に関する過ちを二度と繰り返さないため、無料の地上放送についてはスクランブルもコピー制御もかけないこととする逆規制を、政令や省令ではなく法律のレベルで放送法に入れることを私は一国民として強く求める。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>—</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<p>1. 無料地上波からB-CASシステムを排除し、テレビ・録画機器における参入障壁を取り除き、自由な競争環境を実現する。</p> <p>2. あまねく見られることを目的とするべき、基幹放送である無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしを基本とする。</p> <p>3. 無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしとすることを、総務省が勝手に書き換えられるような省令や政令レベルにではなく、法律に書き込む。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	私的録音録画補償金制度
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>私的複製によって生じる著作権者の経済的不利益を補償するため、MD、CD-R、DVD-R等の分離型録音録画専用デジタル録音録画機器・媒体に私的録音録画補償金が賦課されている。文化庁文化審議会において、数年に渡り縮小・廃止に向けた検討が行われ、補償金のそもそもの意義が問われた中で、その解決をおざなりにしたまま、2008年の6月にダビング10解禁のために文部科学大臣と経済産業大臣の間で暫定的な措置としてブルーレイ課金の合意がなされ、消費者不在の中、2009年の5月に著作権施行令の改正によってブルーレイへの課金まで実施された。さらには、この問題について、メーカーと補償金管理協会の間で訴訟が行われるにまで至っている。</p> <p>確かに今はコピーフリーのアナログ放送もあるが、ブルーレイにアナログ放送を録画することはまずもって無いと考えられるため、アナログ放送の存在もブルーレイ課金の根拠としては薄弱であり、そのアナログ放送も2011年には止められる予定となっている。</p> <p>特に、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後2年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金に合理性があったとは私には全く思えない。</p> <p>わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りである。このような不当に厳しいコピー制限が維持される限り、私的録画補償金は廃止するべきである。</p> <p>文化庁の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそもの意義についての意義が問われたが、今に至るも文化庁は、天下り先である権利者団体のみにゆだね、この制度に関する根本的な検討を怠っている（文化庁は、基本問題小委員会を設けたが、始めからメンバーが権利者団体のみに片寄っており、このような小委員会で著作権の根本に関わる問題など検討できないことは明白である）。</p> <p>世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているということはカケラも無く、権利者団体がその政治力を不当に行使し、歪んだ「複製＝対価」の著作権神授説に基づき、不当に対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがあらゆる国における実情である。表向きはどうあれ、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国</p>

	<p>は、私的録音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎない。</p> <p>この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどここの国を見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっている。機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製＝対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデタラメさが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実には、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識されなくてはならないことである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>著作権法第30条第2項 著作権法第5章 著作権法施行令第1章</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<p>1. そもそも、著作権法の様な私法が私的領域に踏み込むこと自体がおかしいのであり、私的領域での複製は原則自由かつ無償であることを法文上明確にする。また、刑事罰の有無に関わらず、外形的に違法性を判別することの出来ない形態の複製をいたずらに違法とすることは社会的混乱を招くのみであり、厳に戒められるべきである。</p> <p>2. 特に、補償金については、これが私的録音録画を自由にすることの代償であることを法文上明確にする。すなわち、私的録音録画の自由を制限するDRM（コピーワンスやダビング10ほどに厳しいDRM）がかけられている場合は、補償措置が不要となることを法文上明確にする。</p> <p>3. また、タイムシフト、プレースhift等は、外形的に複製がなされているにせよ、既に一度合法的に入手した著作物を自ら楽しむために移しているに過ぎず、このような態様の複製について補償は不要であることを法文上明確にする。実質権利者が30条の範囲内での複製を積極的に認めているに等しい、レンタルCDやネット配信、有料放送からの複製もこれに準じ、補償が不要であることを明確にする。</p> <p>4. 私的録音録画の自由の確保を法文上明確化するとした上で、私的録音録画を自由とすることによって、私的複製の範囲の私的録音録画によってどれほどの実害が著作権者に発生するのかについてのきちんとした調査を行う。</p> <p>この実害の算定にあたっては、補償の不必要な私的複製の形態や著作権者に損害を与えない私的複製の形態があることも考慮に入れ、私的録音録画の著作権者に与える経済的効果を丁寧に算出する。単に私的録音</p>

録画の量のみを問題とすることなど論外であり、その算定に当たっては入念な検証を行う。

5. この算出された実害に基づいて補償金の課金の対象範囲と金額が決められるべきである。特に、その決定にあたっては、コンテンツ産業振興として使われる税金や受信料・電波の割当といった各種の公的に与えられている既得権益も補償金的一种ととらえられることを念頭に置くべきである。この場合でも、将来の権利者団体による際限の無い補償金要求を無くすため、対象範囲と金額が明確に法律レベルで確定される必要がある。あらゆる私的録音録画について無制限の補償金要求権を権利者団体に与えることは、ドイツ等の状況を見ても、社会的混乱を招くのみであり、ユーザー・消費者・国民にとってきちんとセーフハーバー（あらかじめ定められた一定のルール、範囲のもとで行動する限り違法ないし違反にならないとされる範囲）として機能する範囲・金額の確定が行われなくてはならない。

あるいは、実害が算出できないのであれば、原則にのっとり、私的録音録画補償金制度は廃止されるべきである。

6. 集められた補償金は、権利者の分配に使用されることなく、全額違法コピー対策やコンテンツ産業振興などの権利者全体を利する事業へ使用されるようにするべきである。

なお、天下り先の権利者団体のみにおもねり、国益を無視して暴走する文化庁には、もはや、この問題の検討能力は完全に無い。上記のような方向性で検討する必要があると私は考えているが、無理なようであれば、この制度を現行のまま完全に凍結すると閣議決定することも、合わせ検討するべきである。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	著作権保護期間
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の日本の著作権法において、著作権の保護期間は著作者の死後50年とされている。実演、レコード及び放送に関する著作隣接権については、それぞれ実演を行った時、音を最初に固定した時、放送を行った時から50年とされている。文化庁の文化審議会において、延長の検討がなされて来ており、権利者団体と文化庁を除けば、延長を否定する結論が出そろっているにもかかわらず、文化庁は保護期間延長に関して継続して検討しようとし続けている。</p> <p>1. 著作権そのものの保護期間について</p> <p>著作権そのものに関しては、現行でも著作者の死後50年という極めて長い期間に渡って著作権が保護されることになっている。また、著作者人格権については保護期間が切れるということはない。</p> <p>文化的に、ひ孫の孫くらいのことまで考えて創作をしている人間がいるとも思われず、文化の多様化のためにはこれ以上の延長はほとんど何の役にも経たず、経済的にも、著作者の死後50年を経てなお権利処理コストを上回る財産的価値を保っている極めて稀な著作物のために、このコストを下回るほとんど全ての著作物の利用を阻害することは全く妥当でない。</p> <p>また、保護期間延長問題は金銭的な話でないとするリスペクト論もよく権利者側が持ち出すのだが、創作者が世に出したいと思う形のまま、創作者の名前を付けて著作物を流通させるために、同一性保持権や氏名表示権といった著作者人格権が、既に保護期間が切れることのない権利として規定されているのであり、人格権と財産権を混同した主張は取り上げるに値しない。延長問題は、あくまで権利の財産的な側面のみを考慮して考えられなくてはならない。</p> <p>これほど長期間に渡る著作権の保護期間は、過去の圧倒的多数の著作物の新たな技術による公共利用、過去の大多数の著作物のデジタル情報としての公共利用に対する一大阻害要因となっており、著作権者の個々のメリットに比して社会的デメリットがあまりにも大きな有害な規制として機能している。このような著作権の保護期間については、短縮が検討されてしかるべきである。</p> <p>また、権利者団体と文化庁を除けば日本国内では、この点に関しては延長しないということではほとんど結論が出そろっているのであり、文化庁の保護期間延長に関する検討は完全に止められるべきである。</p> <p>2. 実演家の著作隣接権の保護期間について</p> <p>同一性保持権や氏名表示権などの実演家の人格権も特に保護期間と一緒に切れるということはないので、実演家の著作隣接権の保護期間について</p>

	<p>も人格権と財産権を混在にするリスク論は全く当てはまらない。</p> <p>実演から50年を超えて保護期間を延長することが文化的な実演を多く生み出すための奨励となり、この奨励が、保護期間延長によって生じる公共利用に対する非奨励を超えるという明確な論拠が示されるならばともかく、実演から50年という期間はかなり著名かつ長命の実演家でなければ切れることがない期間であり、今のところ、実演家の著作隣接権の保護期間延長についても、これを是とするに足る根拠は何一つなく、これも延長されるべきでない。</p> <p>なお、著作隣接権の中でも、実演家の権利と、レコード製作者・放送事業者の権利は大きく性質が異なっているものであり、これらを混同することは百害あって一利ないものである。</p> <p>3. レコード製作者あるいは放送事業者の著作隣接権の保護期間について レコード製作者と放送事業者という創作者ではない流通事業者の著作隣接権は、単にレコード会社や放送局が強い政治力を持っていたことから無理矢理ねじ込まれた権利に過ぎず、その目的は流通コストへの投資を促すことのみであったものである。インターネットという流通コストの極めて低い流通方法がある今、独占権という報奨で流通屋に投資を促さねばならない文化上の理由もほぼ無くなっているのであり、これらの保護期間は速やかに短縮することが検討されるべきである。</p> <p>なお、放送事業者の権利の保護期間については、今でもローマ条約及びTRIPS協定で放送から20年と規定されているだけであり、短縮するのに国際的障害はない。合理的な理由無く決められた保護期間を短縮することが憲法上問題になる訳もない。</p> <p>なお、過去、保護期間の短縮を行った国としては、ポルトガルとスペインが存在しており、保護期間の短縮は国際的に見て完全に不可能とされるものではない。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>著作権法第2章第4節 著作権法第4章第6節 ベルヌ条約第7条 万国著作権条約第4条 ローマ条約第14条 レコード製作者の保護に関する条約第4条 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約第17条 TRIPS協定第12条及び第14条</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁における著作権保護期間延長の検討を閣議決定により停止する。 ・放送に関する著作隣接権に関しては、速やかに保護期間を“放送を行った時から20年”とする。

性についての提案	・合わせて、現行ですら余りに長い著作権及びレコード製作者あるいは放送事業者の著作隣接権の保護期間短縮のため、日本政府からベルヌ条約他の関係条約の改正提案を行うことを、政府レベルで検討する。
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	一般フェアユース条項の導入による著作権規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるインターネットのような場においては、現行の個別の権利制限規制を前提とする著作権法全体がデジタル技術・情報の公正な利活用を阻害するものとなっている。</p> <p>今現在、文化庁の文化審議会において著作権法における一般フェアユース条項の導入が検討されているが、2010年6月の法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」で示された方針は、「A その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」のみを権利制限の一般規定の対象とするべきとその範囲は不当に狭い。確かに法的安定性を高めるという点ではこれらの類型について権利制限を設けることは重要であるものの、これほど限定したのでは、これはもはや権利制限の「一般」規定の名に値しない。これでは、既存の個別制限規定がことごとく不当に狭く使いにくいものとされているという現状から来る問題に対処する上では極めて不十分な、狭く使いにくい「個別」規定が新たに追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。</p> <p>インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものであり、著作物の公正利用には上記以外の変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、形式的利用、付随的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない利用に限るといった形で不当にその範囲を狭めるべきではなく障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等、個別の権利制限規定による対処が不可能な全ての公正利用の類型が含まれるよう、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入すべきである。</p> <p>なお、個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処するべきとする意見もあるが、文化庁と権利者団体がスクラムを組んで個別規定すらかな</p>

	<p>か入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処たり得ない。2009年6月に成立した法改正においても、図書館におけるアーカイブ化のための権利制限の対象を国立国会図書館のみに限り、検索エンジンの権利制限の対象も、「業として行う者」と業規制をかけた上で、政令でその基準を定めようとし、研究目的の権利制限についても、大量の情報の統計解析のみを対象としているなど、不当に厳しい制限が課されており、天下り先の権利者団体のみにおもねる文化庁による法改正の検討の弊害は如実に現れている。</p> <p>また、権利を侵害するかしないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってほしい。</p>
<p>3. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠</p>	<p>著作権法</p>
<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<p>著作権法に、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入する。</p> <p>ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならないことである。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	著作権の間接侵害・侵害幫助
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられ、今なお係争中である「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件等を考えても、今現在、著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態にある。</p> <p>今現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあり、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきである。</p> <p>さらに、著作権の間接侵害事件や侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうことを考えると、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定することが緊急の課題である。</p> <p>セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、今現在文化庁の文化審議会で検討されているように、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているのが不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>著作権法第7章及び第8章 刑法第62条 プロバイダー責任制限法（正式名称は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・プロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討する。 ・合わせ、今現在の文化庁の文化審議会における、著作権法に間接侵害一般規定を設けることに関する検討を停止し、間接侵害や著作権侵害幫助罪

性についての提案	<p>も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定するための検討を開始する。</p> <p>ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるであろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。</p>
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	著作権検閲・ストライクポリシー
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>まだ実施されていないと思われるが、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、携帯電話においてダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再生制限を行うという、日本レコード協会の著作権検閲の提案が取り上げられている。</p> <p>同じく、著作権検閲に流れる危険性が極めて高い、フランスで今なお揉めているネット切断型のストライクポリシー類似の、ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策が、警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で進められており、さらに、ストライクポリシーの導入の検討を著作権団体が求めている。</p> <p>しかし、通信の秘密という基本的な権利の適用は監視の位置がサーバーであるか端末であるかによらないものであること、特に、機械的な処理であっても通信の秘密を侵害したことには変わりはないとされ、通信の秘密を侵害する行為には、当事者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること（窃用すること）も含むとされていることを考えると、日本レコード協会が提案している違法音楽配信対策は、明らかに通信の秘密を侵害するものであり、さらに、憲法に規定されている表現の自由（情報アクセス権を含む）や検閲の禁止に明らかに反するものとして、このような技術による著作権検閲に他ならない対策は決して導入されてはならないものである。</p> <p>また、本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、それ自体プライバシー権を侵害するものであり、プライバシーの観点からも、このような措置は導入されるべきでない。</p> <p>付言すれば、日本レコード協会の携帯端末における違法音楽配信対策は、建前は違えど、中国でPCに対する導入が検討され、大騒ぎになった末、今現在導入が無期延期されているところの検閲ソフト「グリーン・ダム」と全く同じ動作をするものであるということを政府にははっきりと認識してもらいたい。このような検閲ソフトの導入については、日本も政府として懸念を表明しているはずであり、自由で民主的な社会において、このような技術的検閲が導入されることなど、絶対許されないことである。</p> <p>このような提案は、通信の秘密や検閲の禁止、表現の自由、プライバシーといった個人の基本的な権利をないがしろにするものである。日本レコード協会が提案している、検閲に該当するこのような対策は絶対に導入さ</p>

	<p>れるべきでなく、また技術支援・実証実験等として税金のムダな投入がなされるべきではない。</p> <p>警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーについても、2009年6月に、フランス憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるものであるとして、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定された。フランスでは今なおストライクポリシーに関して揉め続けているが、日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることが保証されなくてはならない。</p> <p>これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討すべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やストライクポリシー、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討すべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>—</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やストライクポリシー、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討する。 ・閣議決定により、日本レコード協会が提案している、日本版著作権グリ

	<p>ーン・ダム計画について技術支援・実証実験等として税金のムダな投入を行わないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none">・同じく閣議決定により、警察庁などが絡む形で進められている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを保証する。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>模倣品・海賊版拡散防止条約の検討・交渉が政府レベルで交渉が行われている。</p> <p>2010年4月に公開されたこの条約の条文案には、法定損害賠償に関する条項が含まれているが、この法定賠償制度は、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつながないものであり、日本において導入されるべきとは到底思えない制度である。選択肢の形にはなっているが、このような不合理な制度の導入を求めている一部の者によって、国内法改正の検討の際に不当に利用される恐れもあり、法定賠償に関する条項については削除を求めるべきである。</p> <p>また、日本の現在の法制度と比較した時、DRM回避規制について今以上の規制強化を必要とする条項も条文案に含まれている。しかし、2009年2月に、DRM回避機器に対して、ゲームメーカー勝訴の判決が出ていることを考えても、今以上の規制を是とするに足る立法事実は何一つなく、かえって、今以上の規制強化はユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。このような危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含めた形での条約交渉を、何ら国民的な同意を得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行うなどおよそ論外である。日本政府として、海賊版対策条約（ACTA）へのDRM回避規制関連条項の導入に反対し、同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で議論を提起するべきである。</p> <p>同じ条文案には、プライバシー保護に関する条項を入れることを検討すると書かれているものの、条文案には、インターネットにおけるプロバイダーの責任制限等についての条項も含まれており、この部分の法制化によりユーザーの情報アクセスに関する基本的な権利が不当な侵害を受ける恐れがあることを考えると、プライバシーの保護に関する条項だけでは不十分である。国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利である情報アクセスの権利等の情報の自由に関する権利を守るということも、条約に書き込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけるべきである。</p> <p>また4月時点での条約案こそ公開されたものの、依然として交渉に関しては日本政府は要領を得ない概要の公開のみでごまかしている。交渉会合に際しては、毎回速やかに自国の交渉スタンスと各国政府の反応について、議論の詳細を公開するべきである。このような情報の公開に他国の承認が必要であるとするなら、交渉の場で条約に関する詳細情報の公開についての議論を日本政府として積極的に提起し、他国の承認を得るようにするべ</p>

	<p>きである。ほとんど全世界のインターネットユーザーつまり、全世界の全国民の情報アクセスに多大な影響を及ぼしかねないこの条約の交渉については、その交渉に関する全情報が公開されて良い。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>模倣品・海賊版拡散防止条約（検討中）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・模倣品・海賊版拡散防止条約から、法定賠償とDRM回避規制に関する条項について日本政府として削除を求める。 ・同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で日本政府から議論を提起する。 ・プライバシーの権利だけではなく、国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利である情報アクセスの権利等の情報の自由に関する権利を守るということも、条約に書き込むべきであると日本から各国に積極的に働きかける。 ・交渉会合に際し、毎回速やかに自国の交渉スタンスと各国政府の反応について、議論の詳細を公開する。

意見提出者	個人
1. 項目	出会い系サイト規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>出会い系サイト事業者の届け出の義務化を中心とする、出会い系サイト規制法の改正法が2008年の5月に成立し、同年12月から施行されている。その後、2009年の2月から3月にかけて、警視庁が、SNS各社に対して書き込みの削除要請をし、あるSNSでは内容の精査も無いまま「出会い」に関するコミュニティが全て削除されるということが起こった(http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0904/02/news085.html 参照)。2009年5月には、やはり警視庁が、SNSサイトの年齢確認の厳格化を要請しており(http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20392643,00.htm 参照)、2009年6月には、無届け出会い系サイト運営容疑で逮捕者まで出ている(http://journal.mycom.co.jp/news/2009/06/02/057/index.html 参照)。</p> <p>警察による出会い系サイト規制法の拡大解釈・恣意的運用によって、ネット利用における不必要かつ有害な萎縮効果が既に発生していることは、一般サイト事業者に対する警察からの要請とその反応から明らかである。</p> <p>この出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過されて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反しており、表現の自由などの国民の最重要の基本的な権利をないがしろにするものである、今回の出会い系サイト規制法の改正については、今後、速やかに元に戻すことが検討されなくてはならない。</p> <p>既に逮捕者まで出ているが、出会い系サイト規制法は、その曖昧さから別件逮捕のツールとして使われ、この制度によって与えられる不透明な許認可権限による、警察の出会い系サイト業者との癒着・天下り利権の強化を招く恐れが極めて強い。出会い系サイト規制法を去年の改正前の状態に戻すまでにおいても、この危険な法律の運用については慎重の上に慎重が期されるべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	出会い系サイト規制法（正式名称は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」）
4. ICT利活用を阻害	・出会い系サイト規制法を改正前の状態に速やかに戻す。

する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案	
-----------------------------------------	--

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット規制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されている。</p> <p>また、東京都等の地方自治体が、青少年保護健全育成条例の改正により、各自治体の定める理由によってしか子供のフィルタリングの解除を認めず、違反した事業者に対する調査指導権限を自治体に与え、携帯フィルタリングの実質完全義務化を推し進めようとしている。</p> <p>しかし、そもそも、フィルタリングサービスであれ、ソフトであれ、今のところフィルタリングに関するコスト・メリット市場が失敗していない以上、かえって必要なことは、不当なフィルタリングソフト・サービスの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促すことだったはずである。一昨年から昨年にかけて大騒動になったあげく、ユーザーから、ネット企業から、メディア企業から、とにかくあらゆる者から大反対されながらも、有害無益なプライドと利権の確保を最優先する一部の議員と官庁の思惑のみから成立した今の青少年ネット規制法による規制は、一ユーザー・一消費者・一国民として全く評価できないものであり、速やかに法律の廃止が検討されるべきである。</p> <p>フィルタリングに関する規制については、フィルタリングの存在を知り、かつ、フィルタリングの導入が必要だと思っていて、なお未成年にフィルタリングをかけられないとする親に対して、その理由を聞くか、あるいはフィルタリングをかけている親に対して、そのフィルタリングの問題を聞くかして、きちんと本当の問題点を示してから検討してもらいたいとパブコメ等で再三意見を述べているが、今に至るもこのような本当の問題点を示す調査はなされていない。繰り返しになるが、フィルタリングについて、一部の者の一方的な思い込みによって安易に方針を示すことなく、本当の問題点を把握した上で検討を進めるべきである。</p> <p>また、東京都等の地方自治体の推し進める携帯フィルタリングの実質完全義務化について、このような青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制の推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、同じく不適切なその他の情報規制推進についても合わせ、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。</p> <p>なお、フィルタリングについては、その政策決定の迷走により、総務省は携帯電話サイト事業者に無意味かつ多大なダメージを与えた過去がある。携帯フィルタリングについて、ブラックリスト方式ならば、まずブラックリストに載せる基準の明確化から行うべきなので、不当なブラックリ</p>

	<p>スト指定については、携帯電話事業者がそれぞれの基準に照らし合わせて無料で解除する簡便な手続きを備えていればそれで良く、健全サイト認定第3者機関など必要ないはずである。ブラックリスト指定を不当に乱発し、認定機関で不当に審査料をせしめ取り、さらにこの不当にせしめた審査料と、正当な理由もなく流し込まれる税金で天下り役人を飼うのだとしたら、これは官民談合による大不正行為以外の何物でもない。このようなブラックリスト商法の正当化は許されない。今までのところ、フィルタリングサービスであれ、ソフトであれ、今のところフィルタリングに関するコスト・メリット市場が失敗しているとする根拠はなく、かえって必要なことは、不当なフィルタリングソフト・サービスの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促すことだったはずであり、廃止するまでにおいても、青少年ネット規制法の規制は、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売を助長することにつながる恐れが強く、このような不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用が検討されるべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>青少年ネット規制法（正式名称は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」） 各地方自治体の青少年健全育成条例の改正検討（東京都の条例の正式名称は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年ネット規制法を廃止する。 ・廃止するまでにおいても、規制を理由にしたフィルタリングに関する不当な便乗商法に対する監視を政府において強め、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用を検討する。 ・東京都等の地方自治体における青少年保護健全育成条例の改正の検討に対し、その不適切な情報規制推進について、地方自治体法第245条の5に基づき、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出す。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の児童ポルノ規制法により、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」という非常に曖昧な第2条第3項第3号の規定によって定義されるものも含め、児童ポルノの提供及び提供目的の所持まで規制されている。最近も、2009年4月に、アフィリエイト広告代理店社長が児童ポルノ規制法違反幫助容疑で送検され、2009年5月に、児童ポルノサイトへのリンクを張ることについて、児童ポルノ公然陳列幫助容疑で2名が送検され</p> <p>http://www.j-cast.com/2007/05/09007471.html、 http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/05/09/15641.html参照)、2009年6月には、女子高生の水着を撮影したDVDを児童ポルノとして製造容疑でビデオ販売会社社長他が逮捕されるなど</p> <p>http://www.47news.jp/CN/200907/CN2009071901000294.html参照)、警察による法律の拡大解釈・恣意的運用は止まるところを知らず、現行法の運用においてすら、インターネット利用の全てが極めて危険な状態に置かれている。</p> <p>このような全く信用できない警察の動きをさらに危険極まりないものにして、参議院与党である自民党と公明党は、児童ポルノ規制法の規制強化を企て、「自身の性的好奇心を満たす目的で」という主観的要件のみで児童ポルノの所持を禁止する、いわゆる単純所持規制を含む法改正案を第171回国会に提出し、民主党はやはり危険な反復取得罪を含む法改正案を提出し、国会で審議が行われた。第171回国会の解散によって、これらの改正法案は一旦廃案となったが、自民公明両党によって再提出され、今なお継続審議とされているのであり、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとする法改正の検討が今後も続けられかねないという危うい状態にあることに変わりはない。</p> <p>2009年6月には、警察庁、総務省などの規制官庁が絡む形で、検閲にしかなりようがないサイトブロッキングを検討する児童ポルノ流通防止協議会が発足し、この協議会で児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドラインが作られ、さらに、警察庁からアドレスリスト作成管理団体の公募が行われ、2010年7月には、内閣府の児童ポルノ排除対策ワーキングチームと犯罪対策閣僚会議によって、2010年度中にサイトブロッキングを自主規制として導入するという目標を含む児童ポルノ排除総合対策がとりまとめられている。</p> <p>1. 単純所持規制及び創作物規制について</p> <p>閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは</p>

は意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、超能力者でもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではない。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得えない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあつてはならないことである。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くなりならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であつて、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもつても正当化され得ない。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。

児童ポルノ規制法に関しては、既に、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることは今の法律の地道な執行であつて有害無益な規制強化の検討ではない。児童ポルノ規制法に関して検討すべきことは、現行ですら過度に広汎であり、違憲のそしりを免れない児童ポルノの定義の厳密化のみである。

2. サイトブロッキングについて

警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明なリスト作成管理団体等を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、インターネット・サービス・プロバイダー、検索サービス事業者あるいはフィルタリング事業者がブロッキング等を行うことは、実質的な検閲に他ならず、決して行われてはならないことである。いくら中間に団体を介しようと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このことは、このようなリストに基づくブロッキング等が、自主的な民間の取組という名目でいくら取り繕おうとも、どうして憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や通信の秘密、検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないかということの根本的な理由であり、小手先の運用や方式の変更などでどうにかなる問題では断じて無い。現時点でこの問題の克服は完全に不可能であり、アドレスリスト作成管理団体のガイドライン、公募、これに対する血税の投入等を全て白紙に戻し、このような非人道的なブロッキング導入の検討を行っている各種検討会を全て即刻解散するべきである。

さらに言えば、このように自主規制と称しながら、内閣府の児童ポルノワーキングチームや犯罪閣僚会議といった官主導の会議で実質的な検閲に他ならないブロッキングの導入方針を決めるなど、異常極まりないことである。政府にあっては、速やかに自らの過ちを認め、閣議決定等により危険かつ有害無益な規制強化の方針決定の撤回を行うべきである。

政府において、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、前国会のような危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきである。

違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書

き込むべきである。

なお、ブロッキングに関する広報・啓発を行う必要があるとすれば、現時点では、権力側によるその濫用の防止が不可能であり、表現の自由や通信の秘密といった憲法に規定された国民の基本的な権利に照らして問題のない運用を行うことが不可能であるという問題の周知にのみ努めるべきである。

3. プロバイダーのセーフハーバーについて

警察の恣意的な運用によって、現行法においてすら児童ポルノ規制法違反幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあることを考え、今現在民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきである。

4. 国際動向について

児童ポルノの閲覧の犯罪化と創作物の規制まで求める「子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」の根拠のない狂った宣言を国際動向として一方的に取り上げ、児童ポルノ規制の強化を正当化することなどあってはならないことである。児童ポルノ規制に関しては、最近、ドイツのバンド「Scorpions」が32年前にリリースした「Virgin Killer」というアルバムのジャケットカバーが、アメリカでは児童ポルノと見なされないにもかかわらず、イギリスでは該当するとしてブロッキングの対象となり、プロバイダーによっては全Wikipediaにアクセス出来ない状態が生じたなど、欧米では、行き過ぎた規制の恣意的な運用によって弊害が生じていることも見逃されるべきではない。アメリカだけを取り上げても、FBIが偽リンクによる捜査を実行し、偽リンクをクリックした者が、児童ポルノをダウンロードしようとしたということで逮捕、有罪にされるという恣意的運用の極みをやっている

(http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20080323_fbi_fake_hyperlink/参照)、単なる授乳写真が児童ポルノに当たるとして裁判になり、平和だった一家が完全に崩壊している

(<http://suzacu.blog42.fc2.com/blog-entry-52.html>参照)、日本のアダルトコミックを所持していたとして、児童の性的虐待を何ら行ったことも無く、考えたことも無い単なる漫画のコレクターが司法取引で有罪とされている(<http://wiredvision.jp/news/200905/2009052923.html>参照)などの、極悪かつ非人道的な例が知られている。単純所持規制を導入している西洋キリスト教諸国で行われていることは、中世さながらの検閲と魔女狩りであって、このような極悪非道に倣わなければならない理由は全く無い。

しかし、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ており、アメリカにおいても、2009年1月に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として

完全に否定され、2009年2月に連邦控訴裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていることや、2009年のドイツ国会への児童ポルノサイトブロッキング反対電子請願

(<https://epetitionen.bundestag.de/index.php?action=petition;sa=details;petition=3860>) に13万筆を超える数の署名が集まったこと、ドイツにおいても児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、既に憲法裁判が提起され

(<http://www.netzeitung.de/politik/deutschland/1393679.html> 参照)、去年与党に入ったドイツ自由民主党の働きかけで、法施行が見送られ、ドイツは政府としてブロッキング撤廃の方針を打ち出し、欧州レベルでのブロッキング導入にも反対していること

(<http://www.welt.de/die-welt/vermischtes/article6531961/Loeschung-von-Kinderpornografie-im-Netz.html>、

<http://www.zeit.de/newsticker/2010/3/29/iptc-bdt-20100328-736-24360866xml> 参照) なども注目されるべきである。スイスにおいて最近発表された調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制の根拠は完全に否定されているのである

(<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract> 参照)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されるべきではない

(<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/491&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en> 参照)。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきであり、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならない。

かえって、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけるべきである。

5. 児童ポルノ排除対策ワーキングチームについて

上で書いた通り、政府の会議で自主規制と称して実質的な検閲の導入方針が決定されること自体異常極まりないことであるが、このような危険かつ有害無益な規制強化の方針を含む児童ポルノ排除対策ワーキングチームは、ホームページなどを参照する限り、2回しか開かれておらず、議事録も不十分であり、有識者として呼ばれたと分かるのは、児童ポルノ規制について根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える非人道的な日本ユニセフ協会のアグネス・チャン氏1名のみである。その下のワーキンググループに至っては議事概要すら公開していない。児童ポルノ排除総合

	<p>対策案に対するパブコメの期間も実質10日程度とあまりにも短く、到底国民の意見を聞く気があるとは思えない形で意見募集が行われている。パブコメの結果についても、運用以前の問題としてブロッキング等に反対する意見が圧倒的多数だったと思われるにもかかわらず、「運用面での配慮を求める意見が相当数寄せられた」と国民から寄せられた意見を勝手に歪曲し、結果概要にパブコメとは無関係の新聞記事を付けて印象操作を行うなど、到底許されざる恣意的操作を内閣府はパブコメ結果に加えた。</p> <p>このワーキングチームあるいはグループは議事録、議事の進め方、対策のとりまとめ方等あらゆる点で不透明であり、このような問題だらけのワーキングチームで表現の自由を含む国民の基本的権利に関わる重大な検討が進められることなど論外である。このような検討しかなし得ない出来レースの密室政策談合ワーキングチーム・ワーキンググループは即刻解散するべきである。</p> <p>このワーキングチームは即刻解散するべきであるが、さらに今後児童ポルノ規制について何かしらの検討を行うのであれば、その検討会は下位グループまで含めて全て開催の度数日以内に速やかに議事録を公表する、一方的かつ勝手に危険な規制強化を求める自称良識派団体代表だけで無く、表現の自由に関する問題に詳しい情報法・憲法の専門家、児童ポルノ法の実務に携わりその本当の問題点を熟知している法律家、規制強化に慎重あるいは反対の意見を有する弁護士等も呼ぶ、危険な規制強化の結論ありきで報告書をまとめる前にきちんとパブコメを少なくとも1月程度の募集期間を設けて取る、提出されたパブコメは概要のみではなく全文を公開するなど、児童ポルノ規制の本当の問題点を把握した上で検討が進められるようにするべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>児童ポルノ規制法（正式名称は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・違憲のそしりを免れない現行の児童ポルノ規制法について、速やかに児童ポルノの定義の厳格化のみの法改正を行う。 ・児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないことと閣議決定する。 ・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討

	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none">・プロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討する。・児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかける。・児童ポルノ流通防止協議会、内閣府の児童ポルノ対策ワーキングチーム等を解散し、サイトブロッキングの導入に関する検討を完全に停止する。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見提出者	個人
1. 項目	インターネット・ホットラインセンター・日本ガーディアン・エンジェルズ・日本ユニセフ協会
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>単なる民間団体に過ぎないにもかかわらず、一般からの違法・有害情報の通知を受けて、直接削除要請を行っている、インターネット・ホットラインセンターという名の半官検閲センターが存在している。</p> <p>同じく民間団体に過ぎないにもかかわらず、日本ガーディアン・エンジェルズという団体が、犯罪に関する情報を匿名で受け付け、解決に結び付いた場合に情報料を支払うということを行っており、この7月からネットでの受理まで開始している。</p> <p>また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、2009年6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えるなど、寄付行為に書かれた財団法人の目的を大きく逸脱し、明白に公益を害する行為を繰り返し行い、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとしようとしている。</p> <p>サイト事業者が自主的に行うならまだしも、何の権限も有しないインターネット・ホットラインセンターなどの民間団体からの強圧的な指摘により、書き込みなどの削除が行われることなど本来あってはならないことである。このようなセンターは単なる一民間団体で、しかもこの団体に直接害が及んでいる訳でもないため、削除を要請できる訳がない。勝手に有害と思われる情報を収集して、直接削除要請などを行う民間団体があるということ自体おかしいと考えるべきであり、このような有害無益な半官検閲センターは即刻廃止が検討されるべきである。このような無駄な半官検閲センターに国民の血税を流すことは到底許されないのであって、その分できちんとした取り締まりと削除要請ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保するべきである。</p> <p>日本ガーディアン・エンジェルズについても同断であり、直接害が及んでいる訳でもない単なる一民間団体が、直接一般からの通報を受け付け、刑事事件に関与して、解決に結び付いた場合に情報料を支払うということ自体異常である。インターネット・ホットライン・センターにせよ、この日本ガーディアン・エンジェルズにせよ、警察の本来業務を外部委託することがそもそもおかしいのであり、日本ガーディアン・エンジェルズに無駄に国民の血税を流すべきでは無く、その分できちんとした情報受け付けと事件の解決ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保するべきである。また、このようなことに手を染めている日本ガーディアン・エンジェルズは、特定非営利活動法人あるいは認定特定非営利活動</p>

	<p>法人の名に値するものではなく、その取り消しが検討されるべきである。</p> <p>また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、この6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えているが、日本ユニセフの寄付行為</p> <p>(http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_kifu.html 参照)において、根拠無く焚書と表現弾圧を叫ぶことは、ユニセフの趣旨には入っていないと考えられ、このようなことが事業としてあげられている訳もなく、このような行為は寄付行為違反である。さらに、民主主義の基礎中の基礎である表現の自由等の精神的自由の重要性を考えると、寄付行為違反を超えて、このような行為は明白に公益を害するものである。「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第96条に基づいて、日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から改善命令を出すべきである。また、このような法人は、公益法人あるいは特定公益増進法人の名に値するものではなく、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定取り消しをするべきである。(なお、日本ユニセフ協会は、そのHPhttp://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_tax.htmlにおいて、募金の税法上の優遇について、特定公益増進法人への寄付が優遇措置を受けられると書いているが、公益法人改革の一環として、既に全ての公益法人に対する寄付に対して同等の優遇措置が認められているのであり(財務省HPhttp://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htmの注参照)、これもかなり悪質なミスリードである。)</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>特定非営利活動促進法 租税特別措置法第66条の11の2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット・ホットラインセンターを廃止する。 ・日本ガーディアン・エンジェルスにおける警察の委託事業を停止する。また、同時に、日本ガーディアン・エンジェルスに対して、特定非営利活動促進法及び租税特別措置法第66条の11の2に基づく特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人の認定の取り消しを検討する。 ・日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から公益を害する活動を止めるよう改善命令を出す。また、日本ユニセフ協会に対して、いわゆる“事業仕分け”の対象とし、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定を取り消す。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	情報公開法
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	政策決定に関わる重要文書・資料の保存義務とその義務違反に対する罰則が不明確である。さらに、曖昧な理由に基づいて行政機関等が文書の不開示を決めることが可能である上、その後の客観的な事後救済制度の整備も不十分である。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	情報公開法（正式名称は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」である。）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他省庁、議員、審議会等委員、関係団体とのやり取りに使用された政策決定に関わる文書は全て作成者と使用者の個人名と役職を付して最低10年保存を義務化し（メール、FAX、電話、面談等全てのやり取りの記録と保存を義務化するべき）、5年でHP上に全て自動公開されるシステムを法制化するべきである。 ・ 全文書に適用される期限を法定し、それ以降は理由によらず必ず公開されるところとするべきである。 ・ 文書を廃棄する場合は、HP等による事前告知を義務化するべきである。 ・ 文書管理責任者を明確にし、故意又は過失による廃棄又は虚偽主張に処分を加えられるところとするべきである。 ・ 開示の実施の方法は、原則として請求者の求める方法によらなければならないと法定し、オンライン開示、電子媒体による開示の促進を図るべきである。 ・ 不開示情報である「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報」かどうかの判断に、行政機関等の裁量を大きく認めるべきでない。 ・ 国等における審議・検討等に関する情報で、それを公にすることにより、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がある情報についても、行政機関の裁量が大きく入る余地があるため、原則開示とすべきである。 ・ 情報公開法6条1項から「容易に」とただし書きを削除し、可能な限り情報は切り分けて開示しなければならないと明確化するべきである。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・情報公開法5条1号ハに公務員の氏名を加え、公務員の個人名も原則開示にし、5条5号・6号二を削除・修正し、省庁の検討情報と天下りも含め人事に関する情報も後に原則開示されるべきである。・開示請求から開示決定等までの期限を短縮する。・特例としての開示の無期限延長を見直す。・実費と利用者の負担の両方のバランスを考慮し、手数料の減額を検討する。・不服申立てがなされてから審査会への諮問を行うまでの法定期限を導入する。・情報公開訴訟を、原告の普通裁判籍所在地の地方裁判所にも提起できるようにする。・裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書の標目・要旨・不開示の理由等を記載した書面（いわゆるヴォーン・インデックス）の作成・提出を求める手続を導入する。・裁判所が対象文書を実際に見分し、不開示情報の有無等を直に検討できるインカメラ審理手続を導入する。・衆議院事務局は申し訳程度に規定を設けているようだが、それだけではなく、参議院事務局、会派又は議員の活動に関する情報を含め、各議員も含め国会全体におけるきちんとした文書保存制度と情報公開制度を整え、立法府についても保存年限に応じた文書の自動公開システムの法制化を行うべきである。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

意見提出者	個人
1. 項目	国際組織犯罪防止条約・サイバー犯罪条約及びこれらの締結に必要な法改正・ウィルス作成罪
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>国際組織犯罪防止条約の締結には、共謀罪の創設が必要とされているが、現状でも大規模テロなどについてはすでに殺人予備罪があるので共謀罪がなくとも対応でき、その他、個別の立法事実があればそれに沿った形で個別の犯罪についての予備罪の適否を論ずるべきであって、広範かつ一般的な共謀罪を創設する立法事実はない。実行行為に直接つながる行為によって、法益侵害の現実的危険性を引き起こしたからこそ処罰されるという我が国の刑法学の根幹を揺るがすものである共謀罪は、決して導入されるべきではない。組織要件の厳密化にしても、今現在国会に提出されている修正案のような、その目的や意思のみによる限定は客観性を全く欠き、やはり恣意的な運用しか招きようのない危険なものである。このような危険な法改正を必要とする国際組織犯罪防止条約は日本として締結するべきものではない。</p> <p>サイバー犯罪条約は、通信記録や通信内容等の情報の保全・捜索・押収・傍受等について広範かつ強力な手段を法執行機関に与えることを求めているが、このような要請は、我が国の憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くものであり、この条約も日本として締結するべきものではない。前国会に提出されていた法改正案中でも、差し押さえるべき物がコンピューターである場合には、このコンピューターと接続されているあらゆる記録媒体とそこに記録されている情報を差し押さえ可能であるとされていたが、昨今のインターネットの状況を考えると、差し押さえる範囲が過度に不明確になる懸念が強く、裁判所の許可無く捜査機関が通信履歴の電磁的記録の保全要請をすることが出来るとしていた点も、捜査機関による濫用の懸念が強く、このような刑事訴訟法の枠組みの変更は、通信の秘密やプライバシー、正当な理由に基づいて発せられ、かつ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がない限り、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利、といった我が国の憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くものと私は考える。</p> <p>また、ウィルス作成等に関する罪についても、以前の法改正案の「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える」電磁的記録という要件は、客観性のない人の意図を要件にしている点でやはり曖昧に過ぎ、このような客観性のない曖昧な要件でウィルス作成等に関する刑罰が導入されるべきではない。</p> <p>留保・解釈を最大限に活用しても、憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くことになるだろう、これらの条約は、日本として締結するべきものではないものである。前国会に提出されていた法案は廃案のままにするとともに、条約からの脱退を検討し、今後、ウ</p>

	<p>ウイルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期すべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>国際組織犯罪防止条約（正式名称は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」） サイバー犯罪条約（正式名称は、「サイバー犯罪に関する条約」）刑法の改正検討</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性の提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前国会に提出されていた、国際組織犯罪防止条約及びサイバー犯罪条約の締結のための法改正案は廃案のままにすると閣議決定を行う。同時に、条約からの脱退を検討する。 ・ウイルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期す。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	公職選挙法
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>公職選挙法によって、選挙運動期間中にネットを選挙運動に用いることが完全に禁止されている。2009年7月21日に閣議決定された答弁書 (http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/171/toup/t171234.pdf 参照) により、twitterの利用まで公職選挙法違反であるという政府見解が示されている。</p> <p>選挙運動期間中の選挙運動に関するネット上の掲示は全て、公職選挙法の第146条で規制の対象となっている文書図画の掲示とされ、完全に禁止されているが、これは、インターネットにおける正当な情報利用を阻害する一大規制となっている。</p> <p>第148条で、選挙の公正を害しない限りにおいて新聞・雑誌に対し報道・評論を掲載する自由を妨げるものではないと明文で規定しているが、新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、号を逐つて定期的に有償頒布するものであり、第三種郵便物の承認のあるものであり、当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日前一年以来そうであったもので、引き続き発行するものと、ブログ等は無論のこと、大手ネットメディアですら入らない、あまりにも狭い規定となっている。第151条の3で放送についても同様の規定があるが、放送法を参照しており、当然のことながら、動画サイトなどは入らないと考えられる。</p> <p>紙媒体であろうが、インターネットだろうが、実名だろうが、匿名だろうが、報道・批評・表現の本質に変わりはない。表現の自由は、憲法に規定されている権利であり、民主主義を支える最も重要な自由として、その代表を選ぶ選挙において、その公平を害しない限りにおいて、あらゆる媒体に最大限認められなくてはならないものであることは言うまでもない。もし、公職選挙法が杓子定規に解釈され、各種ネットメディアに不当な規制の圧力がかけられるようなら、公職選挙法自体憲法違反とされなくてはならない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	公職選挙法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性について	<ul style="list-style-type: none"> ・第142条と第143条の認められる文書図画の頒布・掲示の中に、電子メール・ブログ・動画サイト等様々なネットサービスの利用類型を追加すること等により、公職選挙法第146条の規制を緩和し、ネット選挙を解禁する。 ・公職選挙法第148条の規制を緩和し、新聞等に加えてネットにおける

の提案	報道及び評論の自由も明文で認め、民主主義を支える最も重要な自由として、その代表を選ぶ選挙において、その公平を害しない限りにおいて、ネットメディア、動画サイト、ブログ等における表現の自由を最大限確保する。
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見提出者	個人
1. 項目	天下り
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>2007年6月23日号の週刊ダイヤモンドの「天下り全データ」という特集で、天下りとして2万7882人という人数が示されている。中には他愛のない再就職も含まれているだろうが、2万5千人を超える元国家公務員が各省庁所管の各種独立行政法人や特殊法人、公益法人、企業などにごめき、このような天下り利権が各省庁の政策を歪めているというのが、今の日本のおぞましい現状である。2010年8月に公表された内閣府の特例民法法人調査でも、このような特例民法法人だけで6千人を超える天下り理事がいるとしており、これで1割程度減っているというものの、以前の調査と合わせて考えると、様々な団体・企業になお数万人規模の天下り役人がいるのではないかと考えられる。</p> <p>しかし、法改正によって得られる利権・行政による恣意的な許認可権を盾に、役に立たない役人を民間に押しつけるなど、最低最悪の行為であり、一国民として到底許せるものではない。さらに、このような天下り役人が国の政策に影響を及ぼし、国が亡んでも自分たちの利権のみ伸ばせば良いとばかりに、国益を著しく損なう違憲規制を立法しようとするに至っては、単なる汚職の域を超え、もはや国家反逆罪を構成すると言っても過言ではない。</p> <p>知財・情報政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁から各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を決定するべきである。これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定するべきである。また、天下りの隠れ蓑に使われている特殊法人、公益法人、特定非営利活動法人、特定非営利活動法人等は全廃をベースとして検討を進めるべきであり、天下りを1人でも受け入れている団体・法人・企業は各種公共事業の受注・契約は一切できないという入札・契約ルールを全省庁において等しく導入するべきである。</p> <p>また、大臣の承認を受ければ良いとするような迂回天下りや、嘱託職員として再就職するような隠れ天下りや、人事院の「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」などにおいて提案されている、60歳を過ぎてから公務員の身分のまま公益法人などに出向するといった新たな天下りルートも許されるべきでない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	国家公務員法
4. ICT利	・閣議決定により、国家公務員法で規定されている再就職等監視委員会を

活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	凍結し、大臣の承認を受ければ良いとするような迂回天下りや、嘱託職員として再就職するような隠れ天下りや、公務員の身分のまま公益法人などに出向するといった新たに提案されている天下りルートも含め、天下りを完全に禁止する。
------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見提出者	個人
1. 項目	メール検閲・DPI技術を用いた広告
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言において、通常のメールと同様SNSサービス中の「ミニメール」の内容が通信の秘密に該当するのは当然のこととしても、メッセージ交換サービスにおけるメールの内容確認を送信者に対しデフォルトオンで認める余地があるかの如き整理がなされている。同じく、DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いた行動ターゲティング広告について、現状でも基準等の作成により導入が可能であるかの如き整理がなされている。</p> <p>しかし、メッセージ交換サービスにおけるメールの内容確認を送信者に対しデフォルトオンで認める余地があるとする事は、実質、送信者が受信者しか知り得ないだろうと思って送る情報の内容について、知らない内に事業者を検閲されているという状態をもたらす危険性が極めて高い。受信情報のフィルタリングに関する要件を一方向的に拡大解釈し、送信者に対するデフォルトオンのメールの内容確認の余地を認めることは、実質的にメール・通信の検閲の余地を認めるに等しく、憲法にも規定されている通信の秘密をないがしろにすることにつながりかねない極めて危険なことである。これはデフォルトオンでメールの内容確認を行う場面が限定的であるか否かという問題ではなく、総務省にあっては、実質的なメールの検閲を是とするかの如き通信の秘密に関する歪んだ整理を速やかに改めるべきである。</p> <p>この部分において、DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いた行動ターゲティング広告についても、利用者の同意がなければ通信の秘密を侵害するものとして許されないのは当然のこととして、DPI技術はネットワーク中のパケットに対して適用されるものであり、一旦導入されてしまうと、その存在と対象範囲について通常の利用者は全く意識・検証し得ないものである。DPI技術についても、利用者が知らない内に通信内容が事業者を検閲されているという状態をもたらす危険性が極めて高く、実質的な検閲をもたらしかねない危険なものとして安易な法的整理はされてはならない。契約書によったとしても、それだけでは、明確かつ個別の同意が十分に得られ、利用者からDPI技術の存在と対象範囲について十分に意識・検証可能となっているとすることはできない。DPI技術の利用については、通常の利用者の明確かつ個別の同意を得ることは現時点では不可能であり、この部分の記載は、現時点で、法的課題を克服することは困難であり、基準等の作成もされるべきではないとされなくてはならない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・	-

規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	・総務省において、SNSサービスにおけるメール監視やDPI技術を用いた広告のような実質的な検閲を是とするか如き歪んだ法的整理を早急に改め、大臣レベルでその見解を公表する。

意見提出者	個人
1. 項目	携帯電話事業者による差別的なダウンロード容量制限
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言によると、一部の携帯電話事業者が、公式サイト以外のサイトからダウンロードできるファイルの容量制限を行っているとのことであるが、携帯電話事業者による、このような容量制限は、公平性の観点からも、独禁法からも明らかに問題がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	・携帯電話事業者による公式サイト以外のサイトからダウンロードできるファイルの容量制限を排除する。

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社
1. 項目	<p>電子申告制度、申告・納付手続きの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村自治体の統一的な電子申告・納税制度の導入 ・申告・納付の一元化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>・地方税における電子申告・納付制度については、現在、都道府県と一部の市町村のみの対応となっており、その他自治体の導入が遅れていることから、申告に当たっては、電子・書面が混在し、企業側に制度導入のメリットが無い状況である。</p> <p>・電子申告・納付制度対応済の市町村についても、一部の税目しか対応していない場合がある。</p> <p>・上記2点から、申告先市町村ごとの電子申告導入状況、対応税目の把握が毎年必要な状況である。</p> <p>・以上から、電子申告実施のために電子申告用ソフトウェア等への投資を行っているにもかかわらず、ペーパーレス化、作業効率化等の電子申告実施効果が乏しい状況である。(電子・書面の混在に伴う作業重複により、一部稼働は逆に増加の状況)</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>・全市町村への導入義務付けに関する法令がないこと</p> <p><参考> 電子申告導入市町村 約45% = 776/1730 (H22.7)</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>電子申告利用率向上 (ICT 利活用向上) の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体への電子申告・納付制度の導入を義務付け、全自治体の統一的な制度導入の実現をお願いしたい。 ・総務大臣に対して全自治体分の申告・納付を一元的に行い、各市町村が当該申告等に係るデータを取得する体制の構築をお願いしたい。

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社
1. 項目	代表者、経理責任者の電子署名による自署押印の見直し
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	電子申告にあたっては、代表者・経理責任者の電子署名による証明が必要となるが、電子署名の取得は通常1~2週間を要し、代表者等の交替時には、申告期限に間に合わず紙申告となるケースが発生している。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	法人税法第151条第1項、第2項 地方税法72条の35第1項、第2項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	電子申告利用率向上（ICT利活用向上）の観点から、 <ul style="list-style-type: none"> ・代表者については、現在事項全部証明書の登記情報を参照する等の代替措置による事務処理の簡便化をお願いしたい。 ・電子署名の取得に要する日数の大幅短縮等の利便性の向上に係る措置をお願いしたい。

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社
1. 項目	経理責任者の自署押印の取扱いについて
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>経理責任者の自署押印については、法人税、事業税では法律で規定されているのに対し、道府県民税、市町村民税では定めがないように、税目により取扱いが区々である。(道府県民税については地方税法 72 の 35(事業税)の規定により申告書様式で経理責任者の自署押印が必要、市町村民税については申告書様式における経理責任者の自署押印不要)</p> <p>電子申告に際しては、代表者・経理責任者の電子署名を取得し、異動等が生じることにより変更手続きが必要となることから、事務手続きが煩瑣な状況である。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>法人税法第 151 条第 2 項 地方税法 72 条の 35 第 2 項</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>電子申告利用率向上 (ICT 利活用向上) の観点から、</p> <p>全ての税目について、統一的に申告書における経理責任者の記載を不要とする措置をお願いしたい。</p> <p>なお、当該措置が認められない場合は、経理責任者の電子署名を不要とし、氏名の記載にとどめる措置をお願いしたい。</p>

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社
1. 項目	企業関係租税特別措置の利用状況調査に際しての電子申告情報の活用について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	例年、各省庁より企業関係租税特別措置の利用状況調査依頼があり、その都度、指定様式への回答が求められている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政間での電子申告情報の活用障壁 ・ 電子申告の利用率 100%への未達 <p>※国税庁「平成 21 年度における e-TAX の利用状況について(概要)」(H22. 4)によれば、法人税申告の利用率 48.9%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参考 <p><件数>平成 21 年度実績 : 6 件 <例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発税制の利用実態に関するアンケート調査 (経産省) ・ 企業関係租税特別措置の利用状況調査について (総務省) <p><時期>5 月～11 月 (随時)</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	例年、当該調査様式よりも詳細な情報を記載している確定申告書(別表一式を含む)について、電子申告を行っており、当該申告情報を活用すれば、当該調査に係る企業側・行政側稼働も削減され、租税特別措置透明化にも資することから、電子申告利用率 100%を目指し、一層の普及を図るべきである。

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社
1. 項目	会計監査人の選任または重任登記に際しての会計監査人登記情報の活用について
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>会社法上の会計監査人設置会社において、新たに会計監査人を選任する場合(329条)、または、再任されたものとみなされる場合(338条2項)には、選任または重任の登記(909条、911条19号)が必要である。</p> <p>この場合、法務局において会計監査人(監査法人)の登記事項全部証明書を取得し、さらに当該証明書を添付(商業登記法第54条2項2号)の上、登記申請が必要となる。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p><商業登記法第54条2項2号></p> <p>2 会計参与又は会計監査人の就任による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。</p> <p>2. これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。</p>
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	当該証明書取得及び登記申請に際し、企業側で2重の稼働及び費用が発生すること、行政側においても2重稼働及び証明書印刷コスト等が発生する現状を踏まえ、登記時に行政システム側で自動的に会計監査人情報を参照する仕組みを作る等の ICT 利活用により、企業側及び行政側双方の稼働・コスト削減を図るべきである。

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社
1. 項目	市町村民税・都道府県民税税額決定（納税）通知書の電子化による配布について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	市町村民税・都道府県民税税額決定（納税）通知書については、地方自治体より特別徴収義務者（会社）へ納税者（社員）全員分が書面で送達されてくるため、特別徴収義務者（会社）から納税者（社員）に対し手作業による区分、配布する方法しかなく、ICT技術を活用した配布（通知）ができず、合理化の推進を阻害している。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	地方税法第43条 地方税法第321条の4 地方税法施行規則第2条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	地方税法施行規則第2条で様式を定められており、その中で各自治体の首長の印があるため、書面での通知のみになっていると思われるが、首長の印を省略可能（現在も実際の押印ではなく、印字されたものになっている）にするとともに、自治体から特別徴収義務者（会社）へ磁気データで「市町村民税・都道府県民税税額決定（納税）通知書」の通知を可能とする法制度の改正を望む なお、特別徴収義務者（会社）から納税者（社員）に対しても、電磁的方法により通知することを可能とする法制度の改正も併せて望む

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社
1. 項目	企業年金基金、健康保険組合が行政に対する申請・届出に関する書面提出義務の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>企業年金基金、健康保険組合が厚生労働大臣等に対して認可申請、届出を行う際には、申請書または届出書を書面で提出することが求められている。</p> <p>申請または届出について、インターネットを通じて行うことは、企業年金基金、健康保険組合の利便性を向上させるものとするが、現状、書面提出が義務付けられており、ICTを利用した申請・届出は不可能な状況となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険法 ・確定給付企業年金法 ・健康保険法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>規約の変更の申請または届出に関する書面提出による法規制を廃止し、審査上、どうしても書面提出が必要と考えられるケースについては、例外として個別に限定列挙する法律とすべき。</p>

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社
1. 項目	厚生年金、企業年金基金、健康保険組合の被保険者からの請求申請に関する書面提出義務の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>厚生年金、企業年金基金、健康保険組合の被保険者からの申請については、関係する必要書類を書面で提出することが義務付けられている。</p> <p>請求申請について、インターネットを通じて行うことが可能となれば、被保険者側としては各種負担（移動・待ち時間）の軽減、年金機構・基金・健保・事業主側としては設備・人員面等物理的コストを全体的に抑えることが期待できることから、双方の利便性が向上することが見込まれるが、現行法制度下では実施が不可能な状況となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険法 ・確定給付企業年金法 ・健康保険法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	請求申請に関する書面提出による法規制を廃止し、ネットでの申請を可能とすべき。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ ファシリティーズ
1. 項目	需要家間での分散電力需給の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>政府の目標である太陽光発電が2800万KW時代になると、需要家の分散電源の発電量が系統に大きな影響を与えると想定され、従来の電力会社と需要家との需給制御の他に、需要家間の需給制御も加え、電力の安定供給を図ることになると想定される。</p> <p>需要家間で分散電力の需給が可能となれば、より最適な需給制御が図ることができ、電力の安定供給に加え低炭素化社会実現が加速されると期待できる。</p> <p>しかしながら、現状の電気事業法では、需要家の分散電源需給を容易に実施することは出来ない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>需要家の分散電源需給は、電気事業に該当しない電気の供給として、特定供給にもっとも近いと考えられる。特定供給が可能な場合に関しては、電気事業法 第17条では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本関係等、密接な関係を有している相手に、許可を受けて供給する場合 ・専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給する場合 ・一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供するための電気を供給する場合 <p>であり、自己託送もしくは自営線供給が主である。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>電気事業法第17条に当てはまらない形態での需要家間電力供給について、制御装置および計測器等を設置する等の一定条件を満足し「分散供給共同体（仮称）」等の申請をした需要家群に対し特定供給を認可する仕組みとする。</p>

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ ファシリティーズ
1. 項目	リチウムイオン電池設置時の危険物数量に関する規制緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、重要なICT装置に対する供給電力の信頼性・安定性確保のためにUPS（無停電電源装置）・整流器が利用されている。UPS・整流器には停電時のエネルギー源として鉛蓄電池が使用されているが、蓄電池の省スペース化、軽量化が図れることから、リチウムイオン電池の導入が期待されている。</p> <p>しかしながら、リチウムイオン電池の電解液には危険物が使用されており、現在の法規制では危険物数の基準を超えると、少量危険物、一般取扱所等に指定されるため、防火区画室の設置、危険物数量に見合った消火設備・換気設備等の対策が必要となる。そのため、データセンタ等へのリチウムイオン電池の導入の妨げとなる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>現在の消防法・条例では、同一の場所で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合において、区画内にある全ての危険物数量を合算し、その値が指定数量の1/5を超過する場合、指定数量を超過する場合等には数量に見合った対策を実施する必要がある。</p> <p><該当法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法 第十条～危険物の貯蔵・取扱いの制限等 ・消防法 第九条～指定数量未満の危険物等の貯蔵・取扱いの基準等 ・火災予防条例 第三二条～品名または指定数量をことにする危険物
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>リチウムイオン電池の電解液のように石油類を燃焼用途で使わない貯蔵において、下記の条件を規定することにより、危険物数量の基準及び、貯蔵所の基準の緩和を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 貯蔵に使用する容器の性能、設置方法 ② 電解液の難燃性能 ③ 発火、発煙等への保護機能

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ ファシリティーズ
1. 項目	DCにおける消火設備の適用拡大について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、室面積が500㎡以上の通信機器室では不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の導入が義務付けられている。</p> <p>加えて防護区画の面積が1,000㎡以上又は体積が3,000m³以上のもの及び常時人がいない部分に係る防護区画は、「ガス系消火設備等評価委員会」にて審査が必要となるなど、ガス系消火設備構築に関わる、時間とコストをさらに要することとなり、ICTインフラ構築を阻害する一因となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>消防法施行令 (水噴霧消火設備等を設置すべき防火対象物)</p> <p>第十三条 次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分には、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のうち、それぞれ当該下欄に掲げるもののいずれかを設置するものとする。</p> <p>防火対象物又はその部分 別表第一に掲げる防火対象物の通信機器室で、床面積が五百平方メートル以上のもの</p> <p>消火設備 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ICT利活用に供する機械室については屋内消火栓設備設置の適用面積を緩和し、500㎡以上であっても通信機器室に屋内消火栓設備の導入も認めていただき、ガス消火設備、屋内消火栓設備の選択ができるようにしたい。</p>

意見提出者	北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課
1. 項目	「光の道」の整備とユニバーサルサービス制度について
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	<p>産業の活性化や行政の高度化、効率化、地域振興、地域の安全・安心の確保など様々な分野で情報通信技術の効果的な利活用を進めていくためには、光ファイバーなど高度な情報通信基盤の整備が必要であり、その整備にあたってはこれまで、原則民間主導により行われてきたが、採算性の問題から過疎地域など条件不利地域においては、市町村が国の支援制度を活用し整備を進めてきたところである。</p> <p>これら市町村においては、ブロードバンド通信基盤を民間事業者に貸し出し、ブロードバンドサービスを提供しているが、維持管理費や耐用年数経過後の再整備については、所有者である市町村がその責務を負うこととなり、民間によるブロードバンドサービス提供が行われている都市部市町村との負担の格差が生じ、公平なサービス利用を阻害している。</p>
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>1 すべての世帯がブロードバンドサービスの利用が可能となる「光の道」を実現するために、今後新たな整備が必要となる場合には、地方公共団体に負担を求めることなく、民間主導により進めていくべきである。</p> <p>このため、現在はアナログ固定電話などを全国あまねくサービス提供するために運用されているユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバーなどのブロードバンド通信基盤を対象として追加することにより、国民が等しく負担し合って、いつでもどこでもだれでも、新しい時代の情報通信サービスが受けられる制度設計としていただきたい。</p> <p>2 条件不利地域において市町村が整備し、民間事業者に貸し出して運営しているブロードバンド通信基盤については、民間事業者に無償譲渡し、当該事業者の責任で運営・更新が行うことができる特例措置（国庫補助金の返還不要、起債の繰上償還への交付税措置）を創設し、条件不利地域と都市部との負担の格差を解消していただきたい。</p>

意見提出者	北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課
1. 項目	携帯電話不感地域解消とユニバーサルサービス制度について
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	<p>近年の携帯電話の普及、機能の進化を踏まえると、携帯電話は社会経済活動を支え、安心・安全な国民生活の実現のためには重要なインフラであるが、携帯電話エリア拡充にあたって、都市部と条件不利地域の市町村との負担の格差が生じ、公平なサービス利用を阻害している。</p> <p>先に公表された「携帯電話エリア整備推進検討会報告書」によれば、平成 21 年度末現在の携帯電話エリア外推定人口の 10. 2 万人程度のうち、現行の国の補助制度を活用し地方公共団体が鉄塔整備を実施しても、平成 22～25 年度までの間に整備されるのは、3～5 万人程度の整備にとどまると見込まれる一方、人の往来がある非居住地域についても、居住地域同様、地方公共団体による整備の方向性を打ち出しており、今後の携帯電話の利用可能エリアの整備が懸念される。</p>
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱</p> <p>○総務省自治行政局地域情報政策室長通知「携帯電話等エリア整備事業について」（平成 20 年 7 月 9 日付け総行情第 76 号）</p>
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>今後の携帯電話エリア拡充にあたっては、地方公共団体に負担を求めることなく、民間主導により進めていくべきである。</p> <p>このため、現行のユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、携帯電話を対象として追加することにより、国民が等しく負担し合っているところでもどこでもだれでも等しくサービスが受けられる制度設計としていただきたい。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	ダウンロード違法化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>違法に公開された著作物と知りながらそれを取得する事を違法とするいわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法に問題があります。</p> <p>一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」という要件は、事前に確認する事ができず、また証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力は存在しません。</p> <p>このような法改正の行き着く先は、著作権検閲という日本国として最低最悪な状況です。改正法は未施行ですが、既に、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に相当する、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、弊害は出始めている。</p> <p>そもそも、ダウンロード違法化には法改正前から、こういった著作権検閲に対する懸念が、文化庁や知財本部への意見募集に対し非常に沢山の意見・指摘が寄せられており、ダウンロード違法化は始めから行ってはいけないものだったのです。ネット利用における個人の安心と安全を蔑ろにするダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号の即刻削除を求めます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第30条第1項第3号
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向	・著作権法第30条第1項第3号を削除する。

性について の提案	
--------------	--

意見提出者	個人
1. 項目	犯罪対策閣僚会議の「児童ポルノ排除総合対策」の中にある、ネットの「ブロッキング」政策案
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>①ネットの「ブロッキング」は、憲法が絶対禁止している「検閲」に該当する。この政策案によると、どのサイト等をブロックするかについてのアドレスリストの作成や管理につき、民間だけでやるのではなくて、「官民一体」、行政、しかも強権力を持つ機関まで混じる予定になっている。行政による恣意的なブロックにより、児童ポルノとは全く関係ないサイトやブログまでブロックされるおそれがある上に、万が一の場合の国民のサイト回復手段も明らかではない。</p> <p>②技術上の問題によるオーバーブロッキング、全く関係ないサイト等までブロックしてしまう危険が払拭できていない。海外では、400の児童ポルノサイトをブロックするために、全く関係ない120万サイトがオーバーブロックされてしまったこともある。我が国でこのようなことが起こると、ネットの利用や発展に多大な悪影響を及ぼす。なお、ネットのブロッキングは、アメリカのとある州では違憲判決がでており、ドイツでは国民の反対が多かったため、実行停止になっている。</p> <p>③システム構築に莫大な血税がかかるおそれがある。民間がもつにしても、その費用は、一般国民のネット料金に反映されることになるが、これでは「貧乏人はネットを使うな」、ということになり、ネットの発展や国民のネット利用に影響がでてしまい、海外のネット産業に負けてしまう。また、ブロッキングシステムの設置運営費用は巨額であることが予想されるが、中小のネット企業はこの負担に耐えられない。ネット産業の衰退と、特定大企業による寡占、ネット支配のおそれもあるが、これは独占禁止法違反のおそれもある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	-
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ネットの「ブロッキング」についてはやめるべき、やるにしても、完全に民間の「自主」でやるべきであり、アドレスリストの管理団体についても100%民間でやるべきである。</p> <p>最低でも、強権力を持つ機関（警察庁や警視庁）の関与はなくすべきであり、どうしても「官」の関与を入れてやるというのなら、総務省にリーダーシップをとってもらいたい。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	国家戦略室の「社会保障・税に関わる番号制度」
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>①所謂、この「国民総ゼッケン制」は、ネットのブロックングと「合体」すると、行政の恣意的濫用により、「個人識別一大検閲システム」が完成してしまうおそれがある。このような恐怖システムが完成してしまうと、国民は安心してネット利用ができず、「ネット委縮」「ネット壊滅」がおきるおそれがある。</p> <p>②個人情報の他目的利用の危険が払拭できない。「第三者機関」が管理するにしても、漏洩の危険は否定できない。情報漏洩により自分の個人情報为他人によって書き換えられる、なりすましや偽造の危険も否定できない。</p> <p>③以前の、社会保険庁のように行政側の記入漏れや記入間違いが起きると、全国的な大騒ぎになる。</p> <p>④一番最低のラインで5～6千億円の予算概算がでていますが、前述のネットのブロックングと合わせると、○兆円レベルの血税が必要になってくるおそれがある。苦しい国家財政下、国民の人権侵害になるおそれがある政策案にまわす莫大な予算があるのならば、宮崎口蹄疫の支援復興対策にその予算をまわすべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	-
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	このような危険にして莫大な血税がかかる政策案はやめるべきである。

意見提出者	個人
1. 項目	「公職選挙法」を、「ネット選挙解禁」に合うように改正すべきである。
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在の公職選挙法では、選挙期間中、国民がどこまでネットで政治情報を発信していいのか判断がつきづらく過剰委縮がおきている。対立候補者への解禁のみでは、立候補者や政党からの一方的な情報しか入らず、選挙期間中、国民は偏った情報しか入手できない、政治意見を言えないことになってしまう。政治に関し国民が情報収集するに際し、ネットが重要な役割を果たすようになった昨今、「公職選挙法」もこれに合わせて改正すべきである。</p> <p>ネット選挙を対国民にも解禁することにより、今までネットを利用していなかった人もネットに興味を持つようになる可能性もあるし、投票率の上昇も期待できる。</p> <p>また、対国民にも解禁しないと、立候補者による、当選後の「反対者粛清」として、自分に批判的な政治意見をした者に対する制裁や弾圧に利用されてしまうおそれがあるが、これでは国民も安心してネット利用ができない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	「公職選挙法」の142条～148条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	対立候補者だけでなく、対国民に対しても、選挙期間中のネットを使った選挙活動・運動を解禁する。なお、解禁にあたり、立候補者以外の一般国民の「実名表示」強制はやめるべき。

意見提出者	個人
1. 項目	内閣府男女共同参画局の「第3次男女共同参画基本計画」
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>この計画の中の、「第13分野「メディアにおける男女共同参画の推進」」によると、ネットを含むメディア産業の性・暴力表現についての規制が計画されている。</p> <p>この計画では、漫画やアニメ、ゲームの表現自体が、女性や子供に対する人権侵害そのものであるとし、対ネットを含む規制が予定されているようだが、女性や子供に対する暴力の原因は漫画やアニメ、ネット等のメディアではない上に、この計画案では、格闘ゲームや格闘イラストの女性キャラクターを、男性キャラクターか「女装」キャラクターに変更することになるという、表現に対する過剰にして大変馬鹿馬鹿しい規制に繋がる。表現の自由に委縮効果がおこれば、国民のネット利用の過剰委縮にも繋がり、サイトの委縮や閉鎖にも繋がってしまう。これはネット産業の過剰な収縮にも繋がる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	男女共同参画社会基本法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>以上の計画案の第13分野等、メディア規制を計画している箇所についてはやめるべきである。</p> <p>また、メディア規制に関することを扱うには、計画案作成メンバーのメンバー変更も必要である。このメンバーでは、架空の表現自体に「人権」を認めてしまうという、「人権主体」すら把握できない等、憲法認識や憲法知識に不安があるし、とても「表現の自由」というデカぶつを扱えるメンバー人選ではない。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	法務省で計画されている「ウイルス作成罪」
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>①作成すると処罰されるという、「ウイルス」の定義が明らかでない。自分が作ったプログラムが違法かどうか判断が難しいとなると、新開発への大きな委縮がおこる。</p> <p>②プログラムは未知の部分もあり、新機種との関係上、実際に世間的に作動してはじめてでてくる「ミス」というものもある。 このような「過失」まで広く処罰されるとなると、新しいプログラム等新技术が生まれにくくなってしまう。</p> <p>③この「ウイルス作成罪」にからみ、ウイルスの頒布罪も予定されているようだが、PCウイルスというのは、ネットを利用していたところ知らずに感染し、他人にも感染させてしまうという、「過失の連鎖」のパターンがほとんど。このような場合まで処罰されるとなると、とても恐ろしくて国民はネット利用ができなくなる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>「ウイルス定義」等、詰めが甘いようだが、この「ウイルス作成罪」についての法務省の政策担当チームは、どうも、PCやネット等に関する知識自体があまりないように思われる。PCやネット、プログラムに詳しい技術者の話をもっと聞くべきである。</p> <p>また、現行の刑法でも対処できない話ではない。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	「ダウンロード違法化」
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>①ただでさえ、その創作物等が、著作権法で保護される著作物なのかどうかの法的判断自体、難しい。このような状況下、違法ダウンロードの「禁止」だけでなく、これに「処罰」がつくとなると、過剰委縮がおこり、やらなくてもいいダウンロード委縮がおこり、ネット利用が大きく阻害される。</p> <p>②これにネットの「ブロッキング」が「合体」すると「ネット大検閲」、一大利用阻害がおきる。著作権法違反のものはネット上ブロックされるとなると、その違法判断の困難さより、関係ないものまで用心のためブロックされてしまい、ネット上に創作物等をアップすることがしにくい、できなくなってしまう。</p> <p>これはネット殲滅、ネット壊滅に繋がる危険が大きい。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法30条1項3号
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	著作権法30条1項3号の削除と、「フェアユース」の一般条項導入等「フェアユース」の範囲を広くとること

意見提出者	個人
1. 項目	「人権擁護（救済）法」案
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>①人権侵害的表現については、刑法や民法上の「名誉棄損」が既に存在している。そんな中、これ以上の表現規制を国民に課すとなると、何が「人権侵害」表現なのか判断が困難であり、ネット上での言論や表現を国民が過剰委縮するおそれがあり、ネット上のコンテンツやサイト、ブログが過剰な用心のため激減するおそれがある。</p> <p>②人権侵害表現の判定につき、民間からなる「第三者機関」が運営するにしても、かえって市民同士による内ゲバ、潰しあい、不当な密告に利用されるおそれがあり、これでは、ネットが「密告恐怖社会」の最大の道具になってしまい、国民がネット利用を控えてしまう。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	このような法律の作成はやめるべきである。現行の刑法の名誉棄損罪、侮辱罪、民法の名誉棄損で十分、対応できる

意見提出者	個人
1. 項目	「出会い系サイト」規制のための、警視庁のネット事業者に対する「指導」
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>①先日、警視庁が「出会い系」サイトを規制するという名目でネット事業者に対し、掲示板の「実名利用」等、「指導」したとのことだが、「出会い系」サイトかどうかを問わず、掲示板一般につき、「実名」使用を国民に強いるとなると、ネット利用者の中には、自分の子供の安全等、自身の実名や身元がネット上で全国に伝わると困る国民もいるはずである。こうなると、国民もネット上で意見を言うこと、表現することを委縮してしまい、ネットで表現している、意見を言っているのは、自分の実名をだせてむしろ大歓迎の、政治家か芸能人しかいないという事態になってしまう。これは、有名人以外の一般国民でも意見や表現を広く発信できるという、ネットの最大のキモ、利点、ネット産業発展の最大の原動力を捨てるようなものである。</p> <p>一部の政治家や芸能人、有名人の意見や表現しか見られないとしたら、それは従来のメディアと同じ。誰もネットなんか見ない。</p> <p>②この「指導」が、対掲示板だけではなく、対サイト、対ブログ、対ツイッターまで今後行われるとなると、以上の各ツール全部で「実名」使用と公開を国民は強いられることになる。こうなると、日本人の感覚からして、多くの国民はネット利用、WEB上でのコンテンツアップもやめると思われる。コンテンツが減れば、それを見る人も減るし、これはネット産業の衰退にしかない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>掲示板やサイト、ブログ、ツイッターにおける「実名」強制はやめるべきである。</p> <p>また、「行政指導」という名目で強権力をもつ行政機関が根拠法もなく、表現の自由にかかわる問題に介入するのは、市民の目や心理からしたら、事実上の半強制、戦前の「特高」のようなのでやめて欲しい</p>

意見提出者	個人
1. 項目	『表現・思想の自由保護法』の作成、成立を希望する
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ネット利用、ネット社会への妨害、障害になる政策や法律等を潰すということ自体は、ネット利用、ネット産業発展の点からしていいことであると思う。</p> <p>ただ、これに加えて、悪い根は「元から断つ」、事前に一括してこういう掟や政策がそもそもでてこないように防御線を張っておくことも必要である。ネット利用を阻害する政策や掟は、東京都の「青少年健全育成条例」の「非実在青少年」騒動を発端にして、国民の「表現の自由」「言論の自由」を制限、弾圧する形ででてくるのが昨今の傾向である。</p> <p>そこで、「表現の自由、言論の自由」を害する法律や政策をそもそも立法や行政が作れないようにするためにも、『表現・思想の自由保護法』を作ることが絶対に必要にして急務、至上命令である。</p> <p>『表現・思想の自由保護法』を作り、ネット利用を阻害する法律や政策を最初から作れないようにすることが、もっとも有効な手段である。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	-
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ネットの「ブロッキング」政策では、総務省は国民の人権を考え、不当な規制にならないよう精力的に動いてくれたと認識している。「表現の自由」に関し、国民の人権に関し、もっとも理解がある省庁は総務省ではないかと感じている。</p> <p>前述の都の条例騒動の影響もあり、「表現の自由」に対し敏感になっている、関心をもっている国民も多くなっている。今ならば、『表現・思想の自由保護法』作成についての国民のコンセンサスもとやすい状況である。</p> <p>「表現の自由」という大変なものを扱うためかなりのデカぶつであり、予算やポスト増設の必要ももちろんあるが、是非、総務省が管轄になって、『表現・思想の自由保護法』を作成、面倒をみて欲しい。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	DRM回避規制・コピーワンス・ダビング10・B-CAS
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現状、不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされています。</p> <p>そもそも、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、無意味にデジタル技術・情報の公正な利活用を阻み、著作権法において、私的領域におけるコピーコントロール回避まで違法とすることで、著作権法全体に関するモラルハザードとデジタル技術・情報の公正な利活用を阻む有害無益な萎縮効果が生じている事は容易に想像できます。</p> <p>2009年2月にDRM回避機器についてゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠はありません。</p> <p>個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第30条第1項第2号）の撤廃を求めます。</p> <p>ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされており、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同してはいけません。</p> <p>それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込む事自体、異常です。</p> <p>また、2010年4月に公開された海賊版対策条約（ACTA）案において、DRM回避規制の対象や対象行為の拡大等が必要な条文案が選択肢を示さない形で提示されており、さらにこのような規制強化について知財計画2010においても具体的な制度改革案を2010年度中にまとめるとされている。こう言った無意味で危険な規制強化条項を含めた形での条約交渉を、国民的な合意を得ぬまま、勝手に政府が行う事は論外です。</p> <p>日本政府として、海賊版対策条約（ACTA）へのDRM回避規制関連条項の導入に反対し、同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で議論を提起する事を求めます。</p> <p>次に、無料の地上放送の全てに、一度のコピーしか認めない異常に厳しい制限(コピーワンス)がかけられ、以後わずかに緩和されたものの、やは</p>

りダビング10という不当に厳しいコピー制限が維持されています。

また、こう言ったコピー制限の維持を目的としたB-CASによる無料の地上放送の全てにスクランブル・暗号化が施されているという状態が今もなお続いています。

コピー制限技術は悪意を持ったユーザーに対しては、不断の方式変更で対抗する外ありませんが、その方式変更に通ずる途方もないコストが発生する無料の地上放送では実質的に不可能です。それにも拘らず、2009年の情報通信審議会の中間答申において、現行のB-CASシステムと併存させる形でチップやソフトウェア等の新方式を導入することが提言される等、(現在も恐らく企業レベル等で検討されているものと思いますが、)ごく一部の悪意のあるユーザーの為に善良な一般ユーザーに無用な不便を押し付け、現行システムの維持コストに加えて新たなシステムの追加で発生するコストまでまとめて消費者に転嫁するような施策は無用です。

さらに言えば、コピー制限に関する施策全般に関して言える事ですが、不正機器対策には全くならない上、新たに作られるライセンス発行・管理機関が総務省なりの天下り先となり、新方式の技術開発・設備投資コストに加え、天下りコストまで今の機器に上乗せされ得る物です。先述の審議会において同じく検討課題とされていた、制度的エンフォースメントにしても、正規機器の認定機関が総務省なりの天下り先となり、その天下りコストがさらに今の機器に上乗せされるだけの、全く無駄な施策です。

昨年運用が開始されたダビング10も同様で、より複雑で高価な機器を消費者が新たに買わされるだけで消費者として納得できません。

さらに、ダビング10機器に関しては、テレビチューナーと録画機器の接続次第で、コピーの回数が9回から突然1回になるなど、公平性の観点からも問題があります。

さらに、B-CASシステムは談合システムと同等で、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく減衰させる事によって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能している。

これは本来国民に幅広く試聴される事を目的としていた無料地上波本来の理念を無視し、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸すのと同義の施策を行った総務省の過去の行為は不当です。

B-CASカードのユーザー登録の廃止により、既に存在意義を完全に失っているB-CASカード・システムは早急に地上デジタル放送から排除

	<p>される事を望みます。</p> <p>法的にもコスト的にも、全国民をユーザーとする無料地上放送に対するコピー制限の維持は完全に不可能であることは判りきっており、このようなバカげたコピー制限に関する過ちを二度と繰り返さないため、無料の地上放送についてはスクランブルもコピー制御もかけないこととする逆規制を、政令や省令ではなく法律のレベルで放送法に入れる事を強く望みます。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>著作権法第30条第1項第2号</p> <p>著作権法第120条の2</p> <p>不正競争防止法第2条第1項第10号、第11号</p> <p>海賊版対策条約（検討中）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法第30条第1項第2号を削除する。 ・海賊版対策条約（ACTA）条約交渉においてDRM回避規制関連条項を取り除くよう日本政府から強く働きかける。 ・無料地上波からB-CASシステムを排除し、テレビ・録画機器における参入障壁を取り除き、自由な競争環境を実現する。 ・国民に幅広く視聴できる事が求められる、基幹放送である無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしを基本とする。 ・無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしとすることを、総務省が勝手に書き換えられるような省令や政令レベルにではなく、法律に書き込む。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	著作権の間接侵害・侵害幫助、一般フェアユース条項の導入による著作権規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが、著作権の間接侵害事件や侵害幫助事件等で、ネット事業者がほぼ直接権利侵害者と看做されてしまうという形等で異常拡大し、甚大な萎縮効果・社会的大混乱が起きかねない状態にあるため、著作権法上、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならない安全規定の範囲を確定し、尚且つ民事的責任の制限に限って規定しているプロバイダー責任制限法を、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確な安全規定について検討することが喫緊の課題です。</p> <p>さらに、プロバイダー責任制限法による安全規定だけでなく、安全規定を確定するためにも間接侵害の明確化は必要ではありますが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上の事、特に、現在文化庁の文化審議会で検討されているような、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対に許されません。</p> <p>現在、直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているため不明確な所はありますが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛け、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となるため、無用な社会的混乱を来す事になります。</p> <p>ほぼ全国民が利用者であり権利者と看做してもおかしくない状況にあるインターネット上では、現行の個別の権利制限規制を前提とする著作権法全体がデジタル技術・情報の公正な利活用を阻害しております。</p> <p>今現在、文化庁の文化審議会において著作権法における一般フェアユース条項の導入が検討されているが、2010年6月の法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」で示された方針は、</p> <p>「A その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、</p> <p>「C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用のみを権利制限の一般規定の対象とするべき」とその範</p>

	<p>囲は不当に狭く一般には使いにくい。確かに法的安定性を高めるという点ではこれらの類型について権利制限を設けることは重要であるものの、これほど限定したのでは、これはもはや権利制限の「一般」規定とは言い難い。</p> <p>これでは、既存の個別制限規定がことごとく不当に狭く使いにくいものとされているという現状から来る問題に対処する上では極めて不十分な、狭く使いにくい「個別」規定が新たに追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。</p> <p>インターネットのように、ほぼ全国民が利用者であり尚且つ、権利者と看做してもおかしくない状況にある場においてフェアユースのような一般規定は、保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持ち、著作物の公正利用には上記以外の変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、形式的利用、付随的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない利用に限るといった形で不当にその範囲を狭めるべきでは無く、障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等、個別の権利制限規定による対処が不可能な全ての公正利用の類型が含まれるよう、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入されることを望みます。</p> <p>また、権利を侵害するか否かは、刑事罰がかかるか否かの問題でもあり、こう言った現在の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要になります。</p> <p>現在親告罪であることが多少なりとも防波堤になっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、ある意味防波堤の無い著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えても重大な問題です。</p> <p>政府には、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を深く理解し、早急な改善を望みます。</p>
<p>3. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠</p>	<p>著作権法</p> <p>著作権法第7章及び第8章</p> <p>刑法第62条</p> <p>プロバイダー責任制限法（正式名称は、「特定電気通信役務提供者の損害賠</p>

	償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律J)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法に、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入する。 ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小を避ける事。 ・プロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確な安全規定について検討する。 ・合わせ、今現在の文化庁の文化審議会における、著作権法に間接侵害一般規定を設けることに関する検討を停止し、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならない安全既定の範囲を著作権法上きちんと確定するための検討を開始する。 ただし、この安全規定の要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第3者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害は避けられず、絶対に許されません。

意見提出者	個人
1. 項目	ダウンロード違法化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>文化庁の暴走と国会議員の無知によって、2009年の6月12日に、「著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知らずに行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、2010年1月1日に施行された。</p> <p>しかし、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知らず」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。改正法は未施行であるが、既に、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、弊害は出始めている。</p> <p>そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ（文化庁HP http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない）や知財本部へのパブコメ（知財本部のHP http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html の個人からの意見参照）を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除するべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根	著作権法第30条第1項第3号

拠	
4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等 の見直し の方向性 について の提案	・著作権法第30条第1項第3号を削除する。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	DRM回避規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現状、不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされている。</p> <p>DRM回避規制については、2010年4月に公開された海賊版対策条約（ACTA）案において、DRM回避規制の対象行為の拡大（製造及び回避サービスの提供）や対象の拡大（「のみ」要件の緩和）等が必要な条文案が選択肢を示さない形で提示されており、さらにこのような規制強化について知財計画2010においても具体的な制度改革案を2010年度中にまとめるとされている。</p> <p>しかし、2009年2月にDRM回避機器についてゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。</p> <p>かえって、著作権法において、私的領域におけるコピーコントロール回避まで違法とすることで、著作権法全体に関するモラルハザードとデジタル技術・情報の公正な利活用を阻む有害無益な萎縮効果が生じているのではないかと考えられる。</p> <p>デジタル技術・情報の公正な利活用を阻むものであり、そもそも、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第30条第1項第2号）は撤廃すべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。</p> <p>ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化は検討されるべきでないのは無論のこと、このような危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含めた形での条約交渉を、何ら国民的なコンセンサスを得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行うなどおよそ論外である。日本政府として、海賊版対策条約（ACTA）へのDRM回避規制関連条項の導入に反対し、同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で議論を提起するべきである。</p>

<p>3. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠</p>	<p>著作権法第30条第1項第2号 著作権法第120条の2 不正競争防止法第2条第1項第10号、第11号 海賊版対策条約（検討中）</p>
<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法第30条第1項第2号を削除する。 ・合わせ、DRM回避規制に関して、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上の規制強化をしないと閣議決定する。 ・海賊版対策条約（ACTA）条約交渉においてDRM回避規制関連条項を取り除くよう日本政府から強く働きかける。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	コピーワンス・ダビング10・B-CAS
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>無料の地上放送の全てに、2008年まではコピーワンスというコピーを1個しか認めない異常に厳しいコピー制限がかけられていた。2008年からわずかに緩和されたが、やはりダビング10という不当に厳しいコピー制限が今も維持されている。このようなコピー制限を維持するためとして、無料の地上放送の全てにB-CASによりスクランブル・暗号化が施されているという状態が今もなお続いている。</p> <p>2009年の総務省の情報通信審議会の中間答申で、ようやく無料の地上放送へB-CASシステムとコピーワンス運用の導入を可能とした2002年6月の省令改正についての記載が加えられた。このように以前、無料の地上放送へのスクランブル・暗号化を禁じる省令が存在していた理由についての記載はやはり無いが、これは、無料地上放送は本来あまねく見られるべきという理念があったことの証左であろう。過去の検討経緯についてよりきちんとした情報開示を行い、このような過去の省令に表れている無料の地上放送の理念についても念頭においた上で再検討が進められなくてはならない。</p> <p>本来あまねく見られることを目的としていた無料地上波本来の理念をねじ曲げ、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸したという総務省の過去の行為は見下げ果てたものである。コピーワンス問題、ダビング10問題、B-CAS問題の検討と続く、無料の地上放送のスクランブルとコピー制御に関する政策検討の迷走とそれにより浪費され続けている膨大な社会的コストのことを考えても、このような省令改正の政策的失敗は明らかであり、総務省はこの省令改正を失策と明確に認めるべきである。</p> <p>B-CASシステムは談合システムに他ならず、これは、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能している。</p> <p>以前は総務省令によって、無料の地上放送へのこのようなスクランブル・暗号化の導入は禁止されていたが、総務省は、平成14年6月にこの省令の改正を行い、本来あまねく見られることを目的とする無料の地上放送へB-CASシステムとコピーワンス運用の導入を可能として、無料地上波本来の理念をねじ曲げ、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸すと見下げ果てた行為を行っている。コピーワンス問題、ダビング10問題、B-CAS問題の検討と続く、無料の地上放送のスクランブルとコピー制御に関する政策検討の迷走とそれにより浪費され続けている膨大な社会的コストのことを考えても、このような省令改正の政策的失敗は明らかであ</p>

り、この省令改正を失策と総務省に明確に認めさせるべきである。

昨年運用が開始されたダビング10に関しても、大きな利便性の向上なくして、より複雑かつ高価な機器を消費者が新たに買わされるだけの弥縫策としか言いようがなく、一消費者・一国民として納得できるものでは全くない。さらに、ダビング10機器に関しては、テレビ（チューナー）と録画機器の接続によって、全く異なる動作をする（接続次第で、コピーの回数が9回から突然1回になる）など、公平性の観点からも問題が大きい。

現在の地上無料放送各局の歪んだビジネスモデルによって、放送の本来あるべき姿までも歪められるべきではない。そもそもあまねく視聴されることを本来目的とする、無料の地上放送においてコピーを制限することは、視聴者から視聴の機会を奪うことに他ならず、このような規制を良しとする談合業界及び行政に未来はない。

コピー制限技術はクラッカーに対して不断の方式変更で対抗しなければならぬが、その方式変更途方もないコストが発生する無料の地上放送では実質的に不可能である。インターネット上でユーザー間でコピー制限解除に関する情報がやりとりされる現在、もはや無料の地上放送にDRMをかけていること自体が社会的コストの無駄であるとはっきりと認識すべきである。無料の地上放送におけるDRMは本当に縛りたい悪意のユーザーは縛れず、一般ユーザーに不便を強いているだけである。さらに、B-CASカードのユーザー登録の廃止（地上デジタル放送専用の青カードについては既にユーザー登録が廃止されており、BS・CS・地上共用の赤カードについても来年3月に登録が廃止される予定である。

<http://www.b-cas.co.jp/www/whatsnew/100325.html>、

<http://www.b-cas.co.jp/www/whatsnew/100705.html> 参照) により、B-CASカードによる

ユーザーに対するコピー制御の技術的なエンフォースは完全に不可能となっており、既に存在意義を完全に失っているB-CASカード・システムは速やかに完全に地上デジタル放送から排除されるべきである。

2009年の情報通信審議会の中間答申において、現行のB-CASシステムと併存させる形でチップやソフトウェア等の新方式を導入することが提言されており、今も恐らく企業レベル等で検討が進められているものと思うが、無意味な現行システムの維持コストに加えて新たなシステムの追加で発生するコストまでまとめて消費者に転嫁される可能性が高く、このような弥縫策は、一消費者として全く評価できないものである。さらに言うなら、これらの新方式は、不正機器対策には全くならない上、新たに作られるライセンス発行・管理機関が総務省なりの天下り先となり、新方式の技術開発・設備投資コストに加え、天下りコストまで今の機器に上乘せされかねないものである。この審議会において同じく検討課題とされていた、制度的エンフォースメントにしても、正規機器の認定機関が総務省なりの天下り先となり、その天下りコストがさらに今の機器に上乘せされ

	<p>るだけで、しかも不正機器対策には全くなならないという最低の愚策である。</p> <p>無料の地上放送の理念を歪め、放送局・権利者・国内の大手メーカーの談合を助長している、無料の地上放送にかけられているスクランブル・暗号化こそ問題なのであって、B-CAS類似の無意味なシステムをいくら併存させたところで、積み上げられるムダなコストが全て消費者に転嫁されるだけで何の問題の解決にもならず、同じことが繰り返されるだけだろう。基幹放送である無料地上波については、B-CASシステムを排除し、ノンスクランブル・コピー制限なしを基本とすること以外で、この問題の本質的な解決がもたらされることはない。</p> <p>法的にもコスト的にも、どんな形であれ、全国民をユーザーとする無料地上放送に対するコピー制限は維持しきれものではない。このようなバカげたコピー制限に関する過ちを二度と繰り返さないため、無料の地上放送についてはスクランブルもコピー制御もかけないこととする逆規制を、政令や省令ではなく法律のレベルで放送法に入れることを私は一国民として強く求める。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>—</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 無料地上波からB-CASシステムを排除し、テレビ・録画機器における参入障壁を取り除き、自由な競争環境を実現する。 2. あまねく見られることを目的とするべき、基幹放送である無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしを基本とする。 3. 無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしとすることを、総務省が勝手に書き換えられるような省令や政令レベルにではなく、法律に書き込む。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	私的録音録画補償金制度
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>私的複製によって生じる著作権者の経済的不利益を補償するため、MD、CD-R、DVD-R等の分離型録音録画専用デジタル録音録画機器・媒体に私的録音録画補償金が賦課されている。文化庁文化審議会において、数年に渡り縮小・廃止に向けた検討が行われ、補償金のそもそもの意義が問われた中で、その解決をおざなりにしたまま、2008年の6月にダビング10解禁のために文部科学大臣と経済産業大臣の間で暫定的な措置としてブルーレイ課金の合意がなされ、消費者不在の中、2009年の5月に著作権施行令の改正によってブルーレイへの課金まで実施された。さらには、この問題について、メーカーと補償金管理協会の間で訴訟が行われるにまで至っている。</p> <p>確かに今はコピーフリーのアナログ放送もあるが、ブルーレイにアナログ放送を録画することはまずもって無いと考えられるため、アナログ放送の存在もブルーレイ課金の根拠としては薄弱であり、そのアナログ放送も2011年には止められる予定となっている。</p> <p>特に、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後2年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金に合理性があったとは私には全く思えない。</p> <p>わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りである。このような不当に厳しいコピー制限が維持される限り、私的録画補償金は廃止すべきである。</p> <p>文化庁の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそもの意義についての意義が問われたが、今に至るも文化庁は、天下り先である権利者団体のみにおもねり、この制度に関する根本的な検討を怠っている（文化庁は、基本問題小委員会を設けたが、始めからメンバーが権利者団体のみ片寄っており、このような腐った小委員会で著作権の根本に関わる問題など検討できないことは明白である。）。</p> <p>世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているということはカケラも無く、権利者団体がその政治力を不当に行行使し、歪んだ「複製＝対価」の著作権神授説に基づき、不当に対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがあらゆる国における実情である。表向きはどうあれ、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国は、私的録</p>

	<p>音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎない。</p> <p>この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどこの国を見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっている。機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製＝対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデタラメさが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実は、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識されなくてはならないことである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>著作権法第30条第2項 著作権法第5章 著作権法施行令第1章</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<p>1. そもそも、著作権法の様な私法が私的領域に踏み込むこと自体がおかしいのであり、私的領域での複製は原則自由かつ無償であることを法文上明確にする。また、刑事罰の有無に関わらず、外形的に違法性を判断することの出来ない形態の複製をいたずらに違法とすることは社会的混乱を招くのみであり、厳に戒められるべきである。</p> <p>2. 特に、補償金については、これが私的録音録画を自由にするための代償であることを法文上明確にする。すなわち、私的録音録画の自由を制限するDRM（コピーワンスやダビング10ほどに厳しいDRM）がかけられている場合は、補償措置が不要となることを法文上明確にする。</p> <p>3. また、タイムシフト、プレースhift等は、外形的に複製がなされているにせよ、既に一度合法的に入手した著作物を自ら楽しむために移しているに過ぎず、このような態様の複製について補償は不要であることを法文上明確にする。実質権利者が30条の範囲内での複製を積極的に認めているに等しい、レンタルCDやネット配信、有料放送からの複製もこれに準じ、補償が不要であることを明確にする。</p> <p>4. 私的録音録画の自由の確保を法文上明確化するとした上で、私的録音録画を自由とすることによって、私的複製の範囲の私的録音録画によってどれほどの実害が著作権者に発生するのかについてのきちんとした調査を行う。</p> <p>この実害の算定にあたっては、補償の不必要な私的複製の形態や著作権者に損害を与えない私的複製の形態があることも考慮に入れ、私的録音録</p>

画の著作権者に与える経済的効果を丁寧に算出する。単に私的録音録画の量のみを問題とすることなど論外であり、その算定に当たっては入念な検証を行う。

5. この算出された実害に基づいて補償金の課金の対象範囲と金額が決められるべきである。特に、その決定にあたっては、コンテンツ産業振興として使われる税金や受信料・電波の割当といった各種の公的に与えられている既得権益も補償金的一种ととらえられることを念頭に置くべきである。この場合でも、将来の権利者団体による際限の無い補償金要求を無くするため、対象範囲と金額が明確に法律レベルで確定される必要がある。あらゆる私的録音録画について無制限の補償金要求権を権利者団体に与えることは、ドイツ等の状況を見ても、社会的混乱を招くのみであり、ユーザー・消費者・国民にとってきちんとセーフハーバーとして機能する範囲・金額の確定が行われなくてはならない。

あるいは、実害が算出できないのであれば、原則にのっとり、私的録音録画補償金制度は廃止されるべきである。

6. 集められた補償金は、権利者の分配に使用されることなく、全額違法コピー対策やコンテンツ産業振興などの権利者全体を利する事業へ使用されるようにするべきである。

なお、天下り先の権利者団体のみにおもねり、国益を無視して暴走する腐り切った文化庁には、もはや、この問題の検討能力は完全に無い。上記のような方向性で検討する必要があると私は考えているが、無理なようであれば、この制度を現行のまま完全に凍結すると閣議決定することも、合わせ検討するべきである。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	著作権保護期間
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の日本の著作権法において、著作権の保護期間は著作者の死後50年とされている。実演、レコード及び放送に関する著作隣接権については、それぞれ実演を行った時、音を最初に固定した時、放送を行った時から50年とされている。文化庁の文化審議会において、延長の検討がなされて来ており、権利者団体と文化庁を除けば、延長を否定する結論が出そろっているにもかかわらず、文化庁は保護期間延長に関して継続して検討しようとし続けている。</p> <p>1. 著作権そのものの保護期間について</p> <p>著作権そのものに関しては、現行でも著作者の死後50年という極めて長い期間に渡って著作権が保護されることになっている。また、著作者人格権については保護期間が切れるということはない。</p> <p>文化的に、ひ孫の孫くらいのことまで考えて創作をしている人間がいるとも思われず、文化の多様化のためにはこれ以上の延長はほとんど何の役にも立たず、経済的にも、著作者の死後50年を経てなお権利処理コストを上回る財産的価値を保っている極めて稀な著作物のために、このコストを下回るほとんど全ての著作物の利用を阻害することは全く妥当でない。</p> <p>また、保護期間延長問題は金銭的な話でないとするリスク論もよく権利者側が持ち出すのだが、創作者が世に出したいと思う形のまま、創作者の名前を付けて著作物を流通させるために、同一性保持権や氏名表示権といった著作者人格権が、既に保護期間が切れることのない権利として規定されているのであり、人格権と財産権を混同した主張は取り上げるに値しない。延長問題は、あくまで権利の財産的な側面のみを考慮して考えられなくてはならない。</p> <p>これほど長期間に渡る著作権の保護期間は、過去の圧倒的多数の著作物の新たな技術による公共利用、過去の大多数の著作物のデジタル情報としての公共利用に対する一大阻害要因となっており、著作権者の個々のメリットに比して社会的デメリットがあまりにも大きな有害な規制として機能している。このような著作権の保護期間については、短縮が検討されてしかるべきである。</p> <p>また、権利者団体と文化庁を除けば日本国内では、この点に関しては延長しないということではほとんど結論が出そろっているのであり、文化庁の保護期間延長に関する検討は完全に止められるべきである。</p> <p>2. 実演家の著作隣接権の保護期間について</p> <p>同一性保持権や氏名表示権などの実演家の人格権も特に保護期間と一緒に切れるということはないので、実演家の著作隣接権の保護期間について</p>

	<p>も人格権と財産権をごっちゃにするリスク論は全く当てはまらない。</p> <p>実演から50年を超えて保護期間を延長することが、文化的な実演を多く生み出すためのインセンティブとなり、このインセンティブが、保護期間延長によって生じる公共利用に対するディスインセンティブを超えるという明確な論拠が示されるならばともかく、実演から50年という期間はかなり著名かつ長命の実演家でなければ切れることがない期間であり、今のところ、実演家の著作隣接権の保護期間延長についても、これを是とするに足る根拠は何一つなく、これも延長されるべきでない。</p> <p>なお、著作隣接権の中でも、実演家の権利と、レコード製作者・放送事業者の権利は大きく性質が異なっているものであり、これらを混同することは百害あって一利ないものである。</p> <p>3. レコード製作者あるいは放送事業者の著作隣接権の保護期間について レコード製作者と放送事業者という創作者ではない流通事業者の著作隣接権は、単にレコード会社や放送局が強い政治力を持っていたことから無理矢理ねじ込まれた権利に過ぎず、その目的は流通コストへの投資を促すことのみであったものである。インターネットという流通コストの極めて低い流通チャネルがある今、独占権というインセンティブで流通屋に投資を促さねばならない文化上の理由もほぼ無くなっているものであり、これらの保護期間は速やかに短縮することが検討されるべきである。</p> <p>なお、放送事業者の権利の保護期間については、今でもローマ条約及びTRIPS協定)で放送から20年と規定されているだけであり、短縮するのに国際的障害はない。合理的な理由無く決められた保護期間を短縮することが憲法上問題になる訳もない。</p> <p>なお、過去、保護期間の短縮を行った国としては、ポルトガルとスペインが存在しており、保護期間の短縮は国際的に見て完全に不可能とされるものではない。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>著作権法第2章第4節 著作権法第4章第6節 ベルヌ条約第7条 万国著作権条約第4条 ローマ条約第14条 レコード製作者の保護に関する条約第4条 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約第17条 TRIPS協定第12条及び第14条</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁における著作権保護期間延長の検討を閣議決定により停止する。 ・放送に関する著作隣接権に関しては、速やかに保護期間を放送を行った時から20年とする。

<p>直しの方向性についての提案</p>	<p>・合わせ、現行ですら余りに長い著作権及びレコード製作者あるいは放送事業者の著作隣接権の保護期間短縮のため、日本政府からベルヌ条約他の関係条約の改正提案を行うことを、政府レベルで検討する。</p>
----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	一般フェアユース条項の導入による著作権規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるインターネットのような場においては、現行の個別の権利制限規制を前提とする著作権法全体がデジタル技術・情報の公正な利活用を阻害するものとなっている。</p> <p>今現在、文化庁の文化審議会において著作権法における一般フェアユース条項の導入が検討されているが、2010年6月の法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」で示された方針は、「A その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」のみを権利制限の一般規定の対象とするべきとその範囲は不当に狭い。確かに法的安定性を高めるといふ点ではこれらの類型について権利制限を設けることは重要であるものの、これほど限定したのでは、これはもはや権利制限の「一般」規定の名に値しない。これでは、既存の個別制限規定がことごとく不当に狭く使いにくいものとされているという現状から来る問題に対処する上では極めて不十分な、狭く使いにくい「個別」規定が新たに追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。</p> <p>インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものであり、著作物の公正利用には上記以外の変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であると考えれば、形式的利用、付随的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない利用に限るといった形で不当にその範囲を狭めるべきでは無く障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等、個別の権利制限規定による対処が不可能な全ての公正利用の類型が含まれるよう、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入すべきである。</p> <p>なお、個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処するべきとする意見もあるが、文化庁と権利者団体がスクラムを組んで個別規定すらかな</p>

	<p>か入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処たり得ない。2009年6月に成立した法改正においても、図書館におけるアーカイブ化のための権利制限の対象を国立国会図書館のみに限り、検索エンジンの権利制限の対象も、「業として行う者」と業規制をかけた上で、政令でその基準を定めようとし、研究目的の権利制限についても、大量の情報の統計解析のみを対象としているなど、不当に厳しい制限が課されており、天下り先の権利者団体のみにおもねる腐り切った文化庁による法改正の検討の弊害は如実に現れている。</p> <p>また、権利を侵害するかもしれないか否かは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幇助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってほしい。</p>
<p>3. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠</p>	<p>著作権法</p>
<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<p>・著作権法に、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入する。</p> <p>ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならないことである。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	著作権の間接侵害・侵害幫助
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられ、今なお係争中である「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件等を考えても、今現在、著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にある。</p> <p>今現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあり、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきである。</p> <p>さらに、著作権の間接侵害事件や侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうことを考えると、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定することが喫緊の課題である。</p> <p>セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、今現在文化庁の文化審議会で検討されているように、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているので不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>著作権法第7章及び第8章 刑法第62条 プロバイダー責任制限法（正式名称は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・プロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討する。 ・合わせ、今現在の文化庁の文化審議会における、著作権法に間接侵害一般規定を設けることに関する検討を停止し、間接侵害や著作権侵害幫助罪

<p>性についての提案</p>	<p>も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定するための検討を開始する。</p> <p>ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。</p>
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	著作権検閲・ストライクポリシー
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>まだ実施されていないと思われるが、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、携帯電話においてダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再生制限を行うという、日本レコード協会の著作権検閲の提案が取り上げられている。</p> <p>同じく、著作権検閲に流れる危険性が極めて高い、フランスで今なお採めているネット切断型のストライクポリシー類似の、ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策が、警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で進められており、さらに、ストライクポリシーの導入の検討を著作権団体が求めている。</p> <p>しかし、通信の秘密という基本的な権利の適用は監視の位置がサーバーであるか端末であるかによらないものであること、特に、機械的な処理であっても通信の秘密を侵害したことには変わりはないとされ、通信の秘密を侵害する行為には、当事者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること（窃用すること）も含むとされていることを考えると、日本レコード協会が提案している違法音楽配信対策は、明らかに通信の秘密を侵害するものであり、さらに、憲法に規定されている表現の自由（情報アクセス権を含む）や検閲の禁止に明らかに反するものとして、このような技術による著作権検閲に他ならない対策は決して導入されてはならないものである。</p> <p>また、本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、それ自体プライバシー権を侵害するものであり、プライバシーの観点からも、このような措置は導入されるべきでない。</p> <p>付言すれば、日本レコード協会の携帯端末における違法音楽配信対策は、建前は違えど、中国でPCに対する導入が検討され、大騒ぎになった末、今現在導入が無期延期されているところの検閲ソフト「グリーン・ダム」と全く同じ動作をするものであるということを政府にははっきりと認識してもらいたい。このような検閲ソフトの導入については、日本も政府として懸念を表明しているはずであり、自由で民主的な社会において、このような技術的検閲が導入されることなど、絶対許されないことである。</p> <p>このような提案は、通信の秘密や検閲の禁止、表現の自由、プライバシーといった個人の基本的な権利をないがしろにするものである。日本レコード協会が提案している、検閲に該当するこのような対策は絶対に導入さ</p>

	<p>れるべきでなく、また技術支援・実証実験等として税金のムダな投入がなされるべきではない。</p> <p>警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーについても、2009年6月に、フランス憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるものであるとして、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定された。フランスでは今なおストライクポリシーに関して揉め続けているが、日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることが担保されなくてはならない。</p> <p>これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やストライクポリシー、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>—</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<p>・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やストライクポリシー、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討する。</p>

・閣議決定により、日本レコード協会が提案している、日本版著作権グリーン・ダム計画について技術支援・実証実験等として税金のムダな投入を行わないこととする。

・同じく閣議決定により、警察庁などが絡む形で進められている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを担保する。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>模倣品・海賊版拡散防止条約の検討・交渉が政府レベルで交渉が行われている。</p> <p>2010年4月に公開されたこの条約の条文案には、法定損害賠償に関する条項が含まれているが、この法定賠償制度は、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつながないものであり、日本において導入されるべきとは到底思えない制度である。選択肢の形になってはいるが、このような不合理な制度の導入を求めている一部の者によって、国内法改正の検討の際に不当に利用される恐れもあり、法定賠償に関する条項については削除を求めるべきである。</p> <p>また、日本の現在の法制度と比較した時、DRM回避規制について今以上の規制強化を必要とする条項も条文案に含まれている。しかし、2009年2月に、DRM回避機器に対して、ゲームメーカー勝訴の判決が出ていることを考えても、今以上の規制強化を是とするに足る立法事実は何一つなく、かえって、今以上の規制強化はユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。このような危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含めた形での条約交渉を、何ら国民的なコンセンサスを得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行うなどおおよそ論外である。日本政府として、海賊版対策条約（ACTA）へのDRM回避規制関連条項の導入に反対し、同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で議論を提起するべきである。</p> <p>同じ条文案には、プライバシー保護に関する条項を入れることを検討すると書かれているものの、条文案には、インターネットにおけるプロバイダーの責任制限等についての条項も含まれており、この部分の法制化によりユーザーの情報アクセスに関する基本的な権利が不当な侵害を受ける恐れがあることを考えると、プライバシーの保護に関する条項だけでは不十分である。国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利である情報アクセスの権利等の情報の自由に関する権利を守るということも、条約に書き込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけるべきである。</p> <p>また4月時点での条約案こそ公開されたものの、依然として交渉に関しては日本政府は要領を得ない概要の公開のみでごまかしている。交渉会合に際しては、毎回速やかに自国の交渉スタンスと各国政府の反応について、議論の詳細を公開するべきである。このような情報の公開に他国の承認が必要であるとするなら、交渉の場で条約に関する詳細情報の公開についての議論を日本政府として積極的に提起し、他国の承認を得るようにするべ</p>

	<p>きである。ほとんど全世界のインターネットユーザーつまり、全世界の全国民の情報アクセスに多大な影響を及ぼしかねないこの条約の交渉については、その交渉に関する全情報が公開されて良い。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>模倣品・海賊版拡散防止条約（検討中）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・模倣品・海賊版拡散防止条約から、法定賠償とDRM回避規制に関する条項について日本政府として削除を求める。 ・同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で日本政府から議論を提起する。 ・プライバシーの権利だけではなく、国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利である情報アクセスの権利等の情報の自由に関する権利を守るということも、条約に書き込むべきであると日本から各国に積極的に働きかける。 ・交渉会合に際し、毎回速やかに自国の交渉スタンスと各国政府の反応について、議論の詳細を公開する。

意見提出者	個人
1. 項目	出会い系サイト規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>出会い系サイト事業者の届け出の義務化を中心とする、出会い系サイト規制法の改正法が年の5月に成立し、同年12月から施行されている。その後、2009年の2月から3月にかけて、警視庁が、SNS各社に対して書き込みの削除要請をし、あるSNSでは内容の精査も無いまま「出会い」に関するコミュニティが全て削除されるということが起こった (http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0904/02/news085.html 参照)。 2009年5月には、やはり警視庁が、SNSサイトの年齢確認の厳格化を要請しており (http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20392643,00.htm 参照)、2009年6月には、無届け出会い系サイト運営容疑で逮捕者まで出ている (http://journal.mycom.co.jp/news/2009/06/02/057/index.html 参照)。</p> <p>警察による出会い系サイト規制法の拡大解釈・恣意的運用によって、ネット利用における不必要かつ有害な萎縮効果が既に発生していることは、一般サイト事業者に対する警察からの要請とその反応から明らかである。</p> <p>この出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反しており、表現の自由などの国民の最重要の基本的な権利をないがしろにするものである、今回の出会い系サイト規制法の改正については、今後、速やかに元に戻すことが検討されなくてはならない。</p> <p>既に逮捕者まで出ているが、出会い系サイト規制法は、その曖昧さから別件逮捕のツールとして使われ、この制度によって与えられる不透明な許認可権限による、警察の出会い系サイト業者との癒着・天下り利権の強化を招く恐れが極めて強い。出会い系サイト規制法を去年の改正前の状態に戻すまでにおいても、この危険な法律の運用については慎重の上に慎重が期されるべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	出会い系サイト規制法（正式名称は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」）
4. ICT利	・出会い系サイト規制法を改正前の状態に速やかに戻す。

活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	
------------------------------	--

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット規制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されている。</p> <p>また、東京都等の地方自治体が、青少年保護健全育成条例の改正により、各自治体の定める理由によってしか子供のフィルタリングの解除を認めず、違反した事業者に対する調査指導権限を自治体に与え、携帯フィルタリングの実質完全義務化を推し進めようとしている。</p> <p>しかし、そもそも、フィルタリングサービスであれ、ソフトであれ、今のところフィルタリングに関するコスト・メリット市場が失敗していない以上、かえって必要なことは、不当なフィルタリングソフト・サービスの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促すことだったはずである。一昨年から昨年にかけて大騒動になったあげく、ユーザーから、ネット企業から、メディア企業から、とにかくあらゆる者から大反対されながらも、有害無益なプライドと利権の確保を最優先する一部の議員と官庁の思惑のみから成立した今の青少年ネット規制法による規制は、一ユーザー・一消費者・一国民として全く評価できないものであり、速やかに法律の廃止が検討されるべきである。</p> <p>フィルタリングに関する規制については、フィルタリングの存在を知り、かつ、フィルタリングの導入が必要だと思っていて、なお未成年にフィルタリングをかけられないとする親に対して、その理由を聞くか、あるいはフィルタリングをかけている親に対して、そのフィルタリングの問題を聞くかして、きちんと本当の問題点を示してから検討してもらいたいとパブコメ等で再三意見を述べているが、今に至るもこのような本当の問題点を示す調査はなされていない。繰り返しになるが、フィルタリングについて、一部の者の一方的な思い込みによって安易に方針を示すことなく、本当の問題点を把握した上で検討を進めるべきである。</p> <p>また、東京都等の地方自治体の推し進める携帯フィルタリングの実質完全義務化について、このような青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制の推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、同じく不適切なその他の情報規制推進についても合わせ、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。</p> <p>なお、フィルタリングについては、その政策決定の迷走により、総務省は携帯電話サイト事業者に無意味かつ多大なダメージを与えた過去がある。携帯フィルタリングについて、ブラックリスト方式ならば、まずブラックリストに載せる基準の明確化から行うべきなので、不当なブラックリ</p>

	<p>スト指定については、携帯電話事業者がそれぞれの基準に照らし合わせて無料で解除する簡便な手続きを備えていればそれで良く、健全サイト認定第3者機関など必要ないはずである。ブラックリスト指定を不当に乱発し、認定機関で不当に審査料をせしめ取り、さらにこの不当にせしめた審査料と、正当な理由もなく流し込まれる税金で天下り役人を飼うのだとしたら、これは官民談合による大不正行為以外の何物でもない。このようなブラックリスト商法の正当化は許されない。今までのところ、フィルタリングサービスであれ、ソフトであれ、今のところフィルタリングに関するコスト・メリット市場が失敗しているとする根拠はなく、かえって必要なことは、不当なフィルタリングソフト・サービスの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促すことだったはずであり、廃止するまでにおいても、青少年ネット規制法の規制は、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売を助長することにつながる恐れが強く、このような不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用が検討されるべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>青少年ネット規制法（正式名称は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」） 各地方自治体の青少年健全育成条例の改正検討（東京都の条例の正式名称は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年ネット規制法を廃止する。 ・廃止するまでにおいても、規制を理由にしたフィルタリングに関する不当な便乗商法に対する監視を政府において強め、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用を検討する。 ・東京都等の地方自治体における青少年保護健全育成条例の改正の検討に対し、その不適切な情報規制推進について、地方自治体法第245条の5に基づき、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出す。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の児童ポルノ規制法により、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」という非常に曖昧な第2条第3項第3号の規定によって定義されるものも含め、児童ポルノの提供及び提供目的の所持まで規制されている。最近も、2009年4月に、アフィリエイト広告代理店社長が児童ポルノ規制法違反幫助容疑で送検され、2009年5月に、児童ポルノサイトへのリンクを張ることについて、児童ポルノ公然陳列幫助容疑で2名が送検され</p> <p>(http://www.j-cast.com/2007/05/09007471.html、http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/05/09/15641.html 参照)、2009年6月には、女子高生の水着を撮影したDVDを児童ポルノとして製造容疑でビデオ販売会社社長他が逮捕されるなど(http://www.47news.jp/CN/200907/CN2009071901000294.html 参照)、警察による法律の拡大解釈・恣意的運用は止まるところを知らず、現行法の運用においてすら、インターネット利用の全てが極めて危険な状態に置かれている。</p> <p>このような全く信用できない警察の動きをさらに危険極まりないものにして、与党である自民党と公明党は、児童ポルノ規制法の規制強化を企て、「自身の性的好奇心を満たす目的で」という主観的要件のみで児童ポルノの所持を禁止する、いわゆる単純所持規制を含む法改正案を第171回国会に提出し、民主党はやはり危険な反復取得罪を含む法改正案を提出し、国会で審議が行われた。第171回国会の解散によって、これらの改正法案は一旦廃案となったが、自民公明両党によって再提出され、今なお継続審議とされているのであり、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとする法改正の検討が今後も続けられかねないという危うい状態にあることに変わりはない。</p> <p>2009年6月には、警察庁、総務省などの規制官庁が絡む形で、検閲にしかかなりようがないサイトブロッキングを検討する児童ポルノ流通防止協議会が発足し、この協議会で児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドラインが作られ、さらに、警察庁からアドレスリスト作成管理団体の公募が行われ、2010年7月には、内閣府の児童ポルノ排除対策ワーキングチームと犯罪対策閣僚会議によって、2010年度中にサイトブロッキングを自主規制として導入するという目標を含む児童ポルノ排除総合対策がとりまとめられている。</p> <p>1. 単純所持規制及び創作物規制について</p> <p>閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは</p>

意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、エスパーでもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではない。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得えない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことである。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くなりならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ない。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。

児童ポルノ規制法に関しては、既に、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることは今の法律の地道なエンフォースであって有害無益な規制強化の検討ではない。児童ポルノ規制法に関して検討すべきことは、現行ですら過度に広汎であり、違憲のそしりを免れない児童ポルノの定義の厳密化のみである。

2. サイトブロッキングについて

警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明なリスト作成管理団体等を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、インターネット・サービス・プロバイダー、検索サービス事業者あるいはフィルタリング事業者がブロッキング等を行うことは、実質的な検閲に他ならず、決して行われてはならないことである。いくら中間に団体を介しようと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このことは、このようなリストに基づくブロッキング等が、自主的な民間の取組という名目でいくら取り繕おうとも、どうして憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や通信の秘密、検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないかということの根本的な理由であり、小手先の運用や方式の変更などでどうにかなる問題では断じて無い。現時点でこの問題の克服は完全に不可能であり、アドレスリスト作成管理団体のガイドライン、公募、これに対する血税の投入等を全て白紙に戻し、このような非人道的なブロッキング導入の検討を行っている各種検討会を全て即刻解散するべきである。

さらに言えば、このように自主規制と称しながら、内閣府の児童ポルノワーキングチームや犯罪閣僚会議といった官主導の会議で実質的な検閲に他ならないブロッキングの導入方針を決めるなど、異常極まりないことである。政府にあっては、速やかに自らの過ちを認め、閣議決定等により危険かつ有害無益な規制強化の方針決定の撤回を行うべきである。

政府において、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、前国会のような危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきである。

違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイト

ブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。

なお、ブロッキングに関する広報・啓発を行う必要があるとすれば、現時点では、権力側によるその濫用の防止が不可能であり、表現の自由や通信の秘密といった憲法に規定された国民の基本的な権利に照らして問題のない運用を行うことが不可能であるという問題の周知にのみ努めるべきである。

3. プロバイダーのセーフハーバーについて

警察の恣意的な運用によって、現行法においてすら児童ポルノ規制法違反幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあることを考え、今現在民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきである。

4. 国際動向について

児童ポルノの閲覧の犯罪化と創作物の規制まで求める「子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」の根拠のない狂った宣言を国際動向として一方的に取り上げ、児童ポルノ規制の強化を正当化することなどあってはならないことである。児童ポルノ規制に関しては、最近、ドイツのバンド「Scorpions」が32年前にリリースした「Virgin Killer」というアルバムのジャケットカバーが、アメリカでは児童ポルノと見なされないにもかかわらず、イギリスでは該当するとしてブロッキングの対象となり、プロバイダーによっては全Wikipediaにアクセス出来ない状態が生じたなど、欧米では、行き過ぎた規制の恣意的な運用によって弊害が生じていることも見逃されるべきではない。アメリカだけを取り上げても、FBIが偽リンクによる罅捜査を実行し、偽リンクをクリックした者が児童ポルノがダウンロードしようとしたということで逮捕、有罪にされるという恣意的運用の極みをやっている

(http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20080323_fbi_fake_hyperlink/参照)、単なる授乳写真が児童ポルノに当たるとして裁判になり、平和だった一家が完全に崩壊している

(<http://suzacu.blog42.fc2.com/blog-entry-52.html>参照)、日本のアダルトコミックを所持していたとして、児童の性的虐待を何ら行ったことも無く、考えたことも無い単なる漫画のコレクターが司法取引で有罪とされている

(<http://wiredvision.jp/news/200905/2009052923.html>参照)などの、極悪かつ非人道的な例が知られている。単純所持規制を導入している西洋キリスト教諸国で行われていることは、中世さながらの検閲と魔女狩りであって、このような極悪非道に倣わなければならない理由は全く無い。

しかし、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ており、アメリカにおい

ても、2009年1月に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2009年2月に連邦控訴裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていることや、2009年のドイツ国会への児童ポルノサイトブロッキング反対電子請願

(<https://epetitionen.bundestag.de/index.php?action=petition;sa=details;petition=386>)

0) に13万筆を超える数の署名が集まったこと、ドイツにおいても児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、既に憲法裁判が提起され

(<http://www.netzeitung.de/politik/deutschland/1393679.html> 参照)、去年与党に入ったドイツ自由民主党の働きかけで、法施行が見送られ、ドイツは政府としてブロッキング撤廃の方針を打ち出し、欧州レベルでのブロッキング導入にも反対していること

(<http://www.welt.de/die-welt/vermischtes/article6531961/Loeschung-von-Kinderpornografie-im-Netz.html>、

<http://www.zeit.de/newsticker/2010/3/29/iptc-bdt-20100328-736-243608-66xml> 参照) なども注目されるべきである。スイスにおいて最近発表された調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っ

ているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制の根拠は完全に否定されているのである

(<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract> 参照)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されるべきではない

(<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/491&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en> 参照)。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきであり、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならない。

かえって、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけるべきである。

5. 児童ポルノ排除対策ワーキングチームについて

上で書いた通り、政府の会議で自主規制と称して実質的な検閲の導入方針が決定されること自体異常極まりないことであるが、このような危険かつ有害無益な規制強化の方針を含む児童ポルノ排除対策ワーキングチームは、ホームページなどを参照する限り、2回しか開かれておらず、議事録も不十分であり、有識者として呼ばれたと分かるのは、児童ポルノ規制に

	<p>ついて根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える非人道的な日本ユニセフ協会のアグネス・チャン氏1名のみである。その下のワーキンググループに至っては議事概要すら公開していない。児童ポルノ排除総合対策案に対するパブコメの期間も実質10日程度とあまりにも短く、到底国民の意見を聞く気があるとは思えない形で意見募集が行われている。パブコメの結果についても、運用以前の問題としてブロッキング等に反対する意見が圧倒的多数だったと思われるにもかかわらず、「運用面での配慮を求める意見が相当数寄せられた」と国民から寄せられた意見を勝手に歪曲し、結果概要にパブコメとは無関係の新聞記事を付けて印象操作を行うなど、到底許されざる恣意的操作を内閣府はパブコメ結果に加えた。</p> <p>このワーキングチームあるいはグループは議事録、議事の進め方、対策のとりまとめ方等あらゆる点で不透明であり、このような問題だらけのワーキングチームで表現の自由を含む国民の基本的権利に関わる重大な検討が進められることなど論外である。このような検討しかなし得ない出来レースの密室政策談合ワーキングチーム・ワーキンググループは即刻解散するべきである。</p> <p>このワーキングチームは即刻解散するべきであるが、さらに今後児童ポルノ規制について何かしらの検討を行うのであれば、その検討会は下位グループまで含めて全て開催の度数日以内に速やかに議事録を公表する、一方的かつ身勝手に危険な規制強化を求める自称良識派団体代表だけで無く、表現の自由に関する問題に詳しい情報法・憲法の専門家、児童ポルノ法の実務に携わりその本当の問題点を熟知している法律家、規制強化に慎重あるいは反対の意見を有する弁護士等も呼ぶ、危険な規制強化の結論ありきで報告書をまとめる前にきちんとパブコメを少なくとも1月程度の募集期間を設けて取る、提出されたパブコメは概要のみではなく全文を公開するなど、児童ポルノ規制の本当の問題点を把握した上で検討が進められるようにするべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>児童ポルノ規制法（正式名称は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・違憲のそしりを免れない現行の児童ポルノ規制法について、速やかに児童ポルノの定義の厳格化のみの法改正を行う。 ・児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないことと閣議決定する。 ・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと、及び、憲法に規定さ

れている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討する。

- ・プロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討する。

- ・児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかける。

- ・児童ポルノ流通防止協議会、内閣府の児童ポルノ対策ワーキングチーム等を解散し、サイトブロッキングの導入に関する検討を完全に停止する。

意見提出者	個人
1. 項目	インターネット・ホットラインセンター・日本ガーディアン・エンジェルズ・日本ユニセフ協会
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>単なる民間団体に過ぎないにもかかわらず、一般からの違法・有害情報の通知を受けて、直接削除要請を行っている、インターネット・ホットラインセンターという名の半官検閲センターが存在している。</p> <p>同じく民間団体に過ぎないにもかかわらず、日本ガーディアン・エンジェルズという団体が、犯罪に関する情報を匿名で受け付け、解決に結び付いた場合に情報料を支払うということを行っており、この7月からネットでの受理まで開始している。</p> <p>また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、2009年6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えるなど、寄付行為に書かれた財団法人の目的を大きく逸脱し、明白に公益を害する行為を繰り返し行い、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとしようとしている。</p> <p>サイト事業者が自主的に行うならまだしも、何の権限も有しないインターネット・ホットラインセンターなどの民間団体からの強圧的な指摘により、書き込みなどの削除が行われることなど本来あってはならないことである。このようなセンターは単なる一民間団体で、しかもこの団体に直接害が及んでいる訳でもないため、削除を要請できる訳がない。勝手に有害と思われる情報を収集して、直接削除要請などを行う民間団体があるということ自体おかしいと考えるべきであり、このような有害無益な半官検閲センターは即刻廃止が検討されて良い。このような無駄な半官検閲センターに国民の血税を流すことは到底許されないのであって、その分できちんとした取り締まりと削除要請ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保すべきである。</p> <p>日本ガーディアン・エンジェルズについても同断であり、直接害が及んでいる訳でもない単なる一民間団体が、直接一般からの通報を受け付け、刑事事件に関与して、解決に結び付いた場合に情報料を支払うということ自体異常である。インターネット・ホットライン・センターにせよ、この日本ガーディアン・エンジェルズにせよ、警察の本来業務を外部委託することがそもそもおかしいのであり、日本ガーディアン・エンジェルズに無駄に国民の血税を流すべきでは無く、その分できちんとした情報受け付けと事件の解決ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保すべきである。また、このようなことに手を染めている日本ガーディアン・エンジェルズは、特定非営利活動法人あるいは認定特定非営利活動法人の名に値するものでは無く、その取り消しが検討されるべきである。</p>

	<p>また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、この6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えているが、日本ユニセフの寄付行為</p> <p>(http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_kifu.html 参照)において、根拠無く焚書と表現弾圧を叫ぶことは、ユニセフの趣旨には入っていないと考えられ、このようなことが事業としてあげられている訳もなく、このような行為は寄付行為違反である。さらに、民主主義の基礎中の基礎である表現の自由等の精神的自由の重要性を考えると、寄付行為違反を超えて、このような行為は明白に公益を害するものである。「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第96条に基づいて、日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から改善命令を出すべきである。また、このような法人は、公益法人あるいは特定公益増進法人の名に値するものではなく、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定取り消しをするべきである。(なお、日本ユニセフ協会は、そのHP http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_tax.html において、募金の税法上の優遇について、特定公益増進法人への寄付が優遇措置を受けられると書いているが、公益法人改革の一環として、既に全ての公益法人に対する寄付に対して同等の優遇措置が認められているのであり(財務省HP http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htm の注参照)、これもかなり悪質なミスリードである。)</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>特定非営利活動促進法 租税特別措置法第66条の11の2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット・ホットラインセンターを廃止する。 ・日本ガーディアン・エンジェルスにおける警察の委託事業を停止する。また、同時に、日本ガーディアン・エンジェルスに対して、特定非営利活動促進法及び租税特別措置法第66条の11の2に基づく特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人の認定の取り消しを検討する。 ・日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から公益を害する活動を止めるよう改善命令を出す。また、日本ユニセフ協会に対して、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定を取り消す。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	情報公開法
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	政策決定に関わる重要文書・資料の保存義務とその義務違反に対する罰則が不明確である。さらに、曖昧な理由に基づいて行政機関等が文書の不開示を決めることが可能である上、その後の客観的な事後救済制度の整備も不十分である。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	情報公開法（正式名称は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」である。）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・他省庁、議員、審議会等委員、関係団体とのやり取りに使用された政策決定に関わる文書は全て作成者と使用者の個人名と役職を付して最低10年保存を義務化し（メール、FAX、電話、面談等全てのやり取りの記録と保存を義務化するべき）、5年でHP上に全て自動公開されるシステムを法制化するべきである。 ・全文書に適用される期限を法定し、それ以降は理由によらず必ず公開されるところとするべきである。 ・文書を廃棄する場合は、HP等による事前告知を義務化するべきである。 ・文書管理責任者を明確にし、故意又は過失による廃棄又は虚偽主張に処分を加えられるとするべきである。 ・開示の実施の方法は、原則として請求者の求める方法によらなければならないと法定し、オンライン開示、電子媒体による開示の促進を図るべきである。 ・不開示情報である「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報」かどうかの判断に、行政機関等の裁量を大きく認めるべきでない。 ・国等における審議・検討等に関する情報で、それを公にすることにより、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がある情報についても、行政機関の裁量が大きく入る余地があるため、原則開示とすべきである。 ・情報公開法6条1項から「容易に」とただし書きを削除し、可能な限り情報は切り分けて開示しなければならないと明確化するべきである。

- ・情報公開法5条1号ハに公務員の氏名を加え、公務員の個人名も原則開示にし、5条5号・6号二を削除・修正し、省庁の検討情報と天下りも含め人事に関する情報も後に原則開示されるべきである。
- ・開示請求から開示決定等までの期限を短縮する。
- ・特例としての開示の無期限延長を見直す。
- ・実費と利用者の負担の両方のバランスを考慮し、手数料の減額を検討する。
- ・不服申立てがなされてから審査会への諮問を行うまでの法定期限を導入する。
- ・情報公開訴訟を、原告の普通裁判籍所在地の地方裁判所にも提起できるようにする
- ・裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書の標目・要旨・不開示の理由等を記載した書面（いわゆるヴォーン・インデックス）の作成・提出を求める手続を導入する・
- ・裁判所が対象文書を実際に見分し、不開示情報の有無等を直に検討できるインカメラ審理手続を導入する。
- ・衆議院事務局は申し訳程度に規定を設けているようだが、それだけではなく、参議院事務局、会派又は議員の活動に関する情報を含め、各議員も含め国会全体におけるきちんとした文書保存制度と情報公開制度を整え、立法府についても保存年限に応じた文書の自動公開システムの法制化を行うべきである。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	国際組織犯罪防止条約・サイバー犯罪条約及びこれらの締結に必要な法改正・ウィルス作成罪
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>国際組織犯罪防止条約の締結には、共謀罪の創設が必要とされているが、現状でも大規模テロなどについてはすでに殺人予備罪があるので共謀罪がなくとも対応でき、その他、個別の立法事実があればそれに沿った形で個別の犯罪についての予備罪の適否を論ずるべきであって、広範かつ一般的な共謀罪を創設する立法事実はない。実行行為に直接つながる行為によって、法益侵害の現実的危険性を引き起こしたからこそ処罰されるという我が国の刑法学の根幹を揺るがすものである共謀罪は、決して導入されるべきではない。組織要件の厳密化にしても、今現在国会に提出されている修正案のような、その目的や意思のみによる限定は客観性を全く欠き、やはり恣意的な運用しか招きようのない危険なものである。このような危険な法改正を必要とする国際組織犯罪防止条約は日本として締結するべきものではない。</p> <p>サイバー犯罪条約は、通信記録や通信内容等の情報の保全・捜索・押収・傍受等について広範かつ強力な手段を法執行機関に与えることを求めているが、このような要請は、我が国の憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くものであり、この条約も日本として締結するべきものではない。前国会に提出されていた法改正案中でも、差し押さえるべき物がコンピューターである場合には、このコンピューターと接続されているあらゆる記録媒体とそこに記録されている情報を差し押さえ可能であるとされていたが、昨今のインターネットの状況を考えると、差し押さえる範囲が過度に不明確になる懸念が強く、裁判所の許可無く捜査機関が通信履歴の電磁的記録の保全要請をすることが出来るとしていた点も、捜査機関による濫用の懸念が強く、このような刑事訴訟法の枠組みの変更は、通信の秘密やプライバシー、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がない限り、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利、といった我が国の憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くものと私は考える。</p> <p>また、ウィルス作成等に関する罪についても、以前の法改正案の「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える」電磁的記録という要件は、客観性のない人の意図を要件にしている点でやはり曖昧に過ぎ、このような客観性のない曖昧な要件でウィルス作成等に関する刑罰が導入されるべきではない。</p> <p>留保・解釈を最大限に活用しても、憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くことになるだろう、これらの条約は、日本として締結するべきものではないものである。前国会に提出されていた法案は廃案のままにするとともに、条約からの脱退を検討し、今後、ウ</p>

	<p>ウイルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期すべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>国際組織犯罪防止条約（正式名称は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」） サイバー犯罪条約（正式名称は、「サイバー犯罪に関する条約」） 刑法の改正検討</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性の提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前国会に提出されていた、国際組織犯罪防止条約及びサイバー犯罪条約の締結のための法改正案は廃案のままにすると閣議決定を行う。同時に、条約からの脱退を検討する。 ・ウイルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期す。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	公職選挙法
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>公職選挙法によって、選挙運動期間中にネットを選挙運動に用いることが完全に禁止されている。2009年7月21日に閣議決定された答弁書（http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/171/toup/t171234.pdf 参照）により、twitter の利用まで公職選挙法違反であるという政府見解が示されている。</p> <p>選挙運動期間中の選挙運動に関するネット上の掲示は全て、公職選挙法の第146条で規制の対象となっている文書図画の掲示とされ、完全に禁止されているが、これは、インターネットにおける正当な情報利用を阻害する一大規制となっている。</p> <p>第148条で、選挙の公正を害しない限りにおいて新聞・雑誌に対し報道・評論を掲載する自由を妨げるものではないと明文で規定しているが、新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、号を逐つて定期的に有償頒布するものであり、第三種郵便物の承認のあるものであり、当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日前一年以来そうであったもので、引き続き発行するものと、ブログ等は無論のこと、大手ネットメディアですら入らない、あまりにも狭い規定となっている。第151条の3で放送についても同様の規定があるが、放送法を参照しており、当然のことながら、動画サイトなどは入らないと考えられる。</p> <p>紙媒体であろうが、ネットだろうが、実名だろうが、匿名だろうが、報道・批評・表現の本質に変わりはない。表現の自由は、憲法に規定されている権利であり、民主主義を支える最も重要な自由として、その代表を選ぶ選挙において、その公平を害しない限りにおいて、あらゆる媒体に最大限認められなくてはならないものであることは言うまでもない。もし、公職選挙法が杓子定規に解釈され、各種ネットメディアに不当な規制の圧力がかけられるようなら、公職選挙法自体憲法違反とされなくてはならない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	公職選挙法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性について	<ul style="list-style-type: none"> ・第142条と第143条の認められる文書図画の頒布・掲示の中に、電子メール・ブログ・動画サイト等様々なネットサービスの利用類型を追加すること等により、公職選挙法第146条の規制を緩和し、ネット選挙を解禁する。 ・公職選挙法第148条の規制を緩和し、新聞等に加えてネットにおける

の提案	報道及び評論の自由も明文で認め、民主主義を支える最も重要な自由として、その代表を選ぶ選挙において、その公平を害しない限りにおいて、ネットメディア、動画サイト、ブログ等における表現の自由を最大限確保する。
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見提出者	個人
1. 項目	天下り
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>2007年6月23日号の週刊ダイヤモンドの「天下り全データ」という特集で、天下りとして2万7882人という人数が示されている。中には他愛のない再就職も含まれているだろうが、2万5千人を超える元国家公務員が各省庁所管の各種独立行政法人や特殊法人、公益法人、企業などにごめき、このような天下り利権が各省庁の政策を歪めているというのが、今の日本のおぞましい現状である。2010年8月に公表されたの内閣府の特例民法法人調査でも、このような特例民法法人だけで6千人を超える天下り理事がいるとしており、これで1割程度減っているというものの、以前の調査と合わせて考えると、様々な団体・企業になお数万人規模の天下り役人がいるのではないかと考えられる。</p> <p>しかし、法改正によって得られる利権・行政による恣意的な許認可権を盾に、役に立たない役人を民間に押しつけるなど、最低最悪の行為であり、一国民として到底許せるものではない。</p> <p>さらに、このような天下り役人が国の政策に影響を及ぼし、国が亡んでも自分たちの利権のみ伸ばせば良いとばかりに、国益を著しく損なう違憲規制を立法しようとするに至っては、単なる汚職の域を超え、もはや国家反逆罪を構成すると言っても過言ではない。</p> <p>知財・情報政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁から各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を決定するべきである。これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定するべきである。また、天下りの隠れ蓑に使われている特殊法人、公益法人、特定非営利活動法人、特定非営利活動法人等は全廃をベースとして検討を進めるべきであり、天下りを1人でも受け入れている団体・法人・企業は各種公共事業の受注・契約は一切できないという入札・契約ルールを全省庁において等しく導入するべきである。</p> <p>また、大臣の承認を受ければ良いとするような迂回天下りや、嘱託職員として再就職するような隠れ天下りや、人事院の「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」などにおいて提案されている、60歳を過ぎてから公務員の身分のまま公益法人などに出向するといった新たな天下りルートも許されるべきでない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根	国家公務員法

拠	
4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案	<ul style="list-style-type: none"> 閣議決定により、国家公務員法で規定されている再就職等監視委員会を凍結し、大臣の承認を受ければ良いとするような迂回天下りや、嘱託職員として再就職するような隠れ天下りや、公務員の身分のまま公益法人などに出向するといった新たに提案されている天下りルートも含め、天下りを完全に禁止する。

意見提出者	個人
1. 項目	メール検閲・DPI技術を用いた広告
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言において、通常のメールと同様SNSサービス中の「ミニメール」の内容が通信の秘密に該当するのは当然のこととしても、メッセージ交換サービスにおけるメールの内容確認を送信者に対しデフォルトオンで認める余地があるかの如き整理がなされている。同じく、DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いた行動ターゲティング広告について、現状でも基準等の作成により導入が可能であるかの如き整理がなされている。</p> <p>しかし、メッセージ交換サービスにおけるメールの内容確認を送信者に対しデフォルトオンで認める余地があるとする事は、実質、送信者が受信者しか知り得ないだろうと思って送る情報の内容について、知らない内に事業者を検閲されているという状態をもたらす危険性が極めて高い。受信情報のフィルタリングに関する要件を一方向的に拡大解釈し、送信者に対するデフォルトオンのメールの内容確認の余地を認めることは、実質的にメール・通信の検閲の余地を認めるに等しく、憲法にも規定されている通信の秘密をないがしろにすることにつながりかねない極めて危険なことである。これはデフォルトオンでメールの内容確認を行う場面が限定的であるか否かという問題ではなく、総務省にあっては、実質的なメールの検閲を是とするかの如き通信の秘密に関する歪んだ整理を速やかに改めるべきである。</p> <p>この部分において、DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いた行動ターゲティング広告についても、利用者の同意がなければ通信の秘密を侵害するものとして許されないのは当然のこととして、DPI技術はネットワーク中のパケットに対して適用されるものであり、一旦導入されてしまうと、その存在と対象範囲について通常の利用者は全く意識・検証し得ないものである。DPI技術についても、利用者が知らない内に通信内容が事業者を検閲されているという状態をもたらす危険性が極めて高く、実質的な検閲をもたらしかねない危険なものとして安易な法的整理はされてはならない。契約書によったとしても、それだけでは、明確かつ個別の同意が十分に得られ、利用者からDPI技術の存在と対象範囲について十分に意識・検証可能となっているとすることはできない。DPI技術の利用については、通常の利用者の明確かつ個別の同意を得ることは現時点では不可能であり、この部分の記載は、現時点で、法的課題を克服することは困難であり、基準等の作成もされるべきではないとされなくてはならない。</p>
3. ICT利活用を阻害	-

<p>する制度・ 規制等の根 拠</p>	
<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<p>・総務省において、SNSサービスにおけるメール監視やDPI技術を用いた広告のような実質的な検閲を是とするか如き歪んだ法的整理を早急に改め、大臣レベルでその見解を公表する。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	携帯電話事業者による差別的なダウンロード容量制限
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言によると、一部の携帯電話事業者が、公式サイト以外のサイトからダウンロードできるファイルの容量制限を行っているとのことであるが、携帯電話事業者による、このような容量制限は、公平性の観点から、独禁法からも明らかに問題がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	・携帯電話事業者による公式サイト以外のサイトからダウンロードできるファイルの容量制限を排除する。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	出会い系サイト規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p><非出会い系>児童被害の7サイトを健全認定 監視機構 http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20100819-00000010-mai-soci</p> <p>現在出会い系サイトおよび掲示板の取り締まり強化が呼びかけられているが出会い系の定義が恣意的に運用されるおそれがある。見知らぬ他人とコミュニケーションをとり、必要に応じてコンタクトをとることは今の世の中めずらしくなく、何でも全て出会い系と定義するかのごとくmixiやツイッター、ピクシブなどを出会い系として取り締まろうとする側の認識欠如が著しい。ツイッターに至っては、政治家や作家を含めて様々な人の利用が見込まれるツールであるがもし出会い系という指定を受ければ公的機関や政治家は少なくともツイッター利用から撤退しなければいけないだろう。実際に犯罪に繋がるような出会いとそうでない出会いの区別を今の警察に求めることは難しい。</p> <p>そして、第三者機関をして健全かどうかを判定するとのことであるがこれは事業者任せにすべきであり、第三者機関は恣意的運用の温床や新たな天下り期間に終わる結果を強く懸念する。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>時期尚早。出会い系サイトという定義の厳密化、公権力による恣意的運用の防止。</p> <p>情報化社会を見据え、現実的ではない方策は少なくとも削除すべき。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯から自民党サイト見られない 「青少年保護」で起きる異常事態 http://www.j-cast.com/2008/03/15017722.html</p> <p>技術が全く追いついていないどころか、最近のニュースで自民党の携帯サイトや災害情報などがブロックされるなど問題が多い。 これもまた有害の定義が曖昧であり、本来は商品の一つとして消費者（親）に選択の余地を与えるためのものであり、国が一律に規制を押し進めていはいはざがない。</p> <p>「有害」は今のところ特定のキーワードでブロックするしかないため「宗教」を設定すれば「金閣寺」すら検索できないという話もある。 自民党の件に関しても「政治団体」で引っかかったのだろう。 そもそも有害の定義が曖昧な上、犯罪性のないサイトも巻き添え規制の被害を被る際に生じる可能性がある人災、経済的損失についてはどう考えているのだろうか。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>あくまでも企業が提供する商品の一つとして啓蒙する。 第三者機関は必要ではなく、携帯電話事業者に任せるべきである。 また、親がフィルタリングを解除する際に申請をする場合、業者を通じて行政に監視されているような心的負担を負う可能性についてももう一度考えてほしい。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>サイトブロッキングに関してはすでに送った項目11とほぼ同じくするため省略。</p> <p>児童ポルノ規制に関して、単純所持規制が生むえん罪を強く懸念する。足利事件でもそうだが現在の警察は推定有罪で捜査をし、証拠物件をなくす、代用監獄の問題といった傾向があるため信用できない。</p> <p>さらに、現在では冤罪であろうと冤罪の立証、後日無罪になったとしても一度負った社会的なダメージ（名誉、本人人生そのもの）を払拭し、変わってしまった本人の人生を以前に戻すということ自体が困難かつ不可能に近い、法的不備もあるため単純所持規制を導入することは恐怖しか感じない。</p> <p>一例で言えばUSB目盛りに児童ポルノを入れ、気に入らない人間の鞆に忍ばせるだけで「単純所持規制」による冤罪が成立し、人生が壊されるわけだが現在の議論からはそこがすっぽりと抜け落ちている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	-
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>児童ポルノの定義を実在の児童が被害を受けているポルノという厳密な定義（曖昧な3号ポルノ定義の廃止）。</p> <p>冤罪を生まぬよう、明確性の原則に沿った厳格な法であるべき。</p> <p>冤罪を被った場合の名誉回復のための法的整備、取り調べの可視化。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	ネット遮断
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>断固反対です。</p> <p>ネット遮断は違憲です。知る権利を阻害しています</p> <p>どうして遮断することにより児童が守られるのか。</p> <p>遮断して虐待なんてなくなるんです。</p> <p>どうして実際の児童を守ろうとしないのですか。遮断しなくても現行法で対応できるのにどうして対応しないのでしょうか。</p> <p>児童ポルノアップロードすることが違法なんですよ。それなのにどうして遮断なんですか。</p> <p>アップロードした人を逮捕すればいいんじゃないんですか。どうして現行法で対応できることを対応しないんですか。</p> <p>そんなことする暇があるのであれば児童を守ることに専念した方がいいんじゃないんですか。</p> <p>現行法で対応できることを対応しないで創作物規制しようとしたりネットを規制したりしておかしいことばかりです。</p> <p>オーバブロックになる。実際外国でちょっとのサイト規制するために数十万のサイトがブロックされています。そんなことになる前にやめて貰いたいです。間違ってからでは遅いです</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	出会い系サイト規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>出会い系サイト事業者の届け出の義務化を中心とする、出会い系サイト規制法の改正法が年の5月に成立し、同年12月から施行されている。その後、2009年の2月から3月にかけて、警視庁が、SNS各社に対して書き込みの削除要請をし、あるSNSでは内容の精査も無のまま「出会い」に関するコミュニティが全て削除されるということが起こった http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0904/02/news085.html 参照)。 2009年5月には、やはり警視庁が、SNSサイトの年齢確認の厳格化を要請しており http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20392643,00.htm 参照)、2009年6月には、無届け出会い系サイト運営容疑で逮捕者まで出ている (http://journal.mycom.co.jp/news/2009/06/02/057/index.html 参照)。 警察による出会い系サイト規制法の拡大解釈・恣意的運用によって、ネット利用における不必要かつ有害な萎縮効果が既に発生していることは、一般サイト事業者に対する警察からの要請とその反応から明らかである。 この出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反しており、表現の自由などの国民の最重要の基本的な権利をないがしろにするものである、今回の出会い系サイト規制法の改正については、今後、速やかに元に戻すことが検討されなくてはならない。 既に逮捕者まで出ているが、出会い系サイト規制法は、その曖昧さから別件逮捕のツールとして使われ、この制度によって与えられる不透明な許認可権限による、警察の出会い系サイト業者との癒着・天下り利権の強化を招く恐れが極めて強い。出会い系サイト規制法を去年の改正前の状態に戻すまでにおいても、この危険な法律の運用については慎重の上に慎重が期されるべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	出会い系サイト規制法（正式名称は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見	出会い系サイト規制法を改正前の状態に速やかに戻す。

直しの方向性についての提案	
---------------	--

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット規制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されている。</p> <p>また、東京都等の地方自治体が、青少年保護健全育成条例の改正により、各自治体の定める理由によってしか子供のフィルタリングの解除を認めず、違反した事業者に対する調査指導権限を自治体に与え、携帯フィルタリングの実質完全義務化を推し進めようとしている。</p> <p>しかし、そもそも、フィルタリングサービスであれ、ソフトであれ、今のところフィルタリングに関するコスト・メリット市場が失敗していない以上、かえって必要なことは、不当なフィルタリングソフト・サービスの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促すことだったはずである。一昨年から昨年にかけて大騒動になったあげく、ユーザーから、ネット企業から、メディア企業から、とにかくあらゆる者から大反対されながらも、有害無益なプライドと利権の確保を最優先する一部の議員と官庁の思惑のみから成立した今の青少年ネット規制法による規制は、一ユーザー・一消費者・一国民として全く評価できないものであり、速やかに法律の廃止が検討されるべきである。</p> <p>フィルタリングに関する規制については、フィルタリングの存在を知り、かつ、フィルタリングの導入が必要だと思っていて、なお未成年にフィルタリングをかけられないとする親に対して、その理由を聞くか、あるいはフィルタリングをかけている親に対して、そのフィルタリングの問題を聞くかして、きちんと本当の問題点を示してから検討してもらいたいとパブコメ等で再三意見を述べているが、今に至るもこのような本当の問題点を示す調査はなされていない。繰り返しになるが、フィルタリングについて、一部の者の一方的な思い込みによって安易に方針を示すことなく、本当の問題点を把握した上で検討を進めるべきである。</p> <p>また、東京都等の地方自治体の推し進める携帯フィルタリングの実質完全義務化について、このような青少年ネット規制法の精神にすら反している、行き過ぎた規制の推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、同じく不適切なその他の情報規制推進についても合わせ、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。</p> <p>なお、フィルタリングについては、その政策決定の迷走により、総務省は携帯電話サイト事業者に無意味かつ多大なダメージを与えた過去がある。携帯フィルタリングについて、ブラックリスト方式ならば、まずブラックリストに載せる基準の明確化から行うべきなので、不当なブラックリスト指定については、携帯電話事業者がそれぞれの基準に照らし合わせて無料で解除する簡便な手続きを備えていればそれで良く、健全サイト認定第三者機関など必要ないはずである。ブラックリスト指定を不当に乱発し、認定機関で不当に審査料をせしめ取り、さらにこの不当にせしめた審査料と、正当な理由もなく流し込まれる税金で天下り役人を飼うのだとしたら、</p>

	<p>これは官民談合による大不正行為以外の何物でもない。このようなブラックリスト商法の正当化は許されない。今までのところ、フィルタリングサービスであれ、ソフトであれ、今のところフィルタリングに関するコスト・メリット市場が失敗しているとする根拠はなく、かえって必要なことは、不当なフィルタリングソフト・サービスの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促すことだったはずであり、廃止するまでにおいても、青少年ネット規制法の規制は、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売を助長することにつながる恐れが強く、このような不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用が検討されるべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>青少年ネット規制法（正式名称は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」） 各地方自治体の青少年健全育成条例の改正検討（東京都の条例の正式名称は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年ネット規制法を廃止する。 ・廃止するまでにおいても、規制を理由にしたフィルタリングに関する不当な便乗商法に対する監視を政府において強め、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用を検討する。 ・東京都等の地方自治体における青少年保護健全育成条例の改正の検討に対し、その不適切な情報規制推進について、地方自治体法第245条の5に基づき、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出す。